

1 定義

給油取扱所とは、専用のタンクから固定された給油設備を使用して自動車や航空機、船舶の燃料タンクへ危険物を直接給油するための取扱所に加えて、当該取扱所において灯油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量 4,000L 以下のタンクに注入するための固定した注油設備によって危険物を取扱う取扱所をいう。

従って、移動タンク貯蔵所や、タンカーなどのタンクに給油する施設は含まれない。

2 技術基準の適用

給油取扱所は、その目的及び形態等により、危令第 17 条及び危則が次のように適用される。

区分	危令第 17 条	危則
屋外給油取扱所	1 項	25 条・25 条の 2・25 条の 2 の 2・25 条の 2 の 3・25 条の 3・25 条の 3 の 2・25 条の 4・25 条の 5
航空機給油取扱所	1 項・3 項	26 条
船舶給油取扱所	1 項・3 項	26 条の 2
鉄道給油取扱所	1 項・3 項	27 条
圧縮天然ガス等充填設備設置給油所	1 項・3 項	27 条の 3
自家用給油取扱所	1 項・3 項	28 条
メタノール等の給油取扱所	1 項・4 項	28 条の 2・28 条の 2 の 3
セルフ給油取扱所	1 項・5 項	28 条の 2 の 5・28 条の 2 の 7
屋内給油取扱所	2 項	25 条の 6・25 条の 7・25 条の 8・25 条の 9・25 条の 10
航空機給油取扱所	2 項・3 項	26 条
船舶給油取扱所	2 項・3 項	26 条の 2
鉄道給油取扱所	2 項・3 項	27 条
圧縮天然ガス等充填設備設置給油所	2 項・3 項	27 条の 4
自家用給油取扱所	2 項・3 項	28 条
メタノール等の給油取扱所	2 項・4 項	28 条の 2 の 2・28 条の 2 の 3
セルフ給油取扱所	2 項・5 項	28 条の 2 の 6・28 条の 2 の 7

3 位置、構造及び設備の基準（共通事項）

(1) 給油取扱所の取扱量

ア 給油取扱所における危険物の最大取扱数量は、危令第 17 条 1 項第 7 号に定める専用タンク、廃油タンク等（廃油タンク、給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー、自家発電設備等に直接接続するタンク）及び簡易タンクの容量の合計により算定すること。（昭和 62 年 4 月 28 日消防令第 38 号）

イ 容器内等で保管する危険物の合計数量は、指定数量未満とすること。（昭和 62 年 4 月 28 日消防令第 38 号）

(2) 給湯用・冷暖房用ボイラー、自家発電設備及び火気使用設備

ア 燃料タンク

(7) 灯油用及び軽油を貯蔵する専用タンク及び廃油タンクから給油取扱所内の給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー及び自家発電設備へ燃料を供給することができる。（昭和 62 年 4 月 28 日消防令第 38 号）

(イ) 燃料タンクは、給油取扱所の専用のもので、当該タンクから多用途部分への燃料供給は行わないこと。

(ロ) 燃料タンクを地上に設ける場合は、指定数量未満とし、給油取扱所内の耐火構造のタンク専用室又は油庫内に設置すること。ただし、タンク容量が 200L 未満のものにあっては、ボイラー室に設置することができる。

(ハ) 燃料タンクの位置については、火災予防条例の基準の例によること。

イ ボイラー室等

(7) ボイラー室

a 可燃性蒸気の流入するおそれのない構造とすること。

b 耐火構造の専用室とするよう指導する。★

c 専用室の開口部は、整備室、給油空地及び注油空地に面する部分には設けないよう指導する。★

(イ) 火気使用設備

ボイラー、調理用コンロ等の火気使用設備については、火災予防条例の基準の例によること。

(3) 可燃性蒸気回収装置

可燃性蒸気回収装置を設ける場合は、外気に開放された部分に設置すること。ただし、可燃性蒸気回収装置をパイプスペース等に設ける場合は、可燃性蒸気が滞留しない措置が講じられていること。

(4) 通気管先端部を上屋上に設ける場合

通気管先端部を上屋上に設ける場合は、上屋上に可燃性蒸気が滞留しない構造とすること。

4 屋外営業用

前 3 によるほか、次によること。

(1) 危令第 17 条第 1 項の適用

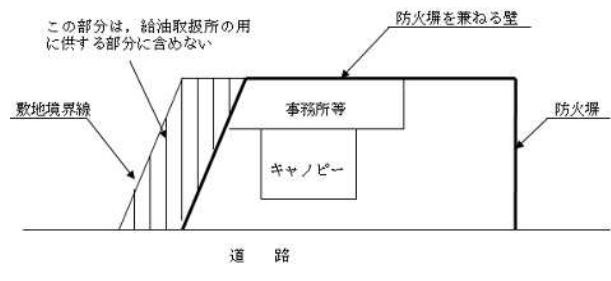
危令第 25 条の 6 に規定する上屋等の空地の比率が 3 分の 1 以下のもの（当該比率が 3 分の 2 までのものであって、かつ、火災の予防上安全であると認められるものを含む）（令和 3 年 7 月 21 日消防令第 172 号）については、危令第 17 条第 1 項を適用する。

ア 給油取扱所の敷地面積

給油取扱所の敷地境界線とは、建基令第 2 条（ただし書部分を除く。）に規定する敷地面積のうち、給油取扱所の用に供する部分の面積をいい、次により算定すること。

(7) 給油取扱所の敷地境界線に防火塀が設けられている場合は、防火塀の中心（建築物の壁が防火塀を兼ねる場合にあってはその中心線）と道路に面する側の道路境界線に囲まれた部分とする。

(イ) 給油取扱所が建築物内にある場合は、給油取扱所の用に供する部分の壁の中心線と道路に面する側の道路境界線に囲まれた部分とする。



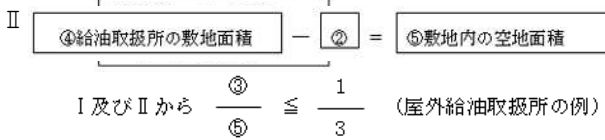
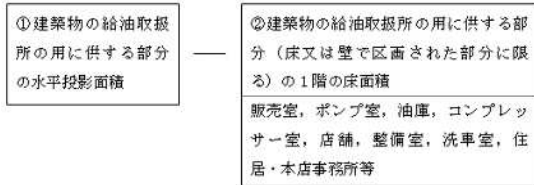
イ 上屋等の比率の算定

(7) 危令第 25 条の 6 に規定する上屋等の算定方法は、次のとおりとする。

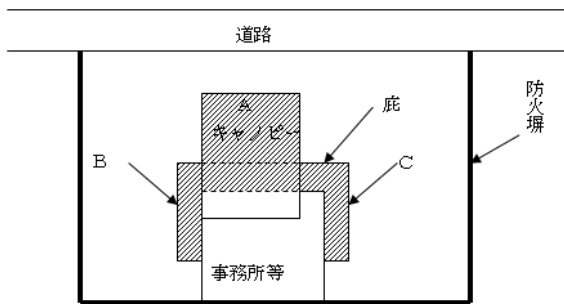
なお、「給油取扱所の用に供する部分の 1 階の床面積の合計を減じた面積」には、上屋以外の販売室などを設けた庇の面積も含まれるものであること。

◇ 11 給油取扱所

I

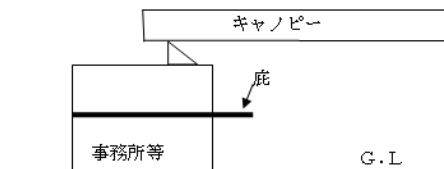


III 平面図



※ 上屋面積は 〇〇部分 (A+B+C)

IV 立面図

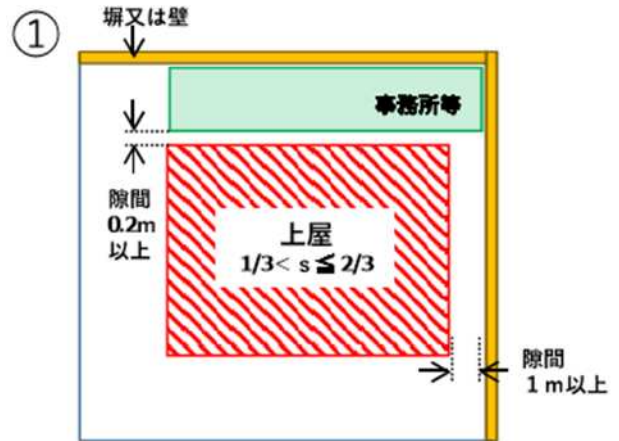


上屋面積の算定例

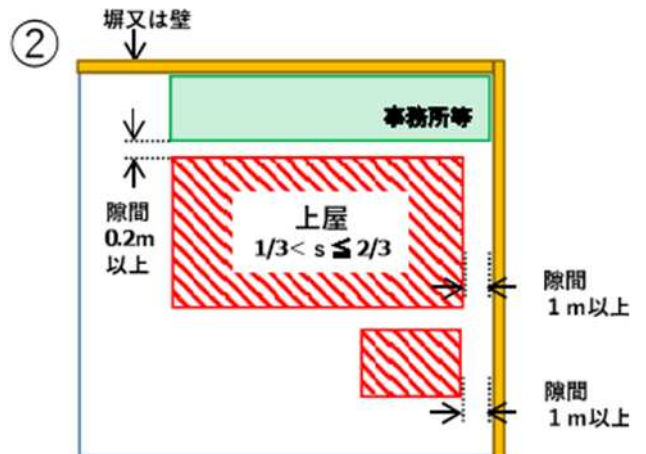
- (イ) 上屋にルーバーを設ける場合は、原則としてルーバー部分も水平投影面積に算入すること。
- (ロ) 建築物の上屋のはりのうち、幅 50cm 以上のものは水平投影面積に算入すること。
- (ハ) 上屋の吹き抜け部分は水平投影面積に算入しない。
- ウ 火災の予防上安全であると認められるものは、以下の全ての事項を満たすものであること。(別図①～③参照)なお、建築物内に設置するもの及び給油取扱所の用に供する部分の上部に上層を有するものについては認められないこと。(別図④、⑤参照)(令和3年7月21日消防危第172号)
- (ア) 道路に1面以上面している給油取扱所であって、その上屋(キャンピアー)と事務所等の建築物の間に水平距離又は垂直距離で0.2m以上の隙間があり、かつ、上屋(キャンピアー)と給油取扱所の周囲に設ける塙又は壁の間に水平距離で1m以上の隙間が確保されていること。
- (イ) 可燃性蒸気が滞留する奥まった部分を有するような複雑な敷地形状ではないこと。

※認められる例

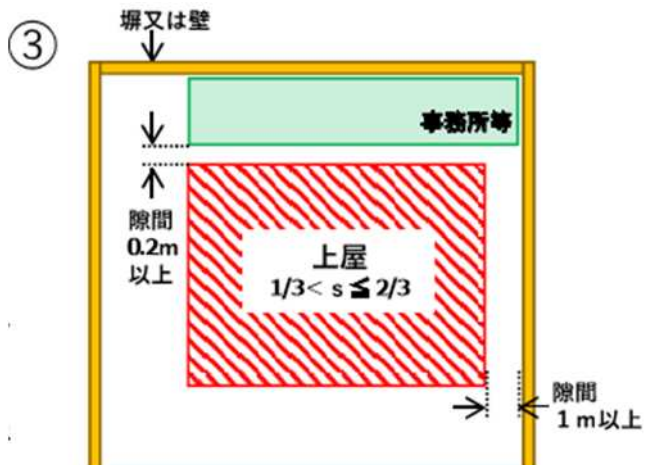
$1/3 < s \leq 2/3$ かつ上屋の周りに隙間ありかつ敷地形状が複雑でない



2面が道路に面している(上屋:単独)
上屋が塙又は壁から1m以上離れている



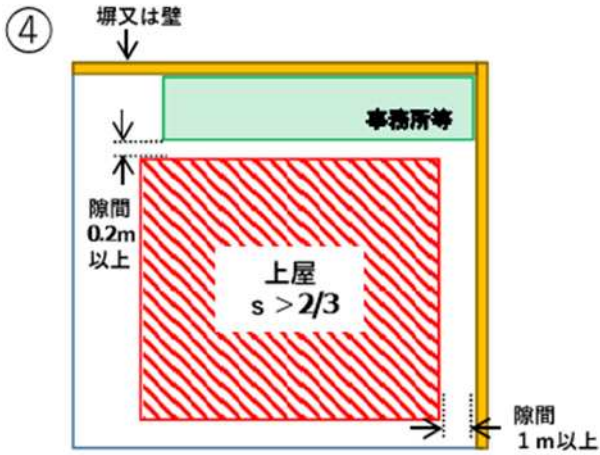
2面が道路に面している(上屋:複数)
上屋が塙又は壁から1m以上離れている



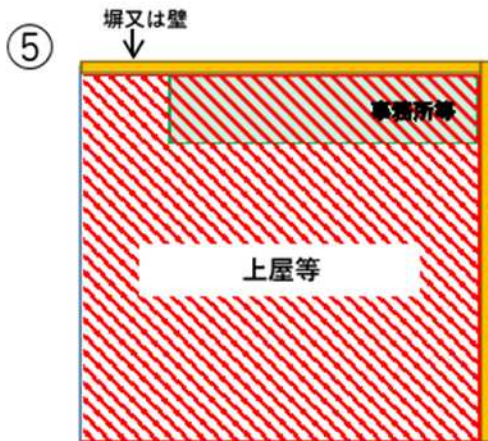
1面が道路に面している(上屋:単独)
上屋が塙又は壁から1m以上離れている

※認められない例

S>2/3 又は建築物内に設置するもの又は給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するもの



2面が道路に面している（上屋：単独）
上屋が塀又は壁から1m以上離れている



建築物内に設置するもの又は給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するもの

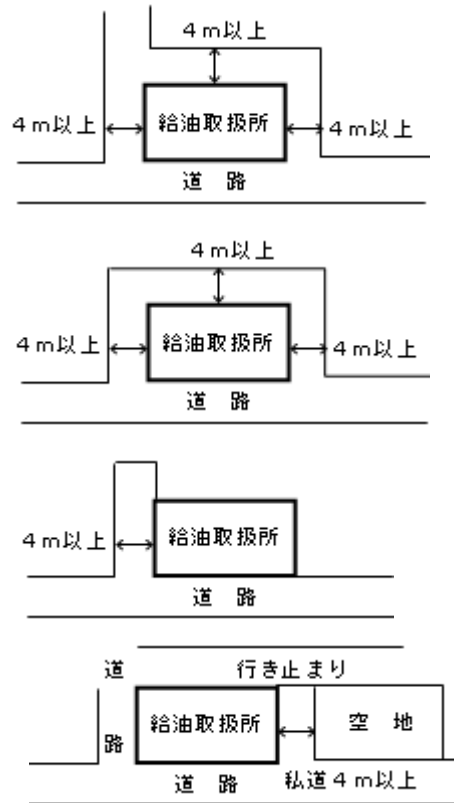
エ 許可の変更に関する取扱いについて

現に危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）第17条第2項の屋内給油取扱所として許可を受けている給油取扱所のうち、改正後の危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第25条の6の規定により屋内給油取扱所の範囲から外れるものについて、政令第17条第1項の屋外給油取扱所としての許可を受けたものとして取扱う場合は以下の取扱いとすること。

- (7) 変更時に上屋（キャノピー）、消火設備、警報設備等の工事を伴うものについては、「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」（平成14年3月29日消防危第49号）により手続を行うこと。
- (4) 変更時に上屋（キャノピー）、消火設備、警報設備等の工事を伴わないものについては、同通知に規定する「資料による確認を要する変更工事」に準じた手続を行うこと。（令和3年7月21日消防危第172号）

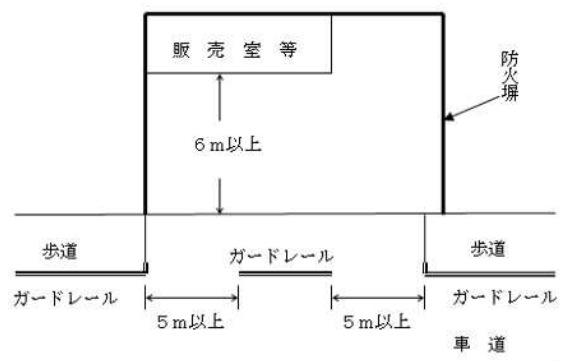
(2) 自動車等の出入りする側

ア 危令第17条第1項第19号に規定する「自動車等の出入りする側」とは、幅員が概ね4m以上の道路（危則第1条第1号に規定するもの）に接し、かつ、給油を受けるための自動車等が出入りできる側をいうものであること。（平成9年3月25日消防危第27号質疑及び平成10年10月13日消防危第90号質疑）ただし、道路に接する空地に極端な段差や勾配があり給油を受ける自動車等が出入り出来ない場合は、道路に接しているとは見なさない。



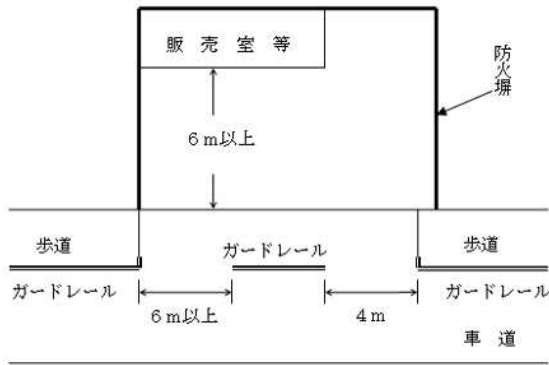
イ 危令第17条第1項第2号の間口に面する自動車等の出入りする側に、ガードレール等が設けられている場合で、幅10m以上の出入口が確保出来ない場合は、幅5m以上の出入口を2箇所以上設けるものとし、その出入口は給油空地のうち、間口10m以上、奥行き6m以上の矩形部分の間口の前面にとらなければならない。（昭和45年5月4日消防危第81号）

※ 認められる例

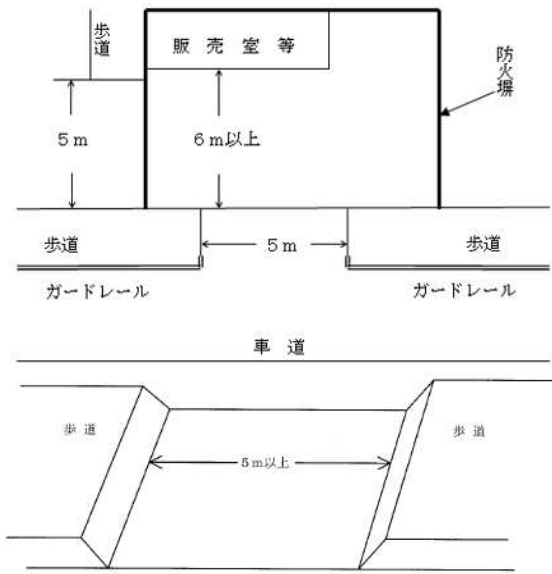


◇ 11 給油取扱所

※ 認められない例

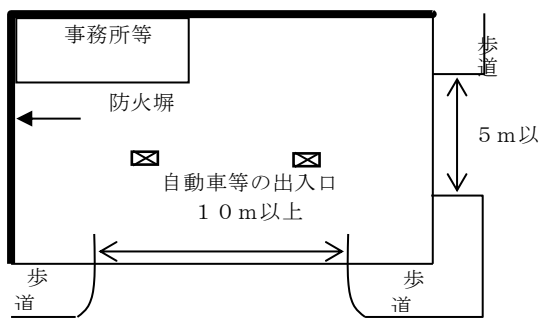


※ 認められない例



歩道切り下げ図

ウ 前イに掲げる部分以外の部分に危令第 17 条第 1 項第 19 号に定める自動車等の出入口する側を設ける場合は、当該自動車等の出入口の有効幅員は 5 m 以上とするよう指導する。★

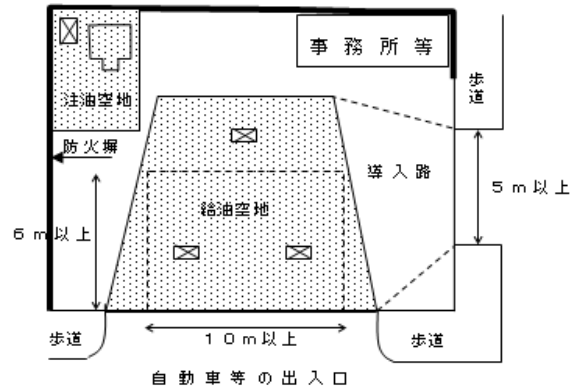


(3) 給油空地 (平成 18 年 5 月 10 日消防危第 113 号)

ア 給油空地は、自動車等の出入口から固定給油設備に至るまでの導線及び固定給油設備から出口に至る導線を含めて (導入路を除く。) その空地内に、間口 10m 以上、奥行き 6m 以上の矩形を道路境界線に面して包含し、車両の出入り及び給油業務に必要な大きさを有していること。

なお、導入路には、走行に支障となる物品等を置かないこと。

イ 固定給油設備の位置は、給油の際、車両が設定給油空地からはみ出すことがなく、また、切り返すことなく車両の出入りが可能な位置とする。



給油空地及び注油空地の例

ウ 危令第 17 条第 1 項第 2 号に規定する給油空地内には、上屋の柱、アイランド (固定給油設備を置くため、地盤面より 15cm 以上高くした鉄筋コンクリート製の台をいう。以下同じ。) 等の給油取扱所の構造上必要なものに限り、設けることができるものとする。ただし、自動車等の窓ガラス拭き、灰皿の処理等の軽微な作業を行うための物品を収納する棚 (アイランドサービスユニット、クイックサービスユニット等という。) 及び外部リーダープリンタについては、アイランド上の給油業務に支障のない場所に固定して設置する場合に限り認めるものとする。

エ 給油空地が道路に直接面してなくてもよい場合。(平成 13 年 11 月 21 日消防危第 127 号)

(ア) 給油空地は、間口 (主たる乗り入れ部へ通じる給油空地の一边の長さ) を 10m 以上とし、奥行きを 6m 以上とすること。

(イ) 乗り入れ部は、車両の出入りが円滑にできる幅を確保すること。

(ロ) 給油取扱所における火災等災害の発生時に、給油取扱所内に顧客が誤って進入しないため、また、給油取扱所内の顧客を迅速に退出させるため、主たる乗り入れ部と給油空地とは相互に十分見通せる位置関係とすること。

給油空地の例示 (凡例)



主たる乗り入れ部への導線

図 1

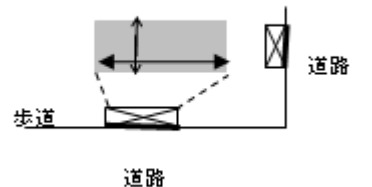


図 2

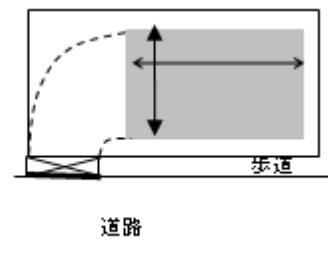


図 3

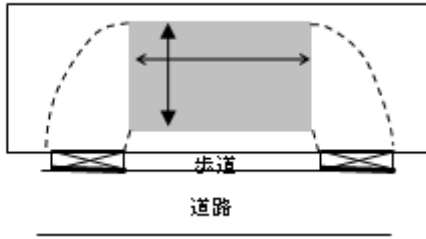


図 4

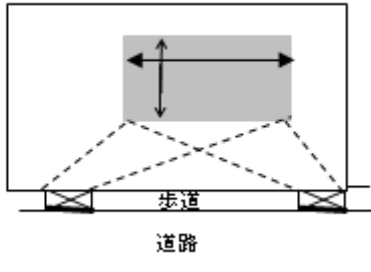


図 5

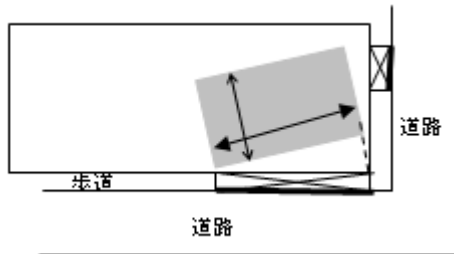
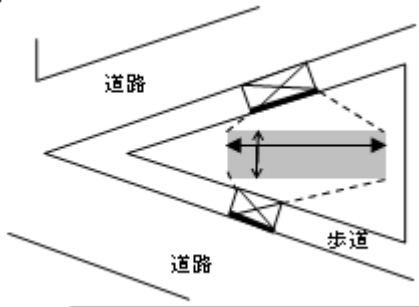


図 6



(4) 注油空地

ア 注油空地は、給油空地以外の場所に設けるものとし、容器等への小分けのみを目的とする場合は、概ね 4 m² (2m×2m) 以上とするよう指導する。

★

イ 容器の置き台等を設ける場合は、当該置き台等を注油空地に包含すること。(平成 18 年 5 月 10 日消防危第 113 号)

ウ 4,000L 以下のローリー等(容量 2,000L を超えるタンクにあっては、その内部を 2,000L 以下ごとに仕切ったものに限る。)に注油する場合は、車両がはみ出さない十分な広さの空地とすること。(平成 18 年 5 月 10 日消防危第 113 号)

エ 給油取扱所において、車両に固定した指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取扱うタンク(以下「移動タンク」という。)に最大吐出量が毎分 60L 以下の固定給油設備から一日当たり指定数量未満の軽油を注入する行為は、次の対策を講じた場合に認めて差し支えない。(平成 21 年 3 月 9 日消防危第 35 号)

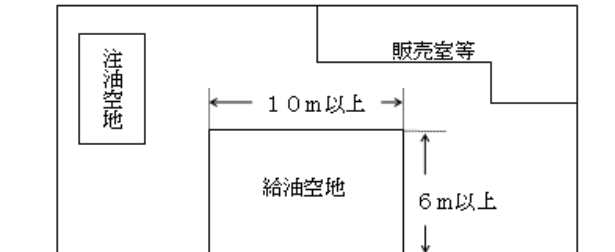
(7) 移動タンクに注入するときは、注入管を用いるとともに、当該注入管をタンクの底部に着けること。

(イ) 車両の一部又は全部が給油空地からはみ出たまま移動タンクに注入しないこと。

(ロ) 顧客自ら移動タンクに注入しないこと。

オ 注油空地の排水溝及び油分離装置は、給油空地のものと同用できる。(平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号)

カ 注油できるタンクローリーを、給油取扱所の敷地内を常置場所とすることは原則としてできないものであること。ただし、少量危険物移動タンク貯蔵所は、敷地内(駐車スペースが有るもの)を常置場所とすることができる。



※ 給油空地及び灯油用注油空地の例

(5) 給油及び注油空地の舗装

ア 危則第 24 条の 16 に規定する性能を有する舗装としては、鉄筋コンクリートによるものがあること。

なお、コンクリート内の鉄筋は、埋設配管に接触させないこと。

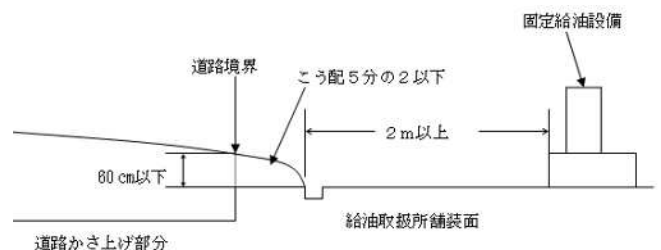
イ 前アの舗装に加え、地盤面舗装材料を用いる場合は、準不燃材料(JIS 難燃 2 級)以上もので、通電性、耐油性、車両荷重に対する強度、排水性を考慮すること。(昭和 59 年 8 月 22 日消防危第 91 号)

ウ 給油取扱所の周囲の地盤が、道路の改修等(かさ上げ等)のため給油空地及び灯油用注油空地よりも高くなり、アに適合しなくなる場合は、次の措置を講ずること。(昭和 44 年 11 月 25 日消防危第 276 号)

(7) 改修のされた道路と給油取扱所の境界部分の高低差を 60cm 以下とする。

(イ) 当該敷地境界部分の高低差を埋める盛り上げ部分はアイランド(固定給油設備の基礎)の道路に面する側から 2m 以上離れていること。

(ロ) 盛り上げのこう配が 5 分の 2 以下であること。



エ 給油空地及び注油空地以外の部分は、アスファルトによる舗装とすることができる。(平成 31 年 4 月 19 日消防危第 81 号)

ただし、アスファルト部分に漏えいした危険物が敷地外に流出しないような措置(給油空地及び注油空地を排水溝で囲む等)を講ずること。★

(6) 給油空地等の滞留及び流出防止措置

ア 可燃性蒸気の滞留防止措置(平成 18 年 5 月 10 日消防危第 113 号)

排出設備等の設備による措置ではなく、給油取扱所の構造で措置する必要があること。

◇ 11 給油取扱所

なお、措置例としては給油空地等の地盤面を周囲の地盤面より高くするとともに、その表面に適当な傾斜をつける方法があるが、地盤面の傾斜は当該給油空地等に近い道路側に可燃性蒸気が排出されるよう措置すること。

イ 危険物の滞留防止措置（平成 18 年 5 月 10 日消防危第 113 号）

給油空地等に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備（以下「固定給油設備等」という。）から危険物が漏れた場合においても、危険物が空地内に滞留しないよう措置する必要があること。

なお、措置例としては空地の地盤面を周囲の地盤面より高くするとともに、その表面に適当な傾斜をつける方法があること。

ウ 危険物の流出防止措置（平成 18 年 5 月 10 日消防危第 113 号）

給油空地等に存するいずれの固定給油設備等から危険物が漏れた場合においても、危険物が給油取扱所の外部に流出することなく、危告示第 4 条の 51 に規定する危険物の数量が貯留設備に收容されるよう措置する必要があること。

(7) 水に溶けない危険物のみを取扱う給油取扱所の措置例としては排水溝及び油分離装置を設ける方法があるが、この場合、油分離装置は貯留設備としての基準を満足する必要があること。

なお、油分離装置については、次によるものとする。

a 油分離装置の設置位置（平成 18 年 5 月 10 日消防危第 113 号）

危則第 24 条の 17 第 2 号に規定する「火災予防上安全な場所」については、次に掲げる場所以外の部分とする。

なお、給油取扱所の建築物の出入口付近及び駐車場所（洗車後の拭取り等を行う場所を含む。）についても油分離装置を設けないように指導すること。★

(a) 給油空地等（車両出入口、車両導入路を含む。）

(b) 専用タンクの注入口周囲

(c) 付随設備等が設置されている場所（付随設備等を使用する際に自動車が停車する場所を含む。）

(d) 危令第 17 条第 2 項第 9 号に規定する空地

b 油分離装置の危険物收容能力

(a) 油分離装置の收容能力

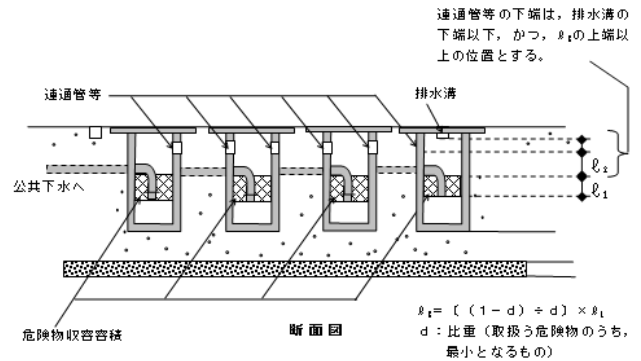
油分離装置の收容能力については、次図の部分の容積によるものとし、当該部分の容積が危告示第 4 条の 51 に規定する危険物の数量以上であること。

なお、各槽における危険物のオーバーフローを防止するため、連通管又は切欠き（以下「連通管等」という。）を次図により設けること。

(b) 油分離装置が複数ある場合の危険物收容能力（平成 18 年 9 月 19 日消防危第 191 号）

給油取扱所に油分離装置が複数ある場合については、原則として、個々の油分離装置全てが前(7)の收容能力を確保できるものであること。

ただし、固定給油設備等から漏えいした危険物が複数の油分離装置に收容されるよう措置を講じた場合は、この限りでない。



油分離装置の平面図及び断面図

(i) 水に溶けない危険物以外の危険物を取扱う給油取扱所（水に溶けない危険物を取扱う給油取扱所に併設するものを含む。）における措置例としては「◇11 給油取扱所」11(2)イによる方法があること。

エ 排水溝は塀又は建築物等のない側には全て設けること。

オ 排水溝の大きさは、深さ 10cm 以上、幅 10cm 以上とし、滞水しないように適当な勾配をつけること。★

カ 車両の通行に供する部分に設ける排水溝は、溝縁を容易に破損しない構造とすること。

キ 油分離装置の材質は、コンクリート製（耐油性を有し、かつ自動車等の荷重に耐えるように設置された場合は、FRP（ガラス繊維強化プラスチック樹脂）でもよい。）とすること。（昭和 47 年 5 月 4 日消防予第 97 号）

ク 油分離装置の数、大きさ及び槽数は、流入されることが予想される油水量により決定するが、給油取扱所の排水には相当量の土砂が含まれているため、4 槽以上の油分離槽とすること。★

(7) 防火塀

ア 防火塀に設ける開口部

(7) 防火塀に設けることができる開口部は、危則第 25 条の 4 の 2 第 1 号に規定するもののほか、次によるものとする。

a 自家用の車両等の車庫を給油取扱所の塀で遮断した場合、塀の一部に出入口を設けて自動車を通すことができる。この場合において、車両等が通過する部分は、給油空地及び注油空地以外とするほか、出入口は特定防火設備で必要最小限の大きさとし、使用時以外は閉鎖しておくこと。

b 給油取扱所の建築物の壁が防火塀を兼ねる部分は、原則として出入口等の開口部を設けないこと。ただし、1 階事務室等の壁体に敷地外へ通じる自閉式の特定防火設備を設けた避難用出入口の場合は、この限りでない。

なお、この出入口は必要最小限度（2 m²以内）とする。（昭和 62 年 6 月 17 日消防危第 60 号）

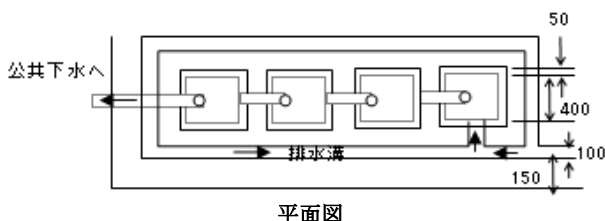
c 給油取扱所の建築物の壁が防火塀を兼ねる部分に設ける換気口、ダクト等は防火ダンパーが設けられたものとする。

(i) 輻射熱の算出を必要とする開口部（平成 18 年 9 月 19 日消防危第 191 号）

前(7)の開口部のうち、危則第 25 条の 4 の 2 第 1 号に規定するものについては、危告示第 45 条の 52 第 3 項に規定する式を満足する場合に限り設けることができるものであること。

イ 防火塀の高さ

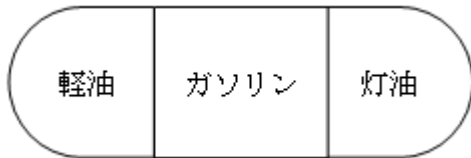
給油取扱所に隣接又は近接する建築物の外壁及び軒裏が、耐火構造、準耐火構造又は防火構造以外の構造である場合は、当該外壁及び軒裏における輻射熱が危告示第 4 条の 52 第 3 項に規定する



平面図

式を満たすか否かにより、防火壁の高さを算出すること。

- ウ 危則第 1 条第 1 号に定める道路に接していない場合及び出入口の有効幅員が概ね 5m 以下の場合、防火壁を設けること。
- エ 防火壁の高さを定める基準点は、防火壁に接した給油取扱所の地盤面とするものであること。
- オ 上屋等が給油取扱所の周囲に設ける防火壁（建築物の壁体を兼ねる場合を含む。）に水平距離で、概ね 1m 以内に接近している場合は、当該防火壁は上屋まで立ち上げ一体とすること。
この場合、立ち上げた壁体の面が道路境界である場合を除き、開口部を設けないこと。（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号）
- カ 給油取扱所から自動車等が出る際に交通事故が発生する恐れがあるもの等については、視認性確保のため、危規則第 25 条の 4 の 2 第 2 号を満たす場合、危政令 23 条を適用し、道路境界線から 1メートル以内に限り、切欠きを設けてよい。（平成 30 年 3 月 29 日消防危第 4 2 号）
- (8) 専用タンク等
 - ア 専用タンクは、当該給油取扱所の敷地内に設けるよう指導する。★
 - イ 専用タンクを 2 以上の室に仕切り、それぞれ品名の異なる危険物を貯蔵する場合には、ガソリンと灯油とを隣接した室としないよう指導する。★



好ましくない例

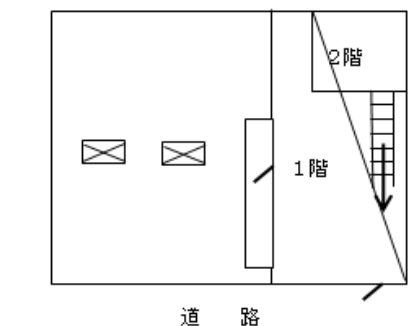
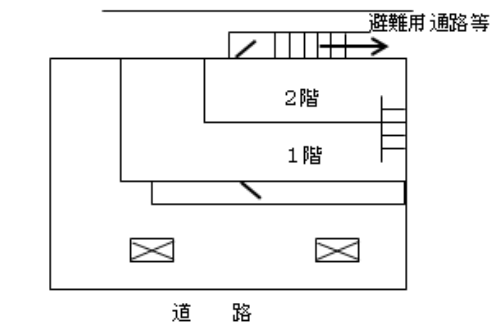


好ましい例

- ウ 中仕切りタンクによるガソリンと廃油の貯蔵は認められない。（昭和 62 年 6 月 17 日消防危第 60 号）
- エ その他
 - 専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクの設置方法については、それぞれ地下タンク貯蔵所及び簡易タンク貯蔵所の例によるほか、次によること。
 - 専用タンク及びボイラー等に直接接続するタンクの注入口は、販売室等の出入り口から水平距離で 2m 以上離すとともに静電気除去用接地電極を地盤面上 60cm 以上、1m 以下の高さに設けること。
- (9) 建築物の用途
 - 危則第 25 条の 4 第 1 項に掲げる用途とは、壁等で区画された部分をいい、同項の規定によるほか、次によること。
 - ア 給油取扱所には、建築物以外の工作物（立体駐車場・ラック式ドラム缶置場・大規模な広告物等）の設置は認められないものであること。（昭和 62 年 4 月 28 日消防危第 38 号）
 - イ 自動販売機、郵便ポスト、電話ボックス、銀行の現金支払機等の物件を建築物の外に設置することは、可燃性蒸気の滞留する恐れのある場所に不特定多数の人が集まったり、給油業務の時間以外に人が出入りする原因となるため認められないも

のであること。（昭和 62 年 6 月 17 日消防危第 60 号）

- ウ 給油取扱所の建築物の主たる用途には、会議室、更衣室、休憩室、応接室、倉庫、廊下、洗面所、便所等機能的に従属する部分も含まれること。（昭和 62 年 4 月 28 日 消防危第 38 号）
- エ ポンプ室、油庫及び給油又は灯油の詰替えの作業場と一体の建築物内に設けられた自動車の点検、整備を行う作業場（壁等で区画されていないものは、危則第 25 条の 4 第 1 項第 1 号に含まれるものであること。（昭和 62 年 4 月 28 日消防危第 38 号）
- オ トラック運転手用簡易宿泊所、給油取扱所の従業員の寄宿舍等の用途は、危則第 25 条の 4 第 1 項の用途には認められないものであること。（昭和 62 年 4 月 28 日消防危第 38 号）
- カ 危則第 25 条の 4 第 1 項第 2 項の、店舗、飲食店又は展示場は、次によること。
 - (ア) 給油、灯油又は軽油の詰替え又は自動車の点検・整備若しくは洗浄のため給油取扱所に入出入りするものを対象とする為、営業時間等は給油取扱所と同一であること。（昭和 62 年 4 月 28 日消防危第 38 号）
 - (イ) 店舗、飲食店又は展示場においては、物品の販売、展示又は飲食物の提供だけでなく、物品の貸付、行為の媒介、代理、取次等の営業ができるものであり、これらの営業に係る商品、サービス等の種類については、制限はないものであること。
ただし、キャバレー、ナイトクラブ、パチンコ店、ゲームセンター、理容室、美容室等は上記(ア)により除かれるものであること。（昭和 62 年 4 月 28 日消防危第 38 号）
 - (ウ) 建築物の窓を介しての物品販売又は車両に乗車したままの販売は、当該窓を給油空地又は注油空地の直近に設けない場合について認めることができる。（平成 9 年 3 月 25 日消防危第 27 号）
 - (エ) 危則第 40 条の 3 の 6 第 2 項第 1 号の容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる場合とは、建築物の 2 階から直接、給油取扱所の敷地外へ避難できる構造となっている場合をいうものであること。（平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号）



◇ 11 給油取扱所

敷地外へ直接避難できる構造例

なお、注入口、固定給油設備等の位置及び隣地の状況等を勘案し、安全に2階から屋外階段により給油敷地内に降りたあと、給油に必要な空地を通ることなく容易に給油取扱所の敷地外に避難できる場合は、2階部分に店舗、飲食店又は展示場を設けることができるものであること。

(オ) 危則第25条の4で定める、300㎡以内の算定については、(①給油取扱所の業務を行うための事務所、②給油、灯油の詰替え又は自動車等の点検整備若しくは洗浄の為に給油取扱所に入り出する者を対象とした店舗、飲食店又は展示場、③自動車の点検、整備を行う作業場、)を算入するものであること。(昭和62年4月28日消防令第38号)

(カ) 危則第40条の3の6で定める、展示場の業務である、販売目的タイヤの大型展示ガレージの設置については、固定設置する場合は、変更許可申請の対象となるものであること。

なお、面積算定が必要であり、構造等にあつては、鉄骨鉄板製、シャッター設置、火気を取扱わず、給油作業等に支障のない場所とすること。(平成15年3月27日消第4576号・平成10年10月13日消防令第90号)

キ 自動車等の部分的な補修を目的とする塗装業務は、危則第25条の4第1項第3号に規定する自動車等の点検・整備を行う作業場に含まれる。(平成14年2月26日消防令第29号)

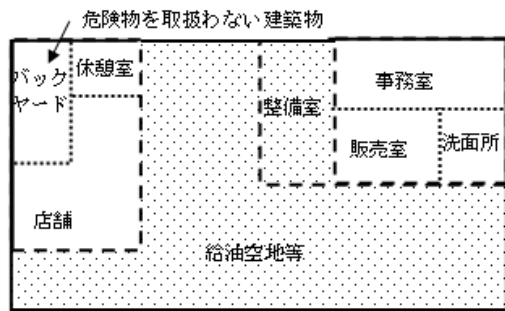
ク 自動車の板金業務は自動車等の点検・整備を行う作業場に含まれる。(平成31年4月19日消防令第81号)

(10) 建築物の構造等

ア 建築物の壁のうち、次の(イ)又は(ロ)の間仕切壁については、準不燃材及び難燃材料を使用できる。(平成9年3月26日消防令第31号)

(イ) 危険物を取扱う部分と耐火構造若しくは不燃材料の壁又は自閉式の防火設備により区画された危険物を取扱わない部分に設ける間仕切壁

(ロ) 危険物を取扱わない建築物に設ける間仕切壁



- 凡例
- 危険物を取扱う部分
 - 耐火構造若しくは不燃材の壁 (自閉式防火設備を含む)
 - 間仕切壁 (難燃材料)

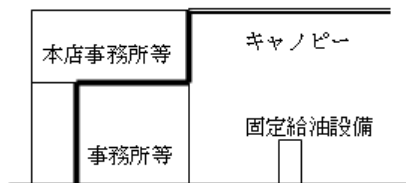
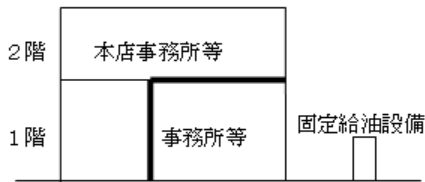
不燃材料以外の建築材料で造ることができる間仕切壁の例

イ 事務所等の窓又は出入口にガラスを用いる場合(屋内給油取扱所は除く。)は網入りガラス以外のガラスを用いた防火設備を使用できること。

ウ 危令第17条第1項第17号に規定する給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係わる他の給油取扱所の業務を行うための事務所(以下「本店事務所等」という。)

とその他の給油取扱所の用途との区画の必要な部分はこの図のとおりとする。また、当該区画は、危則第25条の4第4項の給油取扱所の敷地に面する側の壁に出入口のない構造とするとともに、給油取扱所敷地内から本店事務所等へ立ち入ることができない構造であること。

なお、給水管等区画貫通部にあつては、消防法施行令第8条に準ずる処理を施すこと。



部分は開口部のない耐火構造の床又は壁を示す

(平成元年5月10日消防令第44号)

エ キャンノピー下で給油空地及び注油空地に面する部分(危則第25条の4第1項第3号及び第4号の用途に供する部分を除く。)の出入口以外の開口部に設ける防火設備は、はめ殺し(防火ダンパー等を設ける排煙口を除く。)とすること。

オ 危則第25条の4第1項第3号及び第4号の自動車等の点検、整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場での自動車等の出入口に戸を設ける場合は、不燃材料でも差し支えないものであること。(昭和62年6月17日消防令第60号)

カ 整備室、コンプレッサー室、雑品庫及び工具室等の内装にあつては、不燃材料で仕上げるものとする。

キ 事務所等の出入口に自動ドアを設ける場合は、引き分けドアの使用を認めて差し支えない。(平成17年12月19日消防令第295号)ただし、停電時を考慮し、手動式の出入口と併用することが望ましい。

ク 事務所その他火気を使用する場所のうち、総務省令で定める部分とは、自動車等を整備する作業所及び自動車等を洗浄する作業場である。これは、作業場内に自動車が入出するところから、出入口等の敷居の適用は除外されるものである。ただし、事務所等火気を使用する場所と当該作業場の出入口については、危則第25条の4第5項の可燃性蒸気の流入しない構造の適用を受けるものであること。



- 耐火構造又は不燃構造の部分を表す。
- 防火設備を表す。
- 可燃性蒸気が流入しない構造とした部分に設ける防火設備を表す。
- 耐火構造又は不燃構造の部分を表す。

ケ 給油取扱所の建築物の外壁を防火塀と兼用する場合で、開口部を設ける場合にあっては、原則として開口部の下端が給油取扱所（給油空地）の地盤面から2m以上の高さとし、防火設備とすること。ただし、1階事務室等の壁体に敷地外へ通じる自閉式の特定防火設備を設けた避難用出入口の場合は、この限りではない。

なお、この出入口は必要最小限度（2㎡以内）とする。

コ 可燃性蒸気流入防止構造として、犬走り等にスロープを設ける場合は、次によること。（平成9年3月14日消防危第26号）

(7) スロープの最下部から最上部までの高さが15cm以上であること。

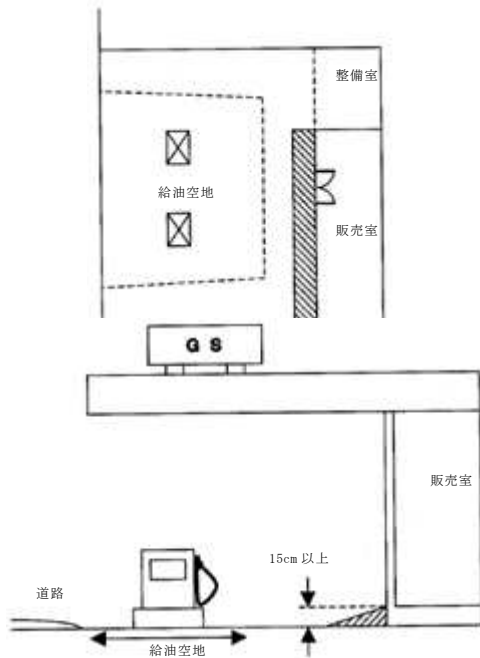
なお、スロープが明確でない場合にあっては、最上部からの高さの差が15cm以上となるところまでスロープとみなす。

(イ) スロープは給油又は注油に支障のない位置に設けること。

(ロ) スロープ上においては給油又は注油を行わないこと。

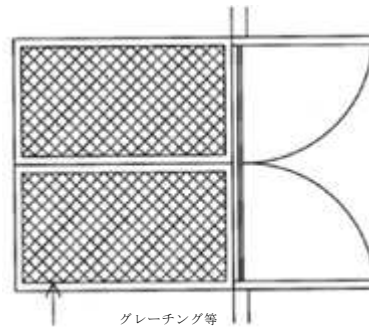
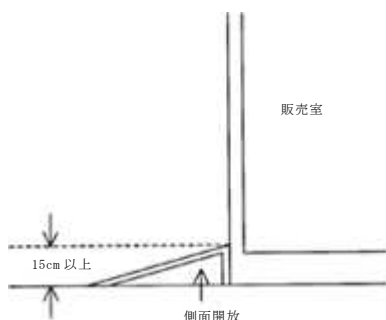
なお、スロープの構造は、次により指導する。★

a 地盤面を嵩上げてスロープを設置する場合は、コンクリート等の耐油性を有する材料により造られたスロープとすること。



コンクリート製スロープ設置例

b 地盤面にボルト等で固定するスロープ、又は固定することなく移動可能な可搬式スロープを敷設する場合は、不燃材料で造られ、かつ、スロープ下部に可燃性蒸気が滞留しない構造のスロープとすること。



可燃性蒸気滞留防止構造例

サ カードリーダー等を雨風から防ぐためのボックスの設置は、危政令第17条第1項第17号の基準に適合するものであれば業務上必要な建築物に準じた工作物として、認めて差し支えない。（昭和56年5月9日消防危第58号）

シ 給油取扱所において行われるレンタカー業務を行うための事務所は、当該給油取扱所でレンタカーへの給油を行う場合、危規則第25条の4第1項第2号の「給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所へ出入する者を対象とした店舗、飲食店又は展示場」として認められる。（平成22年7月23日消防危第158号）

ス コンプレッサー室のコンプレッサーが点検・整備を行う作業場で用いられる場合は、当該コンプレッサー室は自動車等の点検・整備を行う作業場として面積算定すること。（平成6年7月29日消防危第66号）

(11) ポンプ室等

ア 共通事項

(7) 危令第17条第1項20号に規定するポンプ室等には油庫のほか危険物を取扱う整備室等が含まれるものであること。（平成元年3月3日消防危第15号）

なお、自動車の点検・整備を行う作業場であって三面が壁で囲まれたものは、整備室として取扱うものであること。（平成元年5月10日消防危第44号）

(イ) 給油取扱所内で潤滑油等の保有、小分け等を行う場合は、油庫を設置するよう指導する。★

(ロ) 危令第17条第1項20号のイに規定する「貯留設備」は、排水口のない集水ますとし、扉の内側に設け、大きさは縦、横及び深さが0.3m以上とすること。（平成2年3月31日消防危第28号）

(ハ) 同号ロに規定する「ポンプ室に必要な採光、照明」とは、採光、照明のいずれかが設置されていれば足りるものであること。（平成元年5月10日消防危第44号）

(ニ) 同号ロに規定する「換気設備」は、同号ハに規定する排出設備を設けた場合、当該設備と兼用できるものとする。

(ホ) 同号ハに規定する「可燃性蒸気の滞留するおそれのあるポンプ室等」とは、引火点が40℃未満の危険物を取扱うポンプ室等をいい、屋外に排出する設備は、防爆型強制換気設備とする。（平成元年5月10日消防危第44号）

イ ポンプ室

前アによるほか、次により指導する。★

(7) ポンプ室は1階に設けること。

(イ) ポンプ室には天井を設けないこと。

(ロ) ポンプ室に設けるポンプ設備は、点検が容易に行えるよう、ポンプ設備と壁との間に概ね50cm以上の間隔を、ポンプ設備相互間には概ね30cm以上の間隔を確保すること。

◇ 11 給油取扱所

(I) ポンプ室に設ける排出設備は、ポンプ設備に通電中、これに連動して作動する自動強制排出設備とするとともに、その先端は、建物の開口部、敷地境界線及び電気機械器具から 150cm 以上離れた敷地内とすること。

(II) ポンプ室の壁を防火塀と兼用する部分に危険物配管を貫通させることは、給油取扱所の敷地外に危険物配管が通ることとなるので、認められないものであること。

ウ 油庫

前ア(ア)、(I)及び(II)によるほか、油庫の換気設備は「◇15 換気設備等」の例によること。

エ 整備室

アによるほか、次によること。

(ア) 整備室に設ける可燃性蒸気を排出する設備のうち、整備室の使用に際し前面側を開放して使用する形態のものにあっては、壁体等に設ける室内換気用の換気扇をもって排出設備とすることができる。

(イ) 整備室に設ける貯留設備のうち、油分離装置に通じる配管を設ける場合は、貯留設備のすぐ近くに閉鎖バルブを設けること。

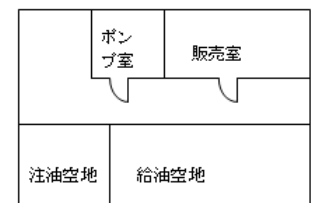
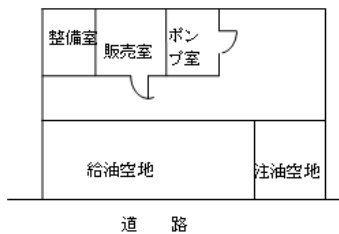
(12) 道路境界線から間隔を保つことを要しないポンプ室

危令第 17 条第 1 項第 12 号ただし書のポンプ機器を設けるポンプ室は、前(11)ア(I)、(II)及び(III)並びにイによるほか、次によること。

なお、距離の取り方は境界直近ポンプ機器からとする。

ア 当該ポンプ室の建築構造等については、危則第 25 条の 3 の 2 の適用のほか、その他の設備等については、危令第 17 条第 1 項第 20 号が適用となるものであること。

イ 危則第 25 条の 3 の 2 に規定する「ポンプ室の出入口は、給油空地に面する」とは、従業員が業務中において、常時監視等できる位置であって、かつ、事務所への可燃性の蒸気の流入を防止し、火災等の影響を排除することを目的としたものであり、給油空地に直接面する必要はないこと。
(平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号)

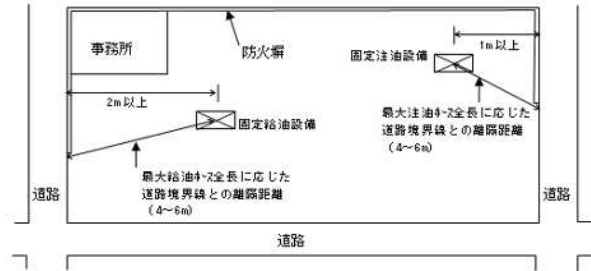


ポンプ室の設置例

(13) 固定給油設備等

ア 固定給油設備の位置

(ア) 危令第 17 条第 1 項第 12 号又は第 13 号に規定する固定給油設備等は、道路境界線に防火塀又は壁を設けた場合はそれぞれ 2m 又は 1m 以上とすることができる。この場合において、道路境界線(塀又は壁を設けるものを除く。)に設ける防火塀又は壁は、固定給油設備等の中心との間に最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた道路境界線との距離以上の間隔が確保できる部分まで設けること。



(イ) 給油ホース又は注油ホース(以下「給油ホース等」という。)の取付部が移動する固定給油設備等については、給油ホース等を道路境界線、敷地境界線及び建築物の壁に最も接近させた状態において、当該取付部が危令第 17 条第 1 項第 12 号又は第 13 号に規定する間隔(給油ホースについては、自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検整備を行う設備から危則第 25 条の 5 第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する間隔)をそれぞれ確保すること。

(ロ) 二以上の固定給油設備相互間又は固定注油設備相互間の距離規制はないものであること。
(昭和 37 年 4 月 6 日消防丙予発 44 号)

(ハ) アイランド等の位置は、原則タンクスラブ上から外すこと。

イ 固定給油設備等の構造等

(ア) ポンプ機器の構造

a 一のポンプ機器に複数の給油ホース等が接続されている場合には、各給油ホース等から吐出される最大の量をもって当該ポンプの最大吐出量とすること。(平成 5 年 9 月 2 日消防危第 68 号)

b 最大吐出量を毎分 180L 以下とすることができるのは、固定給油設備が複数のポンプを有する場合において、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用のみに供する注油ホースに接続されているポンプ機器に限られるものであること。(平成 5 年 9 月 2 日消防危第 68 号)

c 固定給油設備等のポンプ機器として油中ポンプ機器を用いる場合には、ポンプ機器を停止する措置としてホース機器に取付けられた姿勢検知装置がホース機器の傾きを検知した場合にポンプ機器の回路を遮断する方法等による措置が講じられていること。

なお、ホース機器が給油取扱所の建築物の屋根に固定されている等転倒するおそれのないものである場合は、当該措置は必要ないものであること。(平成 5 年 9 月 2 日消防危第 68 号) また、油中ポンプ機器を使用する場合には、接続する埋設配管は二重配管(耐油性、耐食性及び強度を有している場合は、材質を問わない。)とし、検知装置を設けるよう指導するとともに、固定給油設備等(懸垂式を除く。)には、固定給油設備等が転倒した場合に、危険物の漏えい拡散防止を図るための立ち上がり配管遮断弁を取付けるよう指導する。★

d 固定給油設備等の内部のポンプ吐出配管部には、ポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に配管内の圧力を自動的に降下させる装置が設けられていること。ただし、固定給油設備等の外部の配管部に配管内の圧力上昇時に危険物を自動的に専用タンクに戻すことのできる装置を設ける場合には、当該装置を設ける必要はないものであること。
(平成 5 年 9 月 2 日消防危第 68 号)

(ロ) ホース機器の構造

a 給油ホース等は、過度の引張力が加わったときに離脱する安全継手又は給油(注油)を自動的に停止する設備を設けるなど、危険物の漏えいを防止する機能を有していなければ

ならない。この場合の安全継手は、2,000ニュートン以下の荷重によって離脱するものであること。（平成5年9月2日消防危第68号）

- b 給油ホース等が地盤面に接触しない構造としては、給油ホース等を地盤面に接触させない機能がホース機器本体に講じられ、給油ホース等が地盤面に接触しないようにゴム製、プラスチック製のリング、カバーが取り付けられ、又はプラスチックで被覆された給油ホース等が設けられていること。（平成5年9月2日消防危第68号）

① ホース取り出し口を高い位置に設ける方法

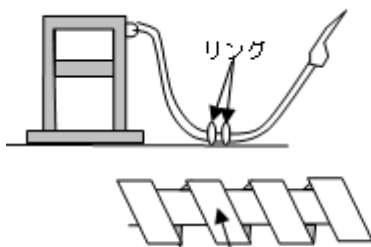


② ホースをバネで上げる方法

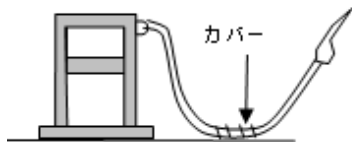


給油ホース等を接触させない機能

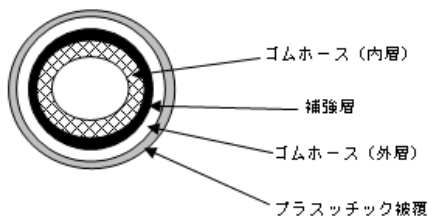
① リング



② リング



リングカバーが取り付けられた給油ホース等



プラスチックで被覆された給油ホースの構造（断面）

- c 危険物の過剰な注入を自動的に防止する構造は、固定注油設備のホース機器のうち、最大吐出量が毎分60Lを超え同180L以下のポンプに接続されているものが対象となるものであること。（平成5年9月2日消防危第68号）

(a) 危険物の過剰な注入を自動的に防止する構造としては、タンク容量に相当する液面以上の危険物の過剰な注入を自動的に停止できる構造や、1回の連続した注入量が設定量（タンク容量から注入開始時における危険物の残量を減じた量以下の量であって2,000Lを超えない量）以下に制限される構造などがある。

(b) 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する注油ホースの直近には、容器に小分けする注油ホースと区別するため、専ら車両に固定されたタンクに注入する用に供するものである旨の表示がなされていること。

- d 油中ポンプ機器に接続するホース機器には、当該ホース機器が転倒した場合に当該ホース機器への危険物の供給を停止する措置として、ホース機器に取り付けられた姿勢検知装置がホース機器の傾きを検知した場合にホース機器の配管に設けられた弁を閉鎖する方法等により危険物の供給を停止する装置が設けられていなければならない。ただし、ホース機器が給油取扱所の建築物の屋根に固定されている等、転倒するおそれがないものである場合には、当該措置を要しないものであること（平成5年9月2日消防危第68号）

- e 以下の事項に適合している場合、危令第23条を適用し、固定注油設備に簡易タンクを接続して差し支えない。

（平成21年11月17日消防危第204号）

(a) 屋外給油取扱所（航空機給油取扱所、船舶給油取扱所及び鉄道給油取扱所を除く。）であること。

(b) 防火地域及び準防火地域以外の地域であること。

(c) 給油取扱所には、固定給油設備及び固定注油設備に接続する簡易タンクが、その取扱う同一品質の危険物ごとに1個ずつ3個までであること。

(d) 簡易タンクの容量は600リットル以下であること。

(e) 簡易タンクの構造及び設備は、危令第14条第4号及び第6号から8号までに掲げる簡易タンク貯蔵所の構造及び設備の規定によること。

- (i) 可燃性蒸気流入防止構造

固定給油設備等において、一定の性能を有する可燃性蒸気流入防止構造をペーパーバリアといい、次のように分類される。（平成13年3月30日消防危第43号）

a ソリッドペーパーバリアとは、気密性を有する間仕切りにより可燃性蒸気の流入を防止するものをいう。

b エアーペーパーバリアとは、一定の構造を有する間仕切りと通気を有する空間（エアギャップ）により可燃性蒸気の流入を防止するものをいう。

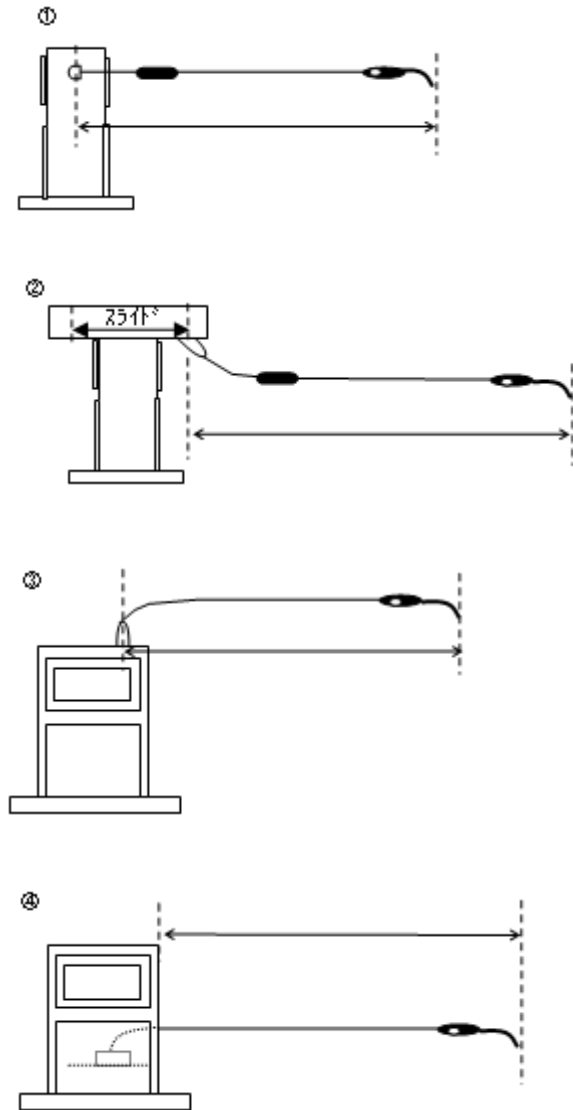
- (I) 外装の構造に係る事項

外装に用いる難燃性を有する材料とは、JISK7201「酸素指数法による高分子材料の燃焼試験方法」により試験を行った場合において、酸素指数が26以上となる高分子材料であること。ただし、油量表示部等、機能上透視性を必要とする外装の部分については、必要最小限の大きさに限り、難燃性を有する材料以外の材料を用いることができるものであること。（平成5年9月2日消防危第68号）

- (i) ホースの全長

◇ 11 給油取扱所

固定給油設備等のうち、懸垂式以外のものの給油ホース等の全長とは、原則として、給油ホース等の取出口から弁を設けたノズルの先端までの長さをいうものであること。（平成 5 年 9 月 2 日消防令第 68 号）



給油ホース等の全長

- (加) 静電気除去に係る事項
給油ホース等及びこれらの先端のノズルに蓄積される静電気を有効に除去するため、先端のノズルから固定給油設備等の本体の外部接地工事端子までの抵抗値は、1,000Ω未満であること。（平成 5 年 9 月 2 日消防令第 68 号）
- (キ) 電気設備に関する事項
電気設備については「◇16 電気設備」の例によること。（平成 5 年 9 月 2 日消防令第 68 号）
- (ク) 固定給油設備等の油種表示
危則第 25 条の 3 第 2 号に規定する品目とは、ガソリン、軽油、灯油等の油種名をいうものであるが、レギュラー、ハイオク等の商品名としてよい。（昭和 62 年 4 月 28 日消防令第 38 号）
- (ケ) 懸垂式の固定給油設備等
- a 緊急停止装置
 - (a) 設備の故障その他の事故により危険物が流出した場合に、ポンプ機器を停止又はポンプ二次側配管を閉鎖できる装置とすること。
 - (b) 当該装置の操作部を設ける場所は、当該固定給油設備等のホース機器設置場所付近の事務所外壁など見やすい位置とし、緊急停止装置である旨の表示等を行うこと。

b 油量等の表示設備

油量等の表示設備（インジケーター）は、給油に支障ない場所に設けること。

(ジ) その他

危険物保安技術協会において実施した試験確認で適合品となった固定給油設備等は、技術基準に適合しているものとする。（昭和 63 年 5 月 30 日消防令第 74 号）

(14) 専用タンクの注入口

ア 専用タンク及びボイラー等に直接接続するタンクの注入口は、販売室等の出入り口から水平距離で 2m 以上離すとともに静電気除去用接地電極を地盤面上 60cm 以上、1m 以下の高さに設けること。

イ 遠方注入口方式のものにあっては、不燃材料で造った箱のなかに注入口を納めること。

ウ 各注入口には油種別を表示すること。

なお、灯油専用の注入口は、他の（ガソリン、軽油）と区別して、専用のためます等の措置を講じるなど、灯油専用の注入口である旨、明確にすることを指導する。★

(15) 自動移送システム

給油取扱所において、複数の専用タンク相互の液面レベルを均一化するため液面計、コントロールユニット、ポンプ等からなる自動移送システムを設置することができる。

なお、既設の専用タンクの注込管のみに難燃性チューブ（接地導線入り）を移送配管として用いることは支障ないこと。（平成 4 年 2 月 6 日消防令第 13 号）

(16) 配管

配管の基準については、「◇3 製造所」の例によるほか、次によること。

ア 危険物を取扱う配管で、地盤面上に設けるものは、衝撃により容易に損傷を受けることのないよう防護措置を講ずること。

イ 地上に設ける配管であって、点検困難な場所又は屋外に設ける配管の接合部は溶接継手とすること。

ウ 危険物配管が上屋の上部若しくは内部に設けられ、又は給油空地に面しない外壁に沿って敷設されているものは、危則第 13 条の 5 第 2 号に該当するものとする。★

エ 上屋上部等の配管の防食は、高濃度亜鉛塗料、エポキシ塗料等により行うこと。

なお、直射日光による配管内の圧力上昇を防止するための措置を講ずる場合は、配管上部に遮熱板を設ける方法により行うこと。

オ 危険物配管が上屋内部に設けられるものにあつては、有効に目視できる点検口を設けること。

カ ポンプ室から給油設備に至る配管のうち、地下埋設となる部分は、漏えいが早期に検地できる措置（二重配管等）を講ずるよう指導する。★

(17) 看板等

ア キャンピー上で、給油取扱所の業務に支障のない範囲であれば、直接関係のない家電製品等の広告を設けることができる。（平成 31 年 4 月 19 日消防令第 81 年）

イ 看板等を防火塀上に設けるものにあつては不燃材料として、それ以外の場所に設けるものにあつては難燃性能を有する材料又はこれと同等以上の防火性能を有するものとする。★（平成 31 年 4 月 19 日消防令第 81 年）

ウ 合成樹脂類の看板について

(ア) 形態

a 上屋の側面若しくは天井面に取付け又は埋め込むもの

b 建物外面、上屋の柱又は相互間に取付けるもの

c 上屋の屋上、サインポール等に取付けるもの

(イ) 材質

a 材質は、難燃性能を有する合成樹脂材料（JIS K 6911 の A 法による自消性のもの）等であること。ただし、上記 (ア) c に設けるものにあつては、一般アクリル樹脂材料を使用することができる。

b J I S K 6911 に定める合成樹脂材料を使用した看板類には、商品名を記したシールが添付されていること。

(ウ) 防水性

電気設備を有するもので、雨水が侵入するおそれがある看板の外郭カバーは防雨型 J I S C 0920 に定める保護等級 3 のものとし、外郭カバーが防雨型以外のものにあつては電気器具を防滴型とすること。

(I) 取付け方法

建物、キャンピー等に取り付けるもの及びインジケーターの裏側に設けるものは、看板本体と建物等が接する部分を不燃材料等により防火上有効な措置が講じられていること。

エ 防火扉上に看板等を設ける場合は、防火扉を含めた耐震耐風圧構造とすること。

オ 危則第 25 条の 10 第 1 項第 3 号に規定する「屋根又は耐火性能を有する庇」の前面に看板を設ける場合は、難燃性能を有する材料又はこれと同等以上の防火性能を有するものを使用すること。

(18) 電気設備

ア 電気設備については、危令第 9 条第 1 項第 17 号に掲げる製造所の電気設備の例によるほか「◇ 16 電気設備」を参照すること。

イ 非常用発電機については、可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲以外の場所であつて、車両の動線を考慮して支障のない場所及び直接地盤面や犬走りに設置することも認められる。(平成 31 年 4 月 19 日消防危第 81 号)

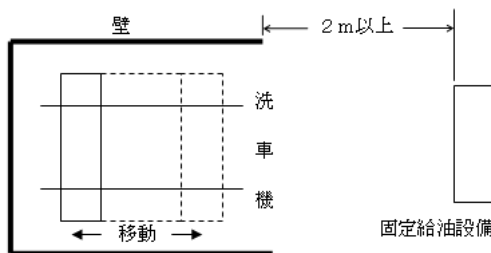
(19) 附随設備

ア 附随設備は給油空地内及び注油空地内に設けないこと。(昭和 62 年 4 月 28 日消防危第 38 号)

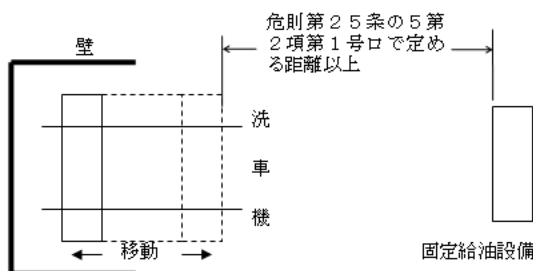
イ 附随設備は、原則として注入口から 3m 以内の部分及び通気管の先端から 1.5m 以内の部分には設けないこと。★

ウ 固定給油設備との間隔については、次によるものとする。

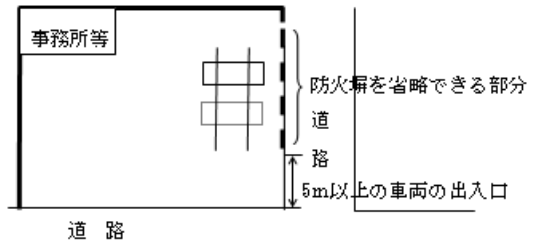
(ア) 洗車機を建築物内に設ける場合の固定給油設備との間隔については、洗車機の可動範囲全体が壁等で覆われている場合は、2m 以上確保するものとする。



(イ) 洗車機の可動範囲の一部がはみ出している場合は、可動先端部まで固定給油設備の最大給油ホース全長に応じ、危則第 25 条の 5 第 2 項第 1 号口で定める距離以上を確保すること。



(ウ) 道路境界線に沿って洗車機が設置された場合は、当該部分に係る防火扉を設置しないことができる。(平成 13 年 3 月 30 日消防危第 41 号)



エ 自動車等の点検・整備を行う設備とは、オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイールバルancer、バッテリーチャージャー等をいうものであること。(昭和 62 年 4 月 28 日消防危第 38 号)

また、火気を使用する等の方法による当該設備は、建築物内で可燃性蒸気の流入しない構造の区画した室を設置するよう指導する。★

オ 油圧式オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク等危険物を取扱う設備のうち危険物を収納する部分は、次表に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に作るとともに、原則として屋内又は地盤面に設けるよう指導する。★

危険物を収納する部分の容量	板厚
40L 以下	1.0mm 以上
40L を超え 100L 以下	1.2mm 以上
100L を超え 250L 以下	1.6mm 以上
250L を超え 500L 以下	2.0mm 以上
500L を超え 1、200L 以下	2.3mm 以上
1、200L を超え 2、000L 以下	2.6mm 以上
下 2、000L を超えるもの	3.2mm 以上

カ 危険物を取扱う設備は、地震動により容易に転倒又は落下しないように設けること。(昭和 62 年 4 月 28 日消防危第 38 号)

キ ウォールタンクには、通気管、液面計等を設けるとともに、外面にさび止めのための措置が講じられていること。(昭和 62 年 4 月 28 日消防危第 38 号)

ク ウォールタンクの位置、構造及び設備には、オからキによるほか、次によること。

(ア) 設置位置は、油庫又はリフト室等の 1 階とする。

(イ) タンクは機密性を有するものとする。

(ウ) タンクの空間容積は、タンク内容積の 10% とする。

(エ) タンクの外面にはさび止めのための措置をする。(昭和 62 年 4 月 28 日消防危第 38 号)

(オ) 注入口には、弁又は蓋を設ける。

(カ) 通気管は内径 20mm 以上とする。

(キ) ガラスゲージの計量装置には、危険物の流出を自動的に停止できる装置(ボール入り自動停止弁等)又は金属保護管を設ける。

ク 油圧式オートリフト設備等の地下に埋設された油だめ及び配管の外面防食措置は、危令第 13 条に掲げる地下貯蔵タンク及び配管の例により指導する。★

コ 洗車排水処理循環装置は次の事項に適合する場合は設置を認めて差し支えない。(昭和 52 年 4 月 5 日消防危第 61 号)

(ア) 装置は、漏水する恐れのない構造であること。

(イ) 装置の電気設備は、防爆構造のものであること。

(ウ) 装置は、給油業務に支障のない場所に設置すること。

(エ) 装置は、転倒することがないように堅固に固定すること。

サ 尿素水溶液供給機(図 1、図 2 参照) ティスペンサー型(電動ポンプにより払い出すタイプ)のものについては、内蔵されている電動ポンプ等の電気設備(防爆構造のものを除く。)

◇ 11 給油取扱所

を、可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所に設置すること。

プラスチック容器型（重力により払い出すタイプ）のものについては、隣接する固定給油設備等に対して衝突しないよう固定する措置を講じること。

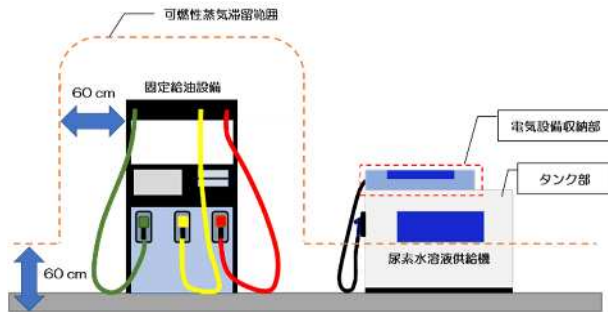


図1 尿素水溶液供給機
(電動ポンプにより払い出すタイプ)

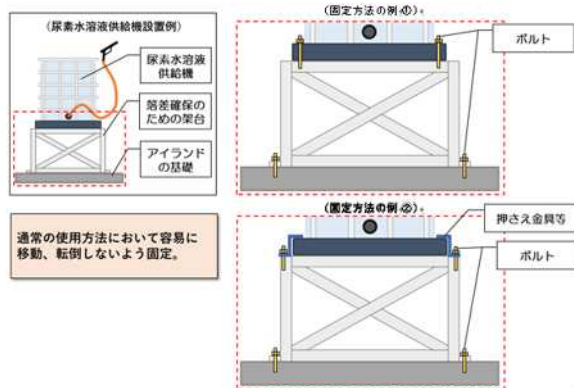


図2 尿素水溶液供給機（重力により払い出すタイプ）

(20) 附随設備以外の設備

ア 給油に支障がある設備（危令第17条第1項第23号）とは、自動車等の転回が困難となり、自動車等の固定給油設備への衝突等を招きかねないような設備をいうものであり、これに該当するか否かの判断は、火災予防上の観点からのみ行われるものであること。

例えば、空地外の場所に設置するサインポール、看板等の設備は、原則として、給油に支障のないものとして取扱うものとするほか、必要最小限のPOS用カードリーダー等の設備でその設置がやむを得ないと認められるものを空地内のアイランド上に設けること。また、樹木、花壇等についても、給油に支障がないと認められる限り、設けることができる。この場合、次の設備については給油空地内に必要最小限の範囲で設けることができる。（昭和62年4月28日消防危第38号）

(7) クイックサービスユニット。（付随設備を用いることなく自動車の給油時に行う軽易なサービス業務に供する設備で、コンセント等を設けていないものに限る。）（昭和62年6月17日消防危第60号）

(イ) 現金自動釣銭機

イ 自動販売機、公衆電話は、給油取扱所の販売室に設ける場合以外は認められないものであること。（昭和62年6月17日消防危第60号）

ウ 給油作業に支障ないと認められる場合には、グリーンベルト、植込、池等を設けることができる。ただし、植込の高さは、防火塀以下とすること。（昭和46年4月23日消防予第65号・昭和47年1月7日消防予第13号）

エ 建築物の屋根等の火災予防上支障のない場所にPHS等のアンテナを設けることができる。（平成9年3月25日消防危第27号）

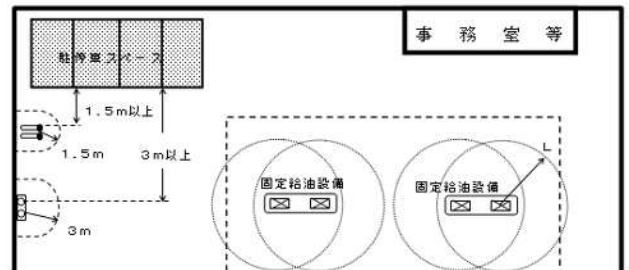
(21) その他

ア 給排水等の集水ますのうち、油分離装置の最終槽へ流入するもの又は直接下水に流入するものの蓋は防水型とするよう指導する。★

イ 給油取扱所には、給油設備の電源を遮断する感震電源遮断器を設置するよう指導する。★

ウ 廃油タンクに注入用受け口、配管を設ける場合は、コック、バルブ等を設けること。また、注入用受け口は、整備室又は油庫に設けるよう指導する。★

エ 自動車を駐停車する場合は、給油のための一時的な停車を除き危令第27条第6項第1号子の規定によるほか、努めて給油に必要な空地以外の場所で固定給油設備から危令第40条の3の4第1号で規定する距離以内の部分以外の部分、専用タンクの注入口から3m以内の部分以外の部分及び専用タンクの通気管から1.5m以内の部分以外の部分に白線等で区画された駐停車スペースを設けて使用するよう指導する。★



L：危令第40条の3の4第1号で規定する距離

駐停車スペースの例

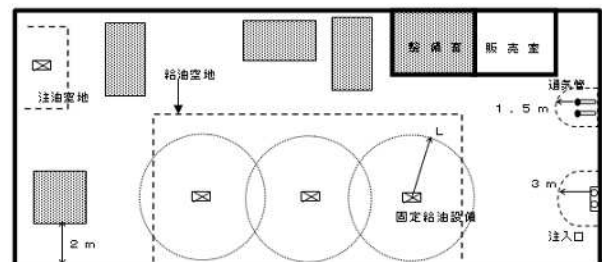
オ 給油取扱所の一部を自動車の保管場所として使用する場合は、次の条件によること。

(7) 自動車は、給油取扱所が、その業務を行うために保有するもの及び当該給油取扱所の所有者、管理者又は占有者の保有するものに限ること。

(イ) 自動車の保管場所は、給油空地及び注油空地以外で、給油等の業務に支障のない空地とすること。（昭和62年4月28日消防危第38号・昭和62年6月17日消防危第60号）

なお、給油取扱所内の駐車スペースに指定数量未満の危険物移動タンク車を保管場所とすることは認められるが、移動タンク貯蔵所の常置場所にするとは認められない。

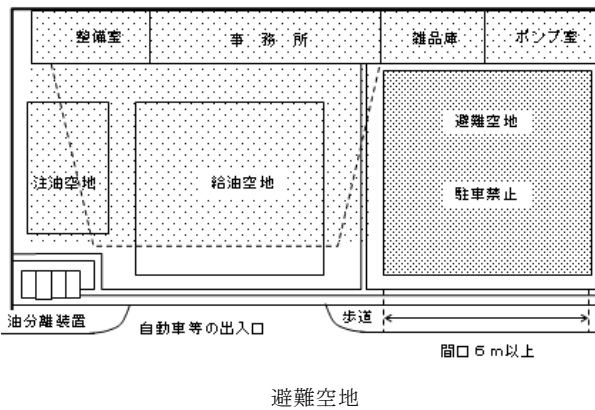
カ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第80条第1項第2号に基づき、同法第78条第2項に定める「業務の範囲を限定して行う自動車分解整備事業の認証」を受けるために車両整備作業場、部品整備作業場、点検作業場及び車両置場（以下「作業場等」という。）を設定する場合は、危令第17条第1項第2号及び第3号に規定する給油空地等以外の場所で、かつ、危令第25条の5第2項第2号に規定する距離以上離れた場所とするとともに、危令第40条の3の4第2号に規定する部分以外の場所に設定すること。



L：危令第25条の5第2項第2号イに規定する距離

作業場所等（網掛け部分）として認められる設置例

◇ 11 給油取扱所



オ 自動表示装置

危令第 17 条第 2 項第 2 号に規定する専用タンクに設ける「危険物の量を自動的に表示する装置」とは、計量口を開けることなく液量を確認できるフロート式、エアパージ式、静電容量式等の装置をいう。

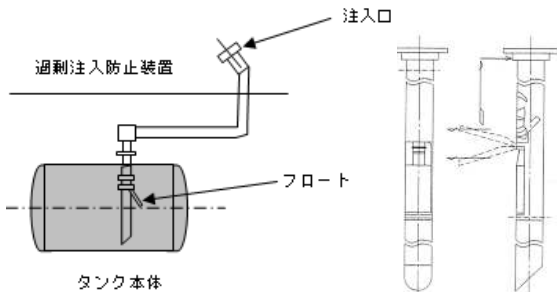
カ 過剰注入防止装置

危令第 17 条第 2 項第 4 号に規定する過剰注入防止装置は、タンクローリー等による過剰な注入を防止するため、タンクの液面をフロート等により直接又は液面計と連動して自動的に受入を停止するものとする。この場合、装置は、タンクの最大許容量の範囲内で作動させるものとする。(平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号)

過剰注入防止装置の構造例

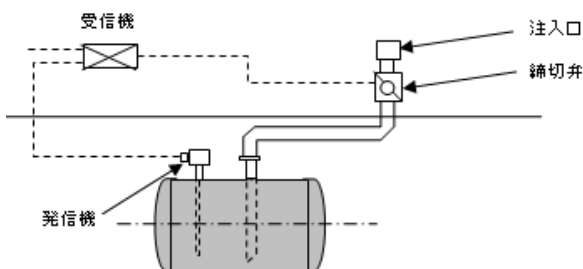
1 フロート式のもの

タンクの注入管に設けられたもので、液面により浮子の上下により作動するもの



2 注入口の締切弁方式のもの

液面計で発信機能のあるものの信号を利用して、一定の液面に達した場合、注入口付近で止めるもの



キ 外壁の高さ

上屋等が防火塼（建築物の壁体を兼ねる場合を含む。）に水平距離で、概ね 1m 以内で近接している場合は、当該防火塼は上屋等まで立ち上げ

体とすること。この場合、立ち上げた壁体の面が道路境界である場合を除き開口部を設けないこと。

ク 屋内に設ける通気管

(7) 危令第 20 条第 5 項に規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」とは、換気の良い自動車等の出入口付近の場所をいうものであること。(平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号)

(1) 給油取扱所の用に供する部分全体が建築物内にある屋内給油取扱所の通気管の位置は、上記(7)に示す場所で、敷地境界線との間が開口部のない壁の場合は、敷地境界線から 1.5m 以上離す必要はないものであること。

(9) 通気管の先端は、上階への延焼防止のために設けられた庇を貫通することができる。この場合、貫通部は、埋戻し等の措置を講ずること。

(2) 一方開放型

ア 危令第 25 条の 9 第 1 号イに規定する避難に要する事務所等

(7) 同号イの敷地外とは、屋外の安全な場所又は路地等により道路上へ通ずる通路をいう。

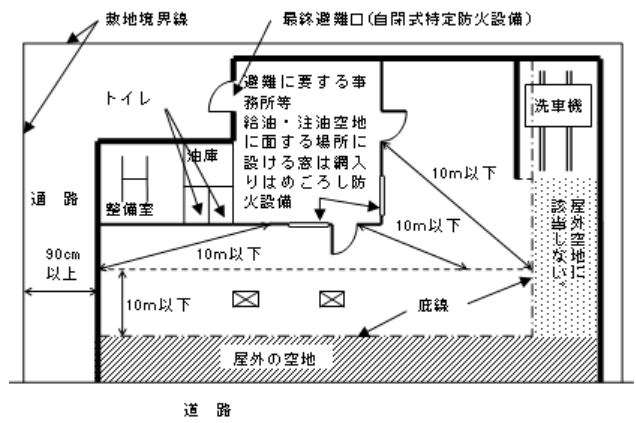
なお、通路の幅は 90cm 以上とするよう指導する。★

(1) 同号イに規定する「事務所等」とは、危令第 25 条の 4 第 1 項第 1 号の 2 又は第 2 号に掲げる用途とする。

(9) 同号イの事務所等のはめ殺し戸である防火設備を設ける範囲については、当該事務所等が給油空地側及び危険物を取扱う室に面する部分とする。

(1) 同号イに規定する避難口の設置数は、延焼防止等の観点から必要最小限とすること。

イ 危令第 25 条の 9 第 1 号ロに規定する「屋外の空地」とは、給油又は灯油・軽油の詰替えのための作業場の用途に供する建築物と道路との間にある空地（一切の建築物の設けられていない場所をいう。）をいうものである。(平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号・平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号)



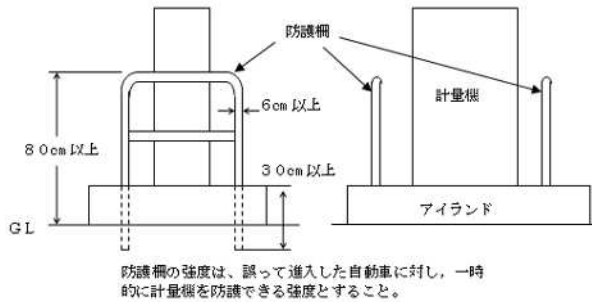
避難道路の確保例

ウ 危令第 25 条の 9 第 2 号に規定する「避難上支障のある場所」とは、避難に要する事務所等の出入口付近のほか、自動車等の出入口付近も該当するものである。(平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号)

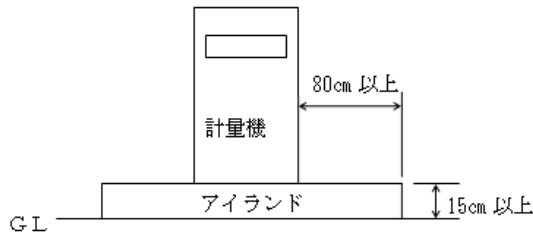
エ 衝突防止措置

危令第 25 条の 9 第 5 号に規定する「固定給油設備等に設ける自動車等の衝突を防止するための措置」は、固定給油設備を金属製のパイプ等で防護したもの又はアイランドの高さ等を利用して防護するもの等がこれに該当するものであること。(平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号・平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号)

(7) 防護柵により保護する方法



(イ) アイランドにより保護する方法(トラック等が利用する固定給油設備を除く)

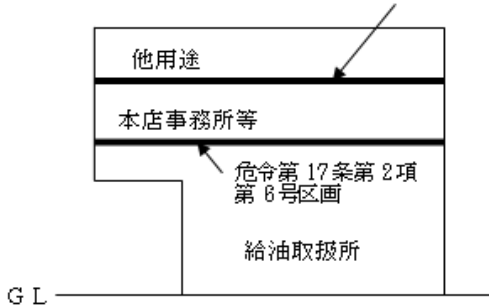


(3) 上部に上階を有するもの

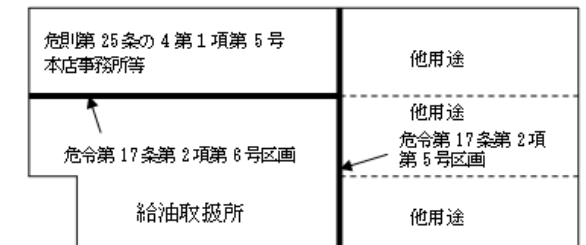
ア 危令第 17 条第 2 項第 11 号に規定する「上部に上階がある場合」又は危則第 33 条第 1 項第 6 号若しくは危則第 38 条第 1 項第 1 号ホに規定する「上部に上階を有するもの」とは、給油取扱所の規制範囲に対して上部に上階が全部又は一部有するもので、上階の用途が危則第 25 条の 4 第 1 項で規制されたもの以外の用途であること。

(7) 上部に上階のある場合に該当する例

危令第 17 条第 2 項第 5 号区画



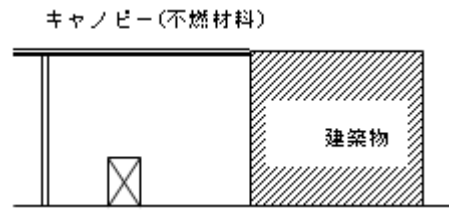
(イ) 上部に上階のある場合に該当しない例



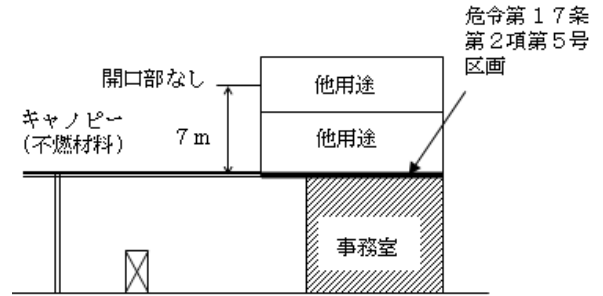
イ 本店事務所等を有する屋内給油取扱所では、当該本店事務所等を給油取扱所の規制範囲に含めるか他用途部分にするかは、設置者の選択によることことができる。

ウ アにより、上部に上階がある場合は屋根を耐火構造とするものであるが、上部に上階のある給油取扱所のキャノピー部分は、危則第 25 条の 10 第 3 号の庇と兼用しない場合のみ、不燃材料でも差し支えないものであること。

(7) 上階がない場合の例



(イ) 上屋を庇と兼用しない場合の例



エ 他用途との区画

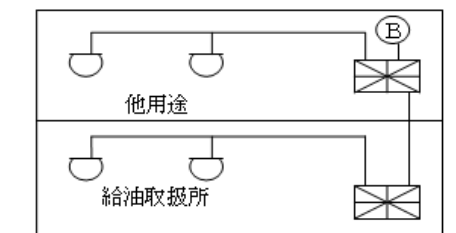
危令第 17 条第 2 項第 5 号に規定する「開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。」とは、建基法第 2 条第 7 号に定める耐火性能を有する構造で区画されたものであればあればよいこと。ただし、当該区画は、施行令第 8 条に規定する区画と同様以上のものとするよう指導する。★

オ 本店事務所等との区画

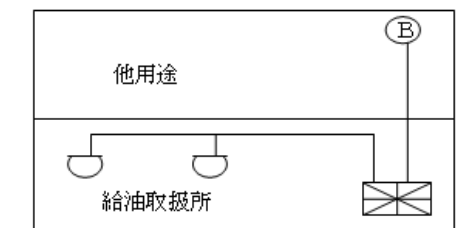
危令第 17 条第 2 項第 6 号に規定する危則で定める部分の区画は、前工と同様の区画とすること。

カ 他用途に報知する設備

(7) 危則第 25 条の 7 に規定する「屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の給油取扱所以外の用途の部分に報知するための設備」とは、下図の例のとおりとする。



他用途に自動火災報知設備が設置されている場合



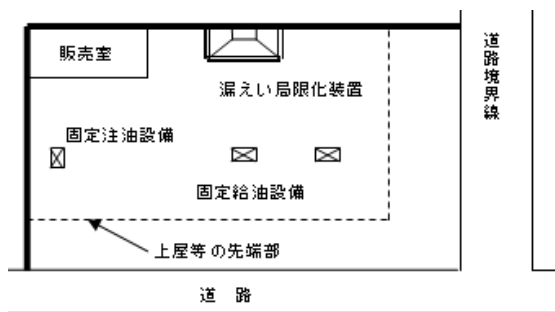
他用途に自動火災報知設備が設置されていない場合

(イ) 当該設備を自動火災報知設備による場合には、次によること。

◇ 11 給油取扱所

- a 給油取扱所以外の用途部分には、給油取扱所に設けられた自動火災報知設備等と連動して作動する地区音響装置等を備えること。
- b 給油取扱所の用に供する部分には、自動火災報知設備の受信機又は副受信機を設けること。
- c 上屋下に設ける感知器は、定温式特殊感知器（防水型）、またポンプ室及び油庫等可燃性蒸気の滞留するおそれのある室は、防爆型の感知器を設置すること。
- d 警戒区域の設定は、原則として火災室等が明確に把握できる設定とすること。
- e 給油取扱所に受信機を設けず、他用途部分に設置された受信機を兼用することはできないものであること。（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号）

キ 危則第 25 条の 10 第 1 号に規定する「注入口及び固定給油設備等の上階への延焼防止上安全な場所」とは、火災が発生した場合、上階への火炎の噴出を防止するため、注入口（漏えい拡大防止措置部分を含む。）及び固定給油設備等を上屋（上階がある場合は上階の床）内に設けることをいう。



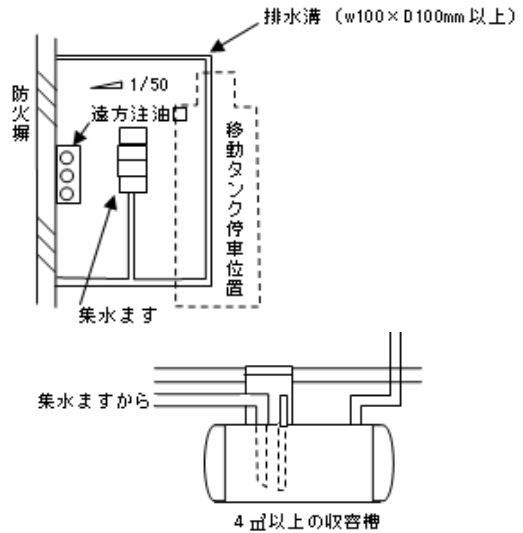
ク 危則第 25 条の 10 第 1 号に規定する「屋根は上階への延焼防止上有効な幅を有している外壁と接続し、かつ、開口部を設けないもの」とは、上部の上階に設置されている開口部以上の幅を有する上屋で、かつ、建物外壁と上屋とを接続し、上階上部への延焼経路となる開口部を設けないものであること。

ケ 漏えい局限化措置

危則第 25 条の 10 第 2 号に定める漏えい局限化設備及び収容設備「漏えい局限化措置」は、次によること。

- (7) 注入口の周囲（注入口に移動タンク貯蔵所から荷卸しするために停車する側）には 15 m²（概ね 3m×5m）の漏えい拡大措置を講じ、漏れた油を収容するための収容槽を設けること。この場合、設置場所は移動タンク貯蔵所の停車位置を十分考慮すること。
- (イ) 収容槽の材質は、金属、コンクリート又はFRP等とし、埋設による土圧、水圧に耐えられるものでなければならない。
- (ロ) 収容槽は、実収容量を 4 立方m以上とし、空気抜き、漏れた危険物の回収用マンホール又は抜き取り用配管を備えたものであること。
なお、当該収容槽は専用タンク及び廃油タンクとは兼用できないものであること。
- (ハ) 漏えい拡大防止措置は、注入口の周囲に排水溝を設け、収容槽への配管を直径 100mm以上とするとともに、地盤面は約 50 分の 1 の勾配を設けること。
- (ニ) 日常における維持管理上、集水ますを設けるとともに、注入口使用時以外は収容槽への雨水及び可燃性蒸気の流入を防止するためバルブ等を設けること。
なお、バルブピットの上部蓋は防水型とすること。
- (ホ) 漏えい拡大防止措置を講じた場所は、給油空地及び注油空地外とすること。

(ヘ) 漏えい拡大防止措置を講じた部分には、専用タンク及び廃油タンク等は設けないよう指導する。★



漏えい局限化措置の例

コ 延焼防止上有効な屋根又は庇の設置

危則第 25 条の 10 第 3 号に定める延焼防止上有効な 1.5m以上の屋根又は庇（以下「庇等」という。）は、次によること。

(7) 庇等は、ペランダ等他の用途としての使用は認められないものであること。

(イ) 庇等は、30 分以上の耐火性能を有すること。（平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号）

(ロ) 危則第 25 条の 10 第 4 号に規定する「延焼防止上有効な措置を講じた開口部」とは、JIS R3206 で規定された強化ガラスを用いたはめ殺しとすること。（平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号）

(ハ) 規制を受けた開口部に建基法第 35 条に定める非常用進入口を設ける場合にあっては、外部からのみ開放できる構造とすること。

(ニ) 庇等の上階の外壁からの張り出しは、1.5m以上とすること。ただし、庇等の先端部に次に掲げるドレンチャー設備を設ける場合は、危令第 23 条を適用し、1.0mとすることができる。この場合、危則第 25 条の 10 第 4 号に規定する庇等の外壁からの張り出した水平距離は、1.0m未満とすることはできないものであること。（平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号）

a ドレンチャーヘッドは、庇等の先端部に当該先端部の長さが 2.5m以下ごとに 1 個設けるとともに、はり等により散水が妨げられるおそれのある場所にはヘッドを増設すること。

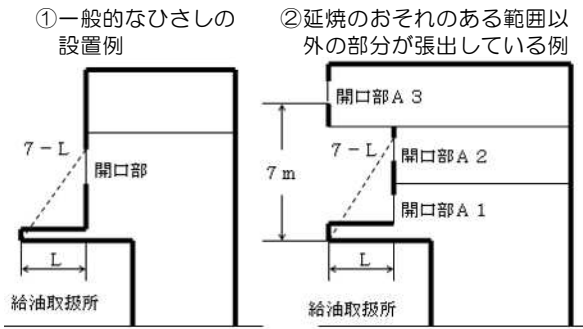
b 水源は、その水量がドレンチャーヘッドの設置個数に 1.3 立方mを乗じて得た量以上の量となるように設けること。（平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号）

c ドレンチャー設備は、全てのドレンチャーヘッドを同時に使用した場合にそれぞれのヘッドの先端において、放水圧力が 0.3MPa 以上で、かつ、放水量が毎分 130L 以上の性能のものとする。こと。（平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号）

d ドレンチャー設備は手動方式とすること。ただし、閉鎖型スプリングラーヘッドを感知ヘッドとした自動起動方式を併用しても差し支えないものであること。（平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号）

e 加圧送水装置、電源、配管等は屋内消火栓設備の例によるものであること。

(ホ) 規制を受けた開口部（7mの範囲内のあるもの）のうち、消防隊用進入口を設ける場合にあっては、外部からのみ開放できる構造とすること。



延焼防止上有効なひさしの設置例

(4) 可燃性蒸気検知警報設備

危則第 25 条の 9 第 4 号及び危則第 25 条の 10 第 2 号に規定する「可燃性の蒸気を検知する警報設備（以下「可燃性蒸気検知警報設備」という。）」は、次によること。

ア 可燃性蒸気検知警報設備は、検知器、受信機及び警報装置から構成されるものであること。

イ 警戒区域は、可燃性蒸気が滞留するおそれのある室又はその部分とすること。

ウ 検知器は、検知箇所から概ね水平距離 2m 以内とし、床面から 0.15m 以下の位置に設けること。（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号）ただし、出入口等外部の空気が流通する箇所を除くものとする。

エ 検知器の検知濃度は、爆発下限界の 4 分の 1 の範囲とする。（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号）

オ 受信機は常時人のいる場所に設置する。（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号）

カ 受信機の主音響装置の首圧及び音色は、他の警報設備の警報音と区別できるものとする。

キ 警報装置は、その中心から前方 1m 離れた場所で 90 デンベル以上とする。

ク 可燃性蒸気検知警報設備には、非常電源を附置すること。

(5) 誘導灯

誘導灯の基準は、施行令第 26 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号の例によること。

6 航空機給油取扱所（危則第 26 条）

航空機給油取扱所とは、飛行場内において航空機の燃料タンクに直接給油するための取扱所をいうものであること。

(1) 航空機給油取扱所のタンク

タンクについては、危令第 17 条第 1 項第 7 号（ただし書きを除く。）を適用し、屋外タンクは屋外タンク貯蔵所、屋内タンクは屋内タンク貯蔵所、地下タンクについては地下タンク貯蔵所として許可を受けること。

(2) 航空機給油取扱所の空地

危則第 26 条第 3 項第 1 号の 2 に規定する空地は、航空機の給油行為を行う場所とし、その大きさは給油する航空機を包含できるものとする。

なお、当該空地の範囲を地盤面に明示すること。

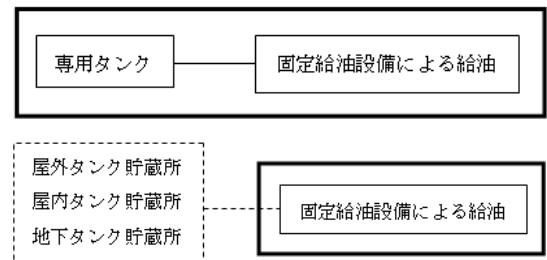
(3) 油流出防止措置

危則第 26 条第 3 項第 3 号に規定する「漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができる措置」とは、当該航空機給油取扱所に油流出防止に必要な土嚢又は油吸着材等を有効に保有しているものであること。（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号）

なお、必要な土嚢量（乾燥砂）としては、スコップを有する 50L 以上のもの 1 塊を 1 単位とし、危険物の貯蔵及び取扱の許可倍数を 10 で除した数値に相当する量を保有することにより、排水溝の代替とすることができるものであること。

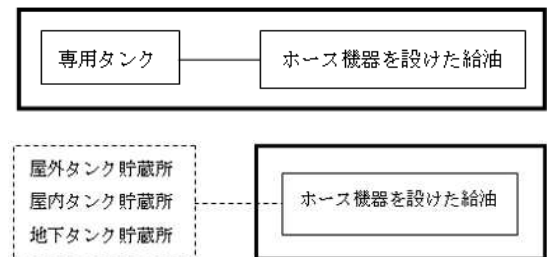
(4) 航空機給油取扱所の分類

ア 直接給油方式（危則第 26 条第 3 項第 4 号）



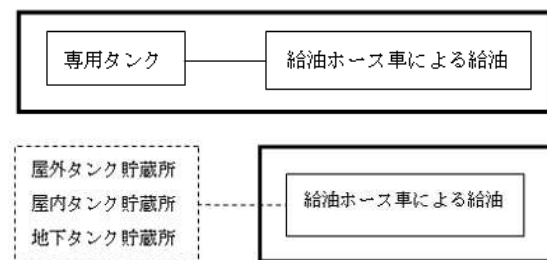
※ 直接給油方式とは、固定給油設備から直接航空機の燃料タンクに給油する方式をいう。

イ ハイドラント方式（危則第 26 条第 3 項第 5 号）



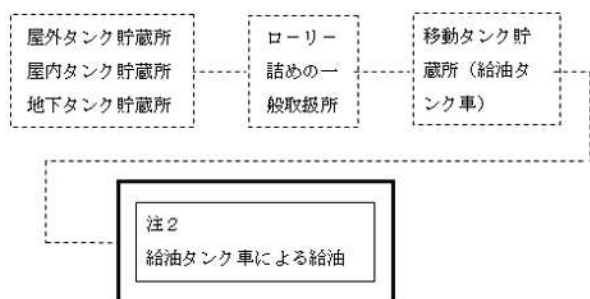
※ ハイドラント方式とは、貯蔵タンクからポンプ設備により専用の給油配管に給油するものをいう。

ウ 給油ホース車（サービサー）方式（危則第 26 条第 3 項第 6 号）



※ サービサー方式とは、給油配管の先端部に接続するホース機器を備えた車両を用いて給油するものをいう。

エ 給油タンク車（レフューラー）方式（危則第 26 条第 3 項第 7 号）



※ レフューラー方式とは、車両に専用タンク、ポンプ設備、フィルター及びホース設備（ホースリール）等を有するもので、航空機から離れた位置でホースを延長して、ポンプにより燃料を圧送して給油する方式をいう。

注 1： は一の航空機給油取扱所を示す。

◇ 11 給油取扱所

注 2：給油タンク車は、移動タンク貯蔵所として規制される。

(5) その他

ア 給油地盤はコンクリート等で、航空機の通行、駐機等による荷重に対し、十分な強度を有するものであること。

イ 給油ホース車（サービサー）は、航空機給油取扱所の設備として位置づけられるものであり、その帰属を明確にしておくこと。

7 船舶給油取扱所（危則第 26 条の 2）

船舶給油取扱所とは、船舶の燃料タンクに直接給油するための取扱所であり、船舶の航行に必要な燃料を補給するものであることから、タンカーに危険物を荷積みする場合や、船舶相互で給油する場合等はこの基準に該当しない。

(1) 船舶給油取扱所のタンク

船舶給油取扱所のタンクについては、航空機給油取扱所の基準を準用すること。

(2) 船舶給油取扱所の空地

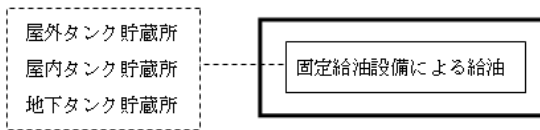
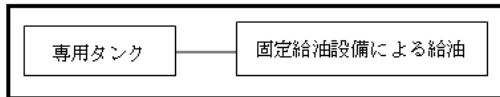
危則第 26 条の 2 第 3 項第 1 号の 2 に規定する空地の範囲は、給油するための船舶が停船する範囲及び給油ホースの移動範囲をいい、その範囲（海上部分を除く）を明示すること。

(3) 油流出防止措置

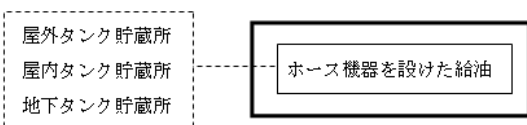
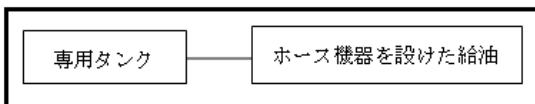
危則第 26 条の 2 第 3 項第 3 号に規定する「漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができる措置」とは、土嚢又は油吸着材及びオイルフェンスを有効に保有していることをいう。（平成元年 5 月 10 日消防危第 44 号）

(4) 船舶給油取扱所の分類

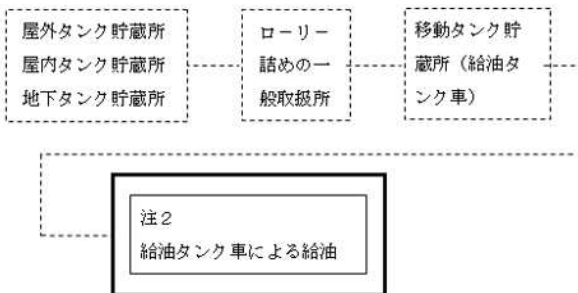
ア 直接給油方式（危則第 26 条の 2 第 3 項第 4 号）



イ ハイドラント方式（危則第 26 条の 2 第 3 項第 5 号）



ウ 給油タンク車（レフューラー）方式（危則第 26 条の 2 第 3 項第 6 号）



注 1：[] は、一の船舶給油取扱所を示す。

注 2：給油タンク車は、移動タンク貯蔵所として規制される。

(5) 危則第 24 条の 6 に規定する給油タンク車を給油設備とする船舶給油取扱所については、次によること。

ア 位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

(ア) 原則として、水辺に接する部分とし、給油タンク車の停車する一の場所とすること。ただし、次に掲げる全てに該当する場合には、埠頭等の一団の場所を一の船舶給油取扱所の規制範囲とすることができること。

a 給油タンク車の位置から、船舶給油取扱所の規制範囲の全体が目視できること。

b 給油タンク車が停車している間、給油に関係する者以外の者が当該給油取扱所内へ立ち入らないよう、措置することができること。

c 給油取扱所としての管理が適切にできること。

d 敷地内には、給油に必要な建築物及び工作物以外の建築物又は工作物が設置されていないこと。

(イ) 給油空地

a 給油空地は水辺に接するものとし、給油タンク車の大きさの周囲に幅約 1m 以上の空地を保有すること。

b 給油空地は、白線等により表示すること。

c 前(ア)ただし書きの場合においては、一の船舶給油取扱所に複数の給油空地を設定できること。

(ロ) 漏れた危険物等の流出防止措置

漏れた危険物等の流出防止措置としては、給油空地の周囲に排水溝及び貯留設備（油分離装置を含む。）を設ける方法のほか、土のう又は油吸着剤等を保有することをもって足りること。この場合において、土のう等を船舶給油取扱所内に設置できない場合には、船舶への給油作業時に、給油空地の近傍で有効に活用できる位置に搬送することをもって措置できること。

なお、当該土のう等は許可の範囲に含めるものとし、他の用途に用いられる土のう等と明確に区分して保有すること。

(ハ) 危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備

危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備として保有する油吸着剤等を、船舶給油取扱所内に設置できない場合には、船舶への給油作業時に、給油空地近傍で有効に活用できる位置に搬送することをもって、当該設備が設置されているともなすことができること。

なお、当該設備は許可の範囲に含めるものとし、他の用途に用いられる油吸着材等と明確に区分して保有すること。

(ニ) 給油タンク車の水面への転落防止措置

給油タンク車の水面への転落することを防止する措置は、縁石、柵、ガードレール等によること。ただし、給油タンク車が水面に向かって通行及び停車する場合で転落のおそれがある場所には、ガードレール、ガードポール等の設置を指導すること。★

(ホ) 消火設備

船舶給油取扱所に設置することとなる第 5 種の消火設備について、船舶給油取扱所内に設置できない場合には、船舶への給油作業時に、給油空地近傍で有効に活用できる位置に搬送することをもって、当該設備が設置されているとみなすことができること。屋外に設置する場合は、専用の収納箱に収納するなど、腐食防止措置を講じるように指導する。また、腐食しやすい環境にあるものについては、努めて蓄圧式とするように指導すること。★

なお、当該設備は許可の範囲に含めるものとし、防火対象物等に設置されている消火器等と明確に区分して保有すること。

(ホ) その他

夜間に給油を行う施設については、給油作業を安全に実施するため、照明設備を設置するよう指導すること。★

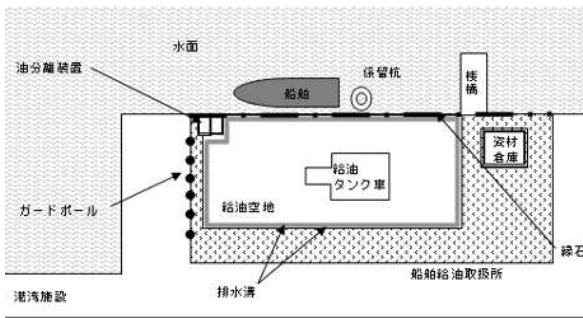
イ 危険物の取扱の技術上の基準に関する事項

(7) 給油タンク車の移動防止措置としては、給油タンク車の車輪の前後に車輪止めを設定する等があること。

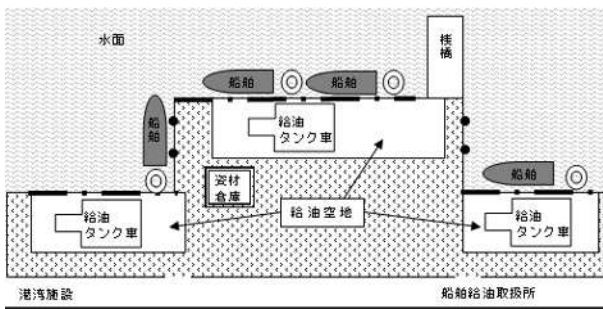
(イ) 船舶給油取扱所に給油タンク車が停車していない場合は、法第 10 条第 3 項の基準は適用しないことができること。

(ウ) 給油タンク車から船舶へ給油する時は、カラーコーン、ロープ等により給油空地内に関係者以外の者が出入りしない措置を講ずるよう指導すること。ただし、船舶給油取扱所の敷地内に関係者以外の者が出入りできないよう措置されている場合は、当該措置を要しないものとする。

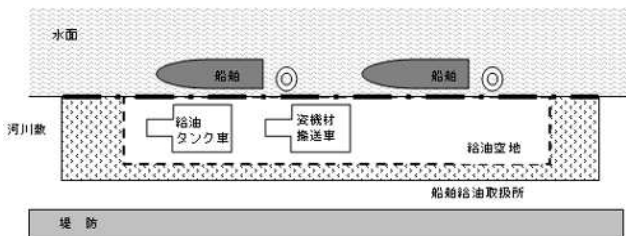
(I) 第 2 石油類の危険物を補給する場合は、給油タンク車を接地すること。



船舶給油取扱所の設置例



一の船舶給油取扱所内に複数の給油空地を設ける場合の設置例



給油時に流出防止設備等の資機材を設置する場合の設置例

(6) 危則第 26 条の 2 第 3 項第 3 号の 2 の「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備」として油吸着剤を保有する場合の保有量は次の表のとおり、タンクの容量の区分に応じたものであること。

なお、当該タンクが複数存する場合は、そのうちの最大容量のタンクの容量に応じた量とすること。

専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分	油吸できる油の量
タンク容量の 30KL 未満のもの	0.3 KL 以上
タンク容量の 30KL 以上 1,000KL 未満のもの	1 KL 以上
タンク容量の 1,000KL 以上のもの	3 KL 以上

◇(6)表平成 28 年 10 月 1 日改訂

(7) その他

ア (3)の油流出防止措置の設備と、(6)の流出油回収等応急措置の設備を兼用することは差し支えないものであること。

イ 油吸着材は、収納庫に保管し、油吸着材及びオイルフェンスの保有量及び取扱方法を記載した掲示板を設けること。

8 鉄道給油取扱所（危則第 27 条）

鉄道給油取扱所とは、鉄道又は軌道により運行する車両（ディーゼル機関車等）の燃料タンクに直接給油するための取扱所をいう。

(1) 鉄道給油取扱所のタンク

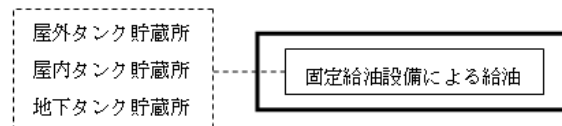
鉄道給油取扱所のタンクについては、航空機給油取扱所の基準を準用すること。

(2) 鉄道給油取扱所の給油空地

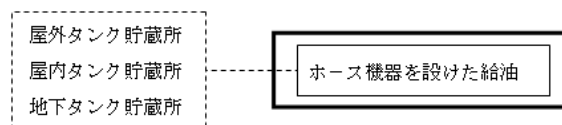
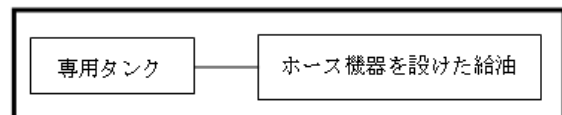
鉄道給油取扱所の給油空地は、給油作業に必要な広さとし、危険物が浸透しないようコンクリート等で舗装を行い、かつ、排水溝及び油分離装置を設けること。（平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号）

(3) 鉄道給油取扱所の分類

ア 直接給油方式



イ ハイドラント方式



注： は一の鉄道用給油取扱所を示す。

9 圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所

圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所とは、圧縮天然ガス等を内燃機関の燃料として用いる自動車（以下「圧縮天然ガス自動車等」という。）に当該圧縮天然ガス等を充填するための設備を設ける給油取扱所である。

（平成 10 年 3 月 11 日消防危第 22 号

最終改正：平成 29 年 1 月 26 日消防危第 31 号）

(1) 圧縮天然ガススタンド、液化石油ガススタンド及び防火設備

ア 圧縮天然ガススタンドとは、一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）第 2 条第 1 項第 23 号の圧縮天然ガススタンドをいい、天然ガスを調整してできた都市ガスを供給する導管に接続された圧縮機、貯蔵設備、ディスペンサー及びガス配管等から構成される。

イ 液化石油ガススタンドとは、液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号）第 2 条第 1 項第 20 号の液化石油ガススタンドをいい、

◇ 11 給油取扱所

受入設備、圧縮機、貯蔵設備、充填用ポンプ機器、ディスペンサー及びガス配管等から構成される。

ウ 防火設備（一般高圧ガス保安規則第 6 条第 1 項第 39 号の防消火設備又は液化石油ガス保安規則第 6 条第 1 項第 31 号の防消火設備のうち防火設備をいう。以下同じ。）とは、火災の予防及び火災による類焼を防止するための設備であって、次のものをいう。

(7) 圧縮天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則第 7 条第 1 項に適合するものに限る。）を設けた施設にあっては、当該圧縮天然ガススタンドの貯蔵設備に設けられ、又は当該圧縮天然ガススタンドのディスペンサー若しくはその近傍に設けられる散水装置等及び防火用水供給設備

(1) 液化石油ガススタンドを設けた施設にあっては、当該液化石油ガススタンドの貯蔵設備に設けられ、当該液化石油ガススタンドの受入設備若しくはその近傍に設けられ、又は当該液化石油ガススタンドのディスペンサー若しくはその近傍に設けられる散水装置等及び防火用水供給設備

(2) 圧縮天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則第 7 条第 2 項に適合するものに限る。）、液化石油ガススタンド及び防火設備の位置、構造及び設備の基準

圧縮天然ガススタンドについては、一般高圧ガス保安規則第 7 条第 2 項の規定に、液化石油ガススタンド及びその防火設備については、液化石油ガス保安規則第 8 条の規定によるほか、次によること。

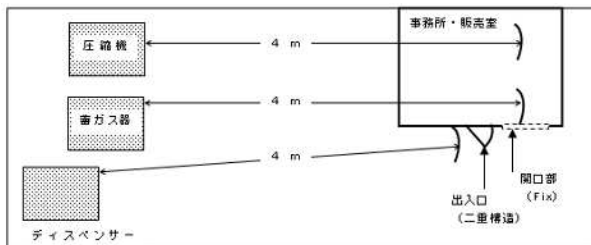
ア 圧縮天然ガススタンド関係

(7) 建築物・工作物

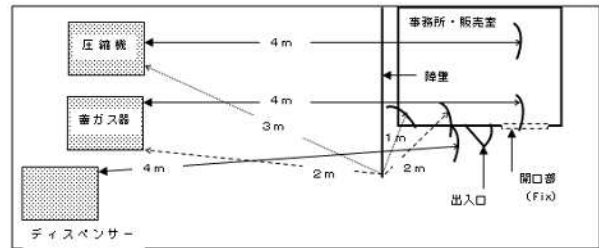
a 圧縮天然ガススタンドの業務を行うための事務所は、危則第 27 条の 3 第 3 項第 1 号の 2 の給油取扱所の業務を行うための事務所として取扱うこと。

b 危則第 27 条の 3 第 3 項第 1 号から第 5 号までに掲げられる以外の建築物が設けられていないもので、かつ、第 1 号の 2 から第 3 号までの床面積の合計が 300 m²を超えないこと。

c 地上に設置された圧縮天然ガススタンドの圧縮機、貯蔵設備（以下、圧縮天然ガススタンドにおいては「蓄ガス器」という。）、ディスペンサーの外表面及び溶接以外の配管接合部から 4m 未満となる建築物の開口部ははめ殺し戸、出入口は二重構造とすること。ただし、直線距離では 4m 未満となるが、高さ 2m 以上の不燃材料で造られた障壁によって迂回距離で 4m となる場合又は建築物内に火気設備がなく、かつ、建築物内の全ての電気設備が耐圧防爆措置されている場合は、この限りでない。



4 m 未満に建築物の出入口、開口部がある例



※迂回距離は設備から障壁の先端までの距離と、障壁の先端から出入口又は開口部までの距離の合計とする。

建築物の出入口、開口部が障壁による迂回距離によって 4 m 以上となる例

d 地下室に圧縮機、蓄ガス器等を設置する場合

(a) 地下室には地上に通ずる階段又は固定はしごが設けられていること。

(b) 階段の地上部分又は、地上部分の固定式はしごの出入口（以下「地上部分」という。）が、固定給油設備及び固定注油設備から給油ホース又は注油ホースの長さに 1m を加えた距離以上離れ（地上部分が高さ 2m 以上の不燃材料で造られた壁で区画された場合を除く。）かつ、通気管の先端から水平距離で 4m 以上離れていること。ただし、次のいずれかの措置が講じられている場合は、通気管の先端部からの水平距離を 1.5m 以上とすることができる。

1) 地上部分の屋根、壁等が不燃材料で造られ、自閉式防火設備、自動閉鎖装置を有しない厚さ 6mm 以上の鋼板製扉又は鋼板製マンホール蓋（以下この項及び液化石油ガススタンドにおいては、「防火戸等」という。）が設けられていること。

なお、当該地上部分の壁に開口部を設ける場合にあっては、網入りガラスのはめごろし戸であること。

2) 地上部分が開放された構造である場合には、地上部分に高さ 60cm 以上の不燃材の壁及び出入口には防火戸等が設けられていること。

(c) 地上部分が、高さ 2m 以上の不燃材の壁で区画される場合を除き、専用タンクの注入口より 2m 以上離れていること。

(d) 地上部分が、排水溝等により給油空地等、専用タンク等の注入口及び簡易タンクと区画されていること。

(e) 地下室の階段又は固定はしごの出入口には防火戸等が設けられているとともに、高さ 15cm 以上の犬走り、スロープ又は敷居が設けられていること。

(f) 地下室には、出入口及び吸排気口以外の開口部が設けられていないこと。

(g) 地下室上部に蓋が設けられている場合は、蓋のすき間等から漏れた危険物その他の液体が浸透しない構造とされていること。

(h) 地下室は、漏れたガスが滞留しない構造とされていること。

(i) 地下室は、点検等が有効に行える通路が確保されているとともに、常用及び非常用の照明設備が設置されていること。

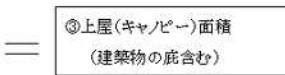
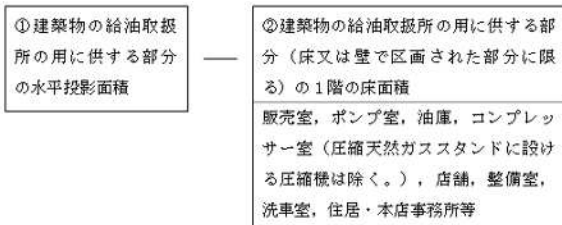
(j) 換気設備が次のように設置されていること。

1) 吸気口は、通気管又は危険物を取扱う設備より高い位置設けられている場合を除き、通気管又は危険物を取扱う設備から水平距離で 4m 以上離れていること。

2) 排気口は、ガスが滞留するおそれのない高さ 5m 以上の場所に設けられていること。

- 3) 毎時 700 立方m以上の換気能力を有する常時換気設備が設けられていること。
ただし、最大能力が地下室の床面積 1 m² 当たり毎分 0.5 立方m以上であり、換気方式が吸引（減圧）又は送風（加圧）である場合は、毎時 700 立方m以上の換気能力を有する常時換気設備と同等の性能を有するものとして取扱うことができる。
- 4) 換気設備は、地下室にガスが滞留しないように設けられていること。
- (k) 地下室には、圧縮機、蓄ガス器等から漏れ出したガスを有効に検知できる場所に爆発下限界の 4 分の 1 以下の濃度で検知し、その濃度を表示するとともに警報を発するガス漏れ検知警報設備が設けられていること。
- (l) ガス漏れ検知警報設備、換気設備及び非常用照明設備には、当該設備を 30 分以上稼働することができる非常用電源が設けられていること。
- e 圧縮天然ガススタンドの上屋等の空地に対する比率の算定
危則第 25 条の 6 に規定する上屋等の算定方法は次のとおりとすること。

I



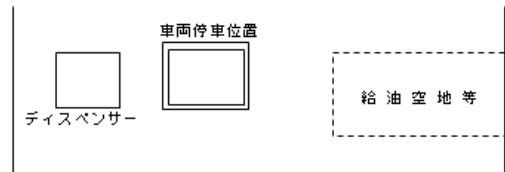
II



I 及び II から $\frac{③}{⑤} \leq \frac{1}{3}$ （屋外圧縮天然ガススタンドの例）

- (f) 圧縮機
 - a 給油空地以外の場所に設置されていること。
 - b 圧縮ユニット（複合機器）は、高圧ガス保安協会検査合格品であること。
 - c ガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇するおそれのないもの以外には、最大常用圧力を超えて上昇した場合に、圧力センサーにより検知し、電動機の電源を遮断することにより、運転を停止させる異常高圧防止装置が設けられていること。
 - d 圧縮機の吐出側直近部分又は蓄ガス器の受入側直近部分の配管には、逆止弁が設けられていること。
 - e 自動車等の衝突のおそれのある場合には、圧縮機を鋼板製ケーシングに収め、圧縮機の周囲に防護柵又はポール等が設置されていること。
- (g) 蓄ガス器
 - a 蓄ガス器は、高圧ガス保安法に規定される圧力容器又は貯槽（ホルダーとして貯蔵）であること。（特定設備のポンペの場合は、高圧ガス保安協会検定品であること。）
 - b 設置場所
 - (a) ポンペ（特定設備）である蓄ガス器は、給油空地等以外の場所に設置されていること。

- (b) 周囲の温度が 105℃以上となるガスを放出する安全装置が取付けられたホルダーの蓄ガス器は、給油空地等以外の場所で、かつ、次の①又は②の場所に設置されていること。
 - 1) 給油空地等の排水溝等から 5m以上、かつ、専用タンク等の注入口から 24m（注入口の周囲を排水溝で 15 m以下に区画した場合にあっては 8m）以上の離隔距離が確保されている場所
 - 2) 給油空地等及び専用タンク等の注入口周囲で発生した危険物の火災の際に生ずる熱が遮られる場所（蓄ガス器が給油空地等及び専用タンク等の注入口に面した側に、高さ 2m以上の鉄板等の防熱板が設けられている場所）
- (I) ディスペンサー
 - a 給油空地等以外の場所に設置されていること。
なお、車両停車位置を給油空地等以外にペイント等で明示すること。

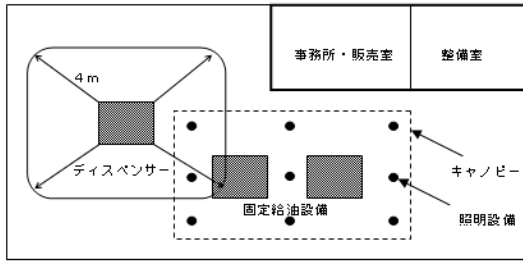


ディスペンサーの設置例

- b 充填ホースの先端に天然ガス自動車の自動車等の充填口と正常に接続した場合に限り開口する内部弁が設けられていること。
- c 充填ホースに著しい引張力（2,000 ニュートン以上）が加わった場合に、当該充填ホースの破断によるガス漏れを防止する措置として、離脱し、遮断弁が働く緊急離脱ケーブルが設けられていること。
- d 自動車等の衝突を防止するための措置として、ディスペンサーの周囲に防護柵、ポールが設けられていること。
- (g) ガス配管
 - a ガス配管は給油空地等以外の場所に設置されていること。
 - b 地下に埋設する方法、トレンチ内に設置する方法以外の方法で設置される配管には、自動車等の衝突を防止する措置として、防護柵、ポール等が設けられていること。
 - c トレンチ内等の漏れたガスが滞留するおそれがある場所に設置される配管の接続は、溶接による方法で行われていること。ただし、溶接以外の方法で接続する場合には、当該接続部の周囲に爆発下限界の 4 分の 1 以下の濃度で天然ガスを検知する性能を有し、かつ、検知した場合に警報を発するガス漏れ検知警報設備が設置されていること。
 - d ガス導管から圧縮機へのガス供給及び蓄ガス器からディスペンサーへの供給を緊急に停止することができる装置（以下「緊急停止装置」という。）が設けられていること。
 - e 緊急停止装置の起動装置の設置場所は、次の(a)及び (b)、又は(a)及び(c)の 2 箇所以上であること。
 - (a) 充填作業を行っている従業員等が速やかに操作できるディスペンサー付近
 - (b) 圧縮機、蓄ガス器及びディスペンサーからそれぞれ水平距離で、15m以上離れた場所。ただし、水平距離では、15m未満の場所であっても障壁等の遮り物を設置することによって、迂回距離が 15m以上あれば、水平距離で 15m以上離れた場所として取扱うことができる。
 - (c) 事務所内
- (h) 電気設備
 - 地上に設置された圧縮機、蓄ガス器、溶接以外の配管接合部及びディスペンサーの外側から

◇ 11 給油取扱所

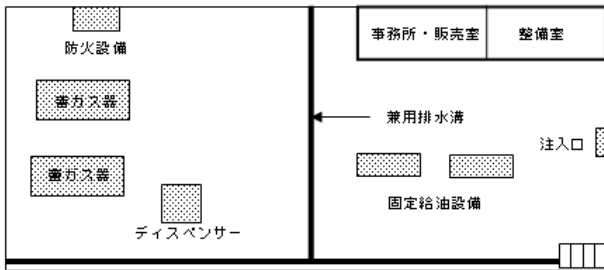
4mの範囲内にある電気設備（給油設備、注油設備、照明設備、附随設備等）は高さに関係なく耐圧防爆措置がなされていること。



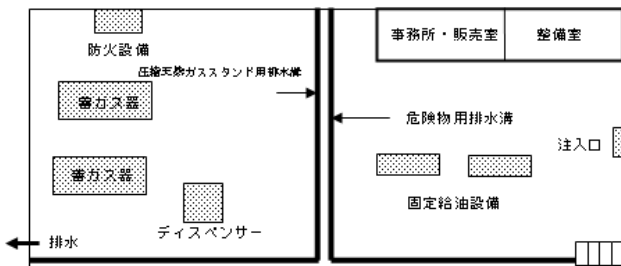
電気設備に耐圧防爆措置が必要な範囲

(k) 排水溝等

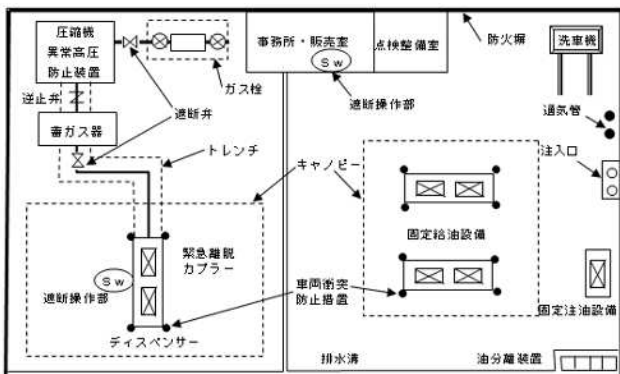
- a 専用タンクの注入口から漏れた危険物が、圧縮機、蓄ガス器、ディスペンサー及びガス配管に達することを防止するための危険物用の排水溝が設けられていること。
- b 排水溝は油分離装置に接続されていること。
- c 圧縮天然ガススタンドの排水溝と危険物用の排水溝を別々に設置した場合は、次によること。
 - (a) 危険物用の排水溝は、油分離装置に接続されていること。
 - (b) 圧縮天然ガススタンド用の排水溝は、油分離装置に接続しなければならない場合もあること。



危険物と圧縮天然ガススタンド用の兼用排水溝の設置例



危険物用と圧縮天然ガススタンド用の排水溝を別々に設置した例

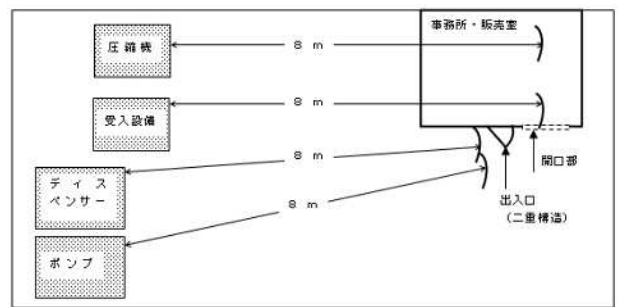


屋外給油取扱所に圧縮天然ガス充填設備を併設した例

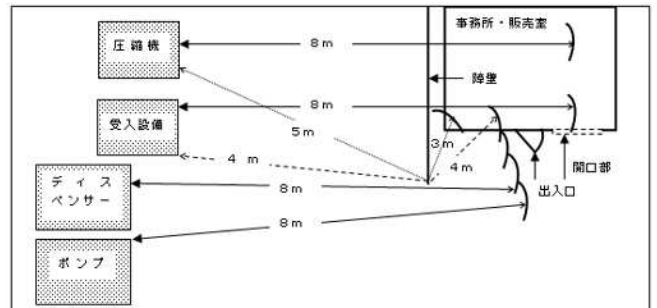
イ 液化石油ガススタンド関係

(7) 建築物・工作物

- a 液化石油ガススタンドの業務を行うための事務所は、危則第 27 条の 3 第 3 項第 1 号の 2 の給油取扱所の業務を行うための事務所として取扱うこと。
- b 危則第 27 条の 3 第 3 項第 1 号から第 5 号までに掲げられる以外の建築物が設けられていなく、かつ、第 1 号の 2 から第 3 号までの床面積の合計が 300 m²を超えていないこと。
- c 地上に設置された液化石油ガススタンドの圧縮機、受入設備、充填用ポンプ、充填ホース先端及び溶接以外の配管接合部から 8m 未満となる建築物の開口部ははめ殺し戸、出入口は二重構造とすること。ただし、直線距離では 8m 未満となるが、高さ 2m 以上の不燃材料で造られた障壁によって迂回距離で 8m 以上となる場合又は建築物内に火気設備がなく、かつ、建築物内の全ての電気設備が耐圧防爆措置されている場合は、この限りでない。



8 m 未満に建築物の出入口、開口部がある例



※ 迂回距離は設備から障壁の先端までの距離と、障壁の先端から出入口又は開口部までの距離の合計とする。

建築物の出入口、開口部による迂回距離によって 8 m 以上となる例

- d 液化石油ガススタンドの上屋等の空地に対する比率の算定

危則第 25 条の 6 に規定する上屋等の算定方法は、ア(7) e の例によること。

(1) 圧縮機

ア(1) a、c、及び e の例によること。

(9) 貯留設備

- a 貯槽は、給油空地等以外の地盤面下の貯槽室に設置され、かつ、次のいずれかの措置が講じられていること。

- (a) 貯槽の周囲に乾燥砂が詰められていること。
- (b) 貯槽が水没されていること。
- (c) 貯槽室内が強制換気されていること。

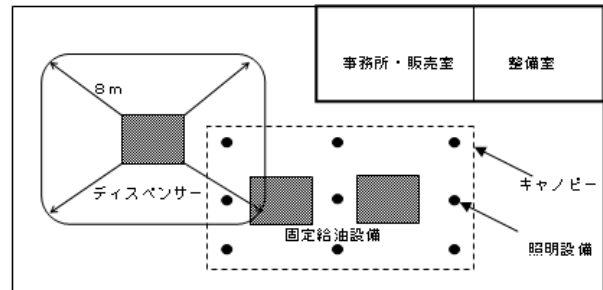
- b ガス漏えい検知警報設備が設けられていること。

- c a (c) の貯槽室は、ア(7) d (a)、(c) から (f)、(h)、(i)、(k) 及び(1) の例によるほか、次によること。

- (a) 階段の地上部分又は地上部分の固定式はしこの出入口（以下「地上部分」という。）が、固定給油設備及び固定注油設備から給油ホース又は注油ホースの長さに 1mを加えた距離以上離れ、（地上部分が高さ 2m以上の不燃材料で造られた壁で区画された場合を除く。）かつ、通気管の先端部から水平距離で 4m以上離れていること。ただし、次のいずれかの措置が講じられている場合は、通気管の先端部から水平距離を 1.5mにすることができる。
- 1) 地上部分の屋根、壁等が不燃材料で造られ、防火戸等が設けられていること。
なお、当該地上部分の壁に開口部を設ける場合にあっては、網入りガラスのはめごろし戸であること。
 - 2) 地上部分が開放された構造である場合には、高さ 60cm以上の不燃材の壁が、出入口には防火戸等が設けられているとともに、階段又は固定はしこの最下部に換気装置と連動する可燃性蒸気検知設備が設置されていること。
- (b) 換気設備が次のように設置されていること。
- 1) 吸気口は、通気管又は危険物を取扱う設備より高い位置設けられている場合を除き、通気管又は危険物を取扱う設備から水平距離で 4m以上離れていること。
 - 2) 排気口は、ガスが滞留するおそれのない高さ 5m以上の場所に設けられていること。
 - 3) 最大能力が貯槽室床面積 1 m²当たり毎分 0.5 立方m以上であり、換気方式が吸引（減圧）又は送風（加圧）であること。
 - 4) 換気設備は、貯槽室にガスが滞留しないように設けられていること。
- (I) 受入設備
- a 液化石油ガスの荷卸しを行う車両（以下「LPGローリー」という。）からの受入設備及びLPGローリーの荷卸し等を行うための駐車場所が給油空地等以外の場所に設けられていること。
 - b 自動車等の衝突のおそれのある場合には、衝突防止措置が講じられていること。
- (II) 充填用ポンプ
- a 給油空地等以外の場所に設けられていること。
 - b 吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇することを防止するために、次の措置が講じられていること。
 - (a) 容積型ポンプには、自動的に吐出液の一部を貯蔵設備に戻すことにより、圧力を最大常用圧力以下とする措置
 - (b) 遠心型ポンプには、ポンプ吸引側で気体が吸引された場合にポンプを自動的に停止するほか、自動的に吐出液の一部を貯蔵設備に戻すことにより、圧力を最大常用圧力以下とする措置
- (III) ディスペンサー
ア(I)によること。
- (IV) ガス配管
ア(カ)（cのガス導管から圧縮機へのガスの供給に係る部分を除く。）によること。
- (V) 防火設備
- a 散水装置等の加圧送水装置の設置場所は、散水対象場所から水平距離で 15m以上離れた場所とすること。ただし、水平距離では、15m未満であっても障壁等の遮り物を設置することによって、迂回距離で 15m以上あれば、水平距離で 15m以上離れた場所として取扱っても支障ない。
 - b 加圧送水装置の起動装置の設置場所は、次の(a)及び(b)、又は(a)及び(c)の2箇所以上とすること。

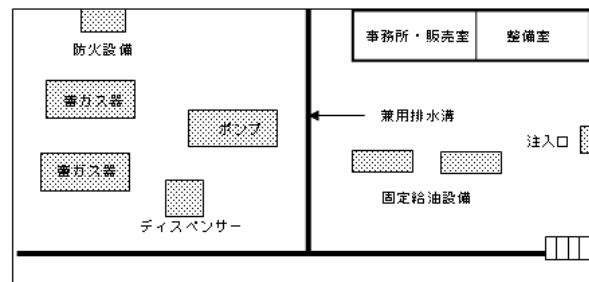
- (a) 充填作業を行っている作業員等が速やかに操作できるディスペンサー付近
- (b) 散水対象場所から水平距離で 15m以上離れた場所
- (c) 事務所内

- (VI) 電気設備
地上に設置された圧縮機、受入設備、充填ポンプ、溶接以外の配管接合部及びディスペンサーの外面から 8mの範囲内にある電気設備は高さに関係なく耐圧防爆措置がなされていること。
また、8mの範囲内に排水溝、トレンチ配管のピット等が一部でも存する場合は、油分離層のガス漏れ検知警報設備が設置された槽までの排水溝、トレンチ配管のピット等から左右それぞれ 1.5mの範囲については、ガスの滞留する恐れのある場所として規制されることから、その範囲内にある電気設備（給油設備、注油設備、照明設備、附随設備等）も高さに関係なく耐圧防爆措置が講じられていること。



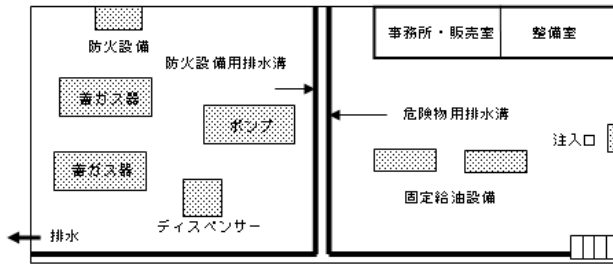
電気設備に耐圧防爆措置が必要な範囲（ディスペンサー外部から 8mの範囲内の電気設備が全て対象）

- (VII) 排水溝等
- a 防火設備から散水された水が給油空地等及び専用タンク等の注入口に達することを防止するための防火設備用の排水溝が設けられていること。
 - b 専用タンクの注入口から漏れた危険物が、圧縮機、受入設備、充填用ポンプ、ディスペンサー及びガス配管および防火設備に達することを防止するための危険物用の排水溝が設けられていること。
 - c 防火設備用の排水溝と危険物用の排水溝は兼用のものでも支障ないが、この場合は、排水溝は油分離装置に接続されていること。
 - d 防火設備の排水溝と危険物用の排水溝を別々に設置した場合には、
 - (a) 危険物用の排水溝は、油分離装置に接続されていること。
 - (b) 防火設備用の排水溝は、油分離装置に接続することなく一般下水道に接続しても支障ないものであること。

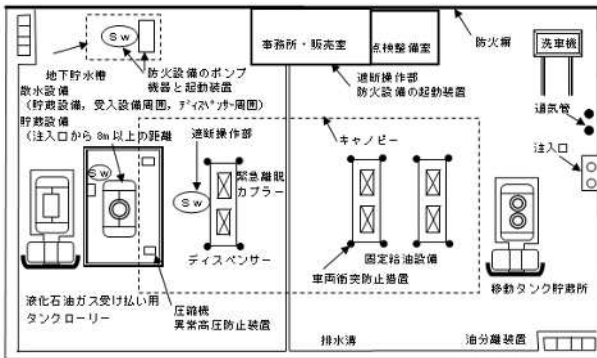


危険物用と防火設備用の兼用排水溝の設置例

◇ 11 給油取扱所



危険物用と防火設備用の排水溝を別々に設置した例



屋外給油取扱所に液化石油ガススタンドを併設した例

10 自家用給油取扱所（危則第 28 条）

自家用給油取扱所とは、当該給油取扱所の所有者又は占有者が所有し、管理し、又は占有する自動車又は原動機付自転車で給油するものをいい、特定の者及び特定の自動車のみが出入りし、給油を受けるものをいう。

なお、組合により管理運営されるものも含まれるものであること。

(1) 空地

給油空地は、給油する自動車等の一部又は全部がはみ出たままで給油することのない広さを確保すること。（逐条解説）また、原則として給油車両が後退又は切り返しをせずに入出りできる広さとすること。★

(2) 自動車の出入りする側

自動車の出入りする側とは、道路又は幅 4m 以上の構内道路（構内空地を含む。）に接し、自動車等の出入りが可能な側であること。

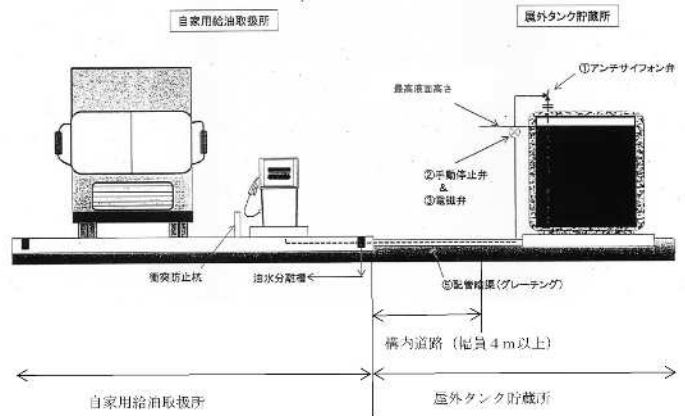
なお、道路等に接していない場合は、防火塀が必要であること。

(3) 自家用給油取扱所に設置する簡易タンクについては、危令第 17 条第 1 項第 7 号ただし書きの規定のうち、簡易タンクを設けることができる地域に関する制限規定は適用されないこと（危則第 28 条第 3 項参照）

(4) 固定注油設備

給油取扱所内に、自動車等の冷暖房用として、自動車等に設けられた灯油タンクに給油するため又は関係建築物の暖房のため、専用タンクを設けることができる。この場合、固定注油設備を設けるものについては、危令第 17 条第 1 項第 13 号に定める固定給油設備との離隔距離の基準については適用しない。

(5) 固定給油設備若しくは固定注油設備に接続される専用タンクは、地盤面に埋没して設けることとされているが、以下によるものに限り当該自家用給油取扱所の敷地外に設置した専用の屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンク（以下「屋外貯蔵タンク」という。）と接続できる。（平成 27 年 4 月 24 日消防危第 91 号）



ア 屋外貯蔵タンクに貯蔵する危険物は、軽油に限る。

イ 屋外貯蔵タンクは、当該自家用給油取扱所以外の施設に危険物を供給しないこと。

ウ 当該自家用給油取扱所及び屋外タンク貯蔵所を一体的に維持管理（一体的に定期点検を行うことを含む。）できること。

エ 屋外貯蔵タンクは、次の構造とする。

(ア) 当該屋外貯蔵タンク及び附帯設備については大気に直接接触する必要があるものを除き、断熱材であるポリスチレンフォームで被覆する。

(イ) 断熱材であるポリスチレンフォームの外側は、鋼製タンク破損時の漏えい検知及び漏えいした危険物の外部への流出防止のため、タンクの底面から上面に向けて、継ぎ目のない 1 枚のものとなっているポリエチレンシートで被覆する。

(ロ) 漏れ防止用シートであるポリエチレンシートの外側は、火災時における被害の防止のため、鉄筋コンクリートで被覆する。

オ 敷地外に設置する屋外貯蔵タンクの容量は、40 kL 程度以下とする。

カ 鋼製タンク、配管、断熱材、漏れ防止用シート及び鉄筋コンクリートは、次の要件を満たすものを使用する。

(ア) 鋼製タンク

a 材料は、JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材に規定される一般構造用圧延鋼材のうち SS400 に適合するものとする。

b 厚さは、4.5mm 以上のものとする。

c 外面は、外面塗装剤（JIS K 5674 鉛・クロムフリーさび止めペイント 1 種に適合するもの）でさびどめのための塗装を行う。

(イ) 配管（通気管、注入管、払出ノズルに取り付けられる払出管等）

a 材料は、JIS G 3459 配管用ステンレス鋼管に規定される SUS304TP 又は JIS G 3454 圧力配管用炭素鋼鋼管に規定される STPG370（放爆口兼マンホールに係る部分を除く。）に適合するものとする。

b フランジ材料は、JIS B 2220 鋼製溶接式管フランジに適合するものとする。

(ロ) 断熱材

a 材料は、ポリスチレンフォームとする。

b 厚さは、7.5mm 以上のものとする

(ハ) 漏れ防止用シート

a 材料は、ポリエチレンシートとする。

b 厚さは、0.76mm 以上のものとする。

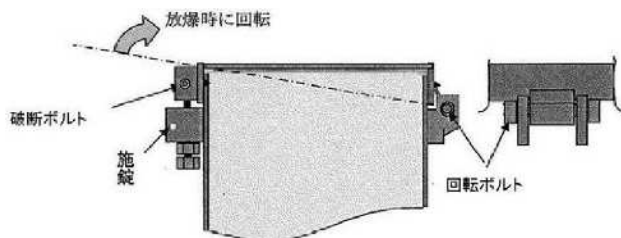
c JIS K 7114 プラスチック—液体薬品への浸せき効果を求める試験を 30 日間行い、漏れいし性能を有するものとする。

(ニ) 鉄筋コンクリート

a 鉄筋の材料は、JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼に規定される SD295A に適合するもので、直径は 13mm 以上のものとする。

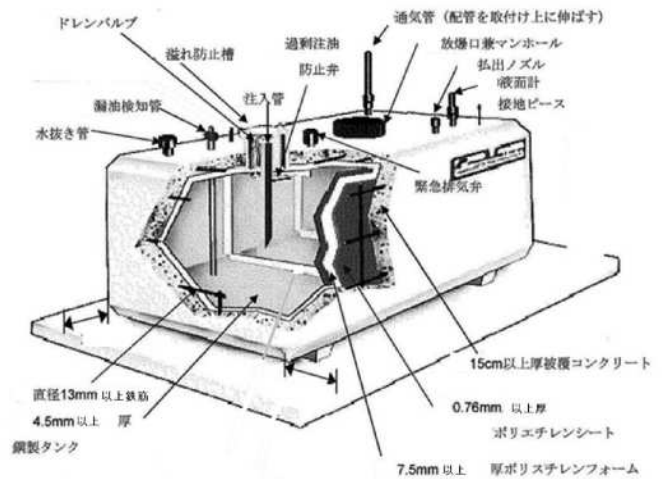
b コンクリートの材料は、JIS A 5308 レディーミクストコンクリートに適合するものとする。

- c 厚さは、15cm以上のものとする。
- キ 屋外貯蔵タンクには次の附帯設備を設置する。
- (7) 次の設備については、屋外貯蔵タンクの上面に設置する。
- 危令第 11 条第 1 項第 8 号に基づき設置する通気管
 - 危令第 11 条第 1 項第 9 号に基づき設置する液面計
 - 危令第 11 条第 1 項第 10 号に基づき設置する注入管
 - 危令第 11 条第 1 項第 12 号に基づき設置する排出管を屋外貯蔵タンクに接続するためのノズル
 - 危令第 11 条第 1 項第 14 号に基づき設置する避雷設備である接地ピース
 - 屋外貯蔵タンクの底部に蓄積した水分を取り除くためのハンドポンプを設置するための水抜き管ノズル
 - 屋外貯蔵タンクの内圧が異常上昇となった際に緊急的に減圧するための緊急排気弁（安全装置）
- (4) 移動タンク貯蔵所から屋外貯蔵タンクへの荷卸しに際しての過剰注油を防止するための過剰注油防止弁を設けるとともに、危険物注入時のこぼれや過剰注油防止弁が作動した場合の溢れに対応するための溢れ防止槽を屋外貯蔵タンク上面に設置する。
- (5) 鋼製タンク底部とポリエチレンシートの間隙に、タンク内部の危険物が漏えいした場合に検知できるように、漏えい検知管を設置する。きるよう、漏えい検知管を設置する。
- (I) タンク内部の圧力が一定値（0.068MPa以上 0.086MPa以下）に上昇した段階で蓋が開放し、内部のガス又は蒸気を上部に放出できるように、放爆口兼マンホールをタンクの上面に設置する。
- なお、当該放爆口兼マンホールは次の仕様のものとする。
- マンホールは、内径 500mm以上とする。
 - マンホールの蓋の固定ボルトは次のとおりとする。



爆発が起こった際に、破断するボルトはステンレス鋼棒（JIS G 4303 に規定される SUS304）とし、破断せず回転するボルトは M16（JIS B 1186 に規定されるもの）とする。

- ク 当該屋外貯蔵タンクを含む屋外タンク貯蔵所は、危令第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号、第 7 号の 2 から第 11 号及び第 12 号から第 14 号並びに第 6 項並びに第 7 項の規定を満たすこと。



自家用給油取扱所の固定給油設備に接続することを目的に当該給油取扱所の敷地外に設置される屋外貯蔵タンク例図

- ケ 屋外貯蔵タンクに接続する配管等
- (7) 蓋を鋼製又はコンクリート製とした地下ピット内に設置し、自家用給油取扱所の配管は地下に埋設する。ただし、屋外貯蔵タンクの直近等施工上地上に出る部分を除く。
- (4) 屋外タンク貯蔵所の配管を、蓋を鋼製又はコンクリート製とした地下ピット内に設置した場合、当該地下ピットに漏えいした軽油が、油分離槽に流れ込むよう措置を講じる。
- (5) 配管等から軽油が漏えいした場合に、サイフォン効果により屋外貯蔵タンクの中に存在する軽油が配管を通じて漏えいすることを防ぐために、屋外貯蔵タンクの直近に閉止用の弁を設置する。
- (I) 屋外貯蔵タンクと固定給油設備を接続する配管について、地下配管から地上又は地下ピットに出る箇所や、屋外貯蔵タンク直近の箇所等、地震動等により大きな変位の生じるおそれのある箇所には、可とう管継手を設置する。
- (6) 地下埋設配管が適切に点検できるように点検口や、点検に必要な弁を設ける。
- (7) ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備を設置しない。
- (6) その他
- ア キー式計量機の設置は、自家用給油取扱所のみ認められている。
- イ 自家用給油取扱所に圧縮天然ガス等充填設備を設置する場合は、屋外給油取扱所にあつては危令第 27 号の 3 の規定に、屋内給油取扱所にあつては危令第 27 号の 4 の規定にそれぞれ適合しなければならない。

11 メタノール等の給油取扱所（危令第 28 条の 2、危令第 28 条の 2 の 2、危令第 28 条の 2 の 3）

メタノール等の給油取扱所は、第 4 類の危険物のうちメタノール又はメタノール若しくはエタノール又はエタノールを含有するもの（以下「エタノール等」という。）を自動車燃料タンクに直接給油するための取扱所をいう。

(1) 適用範囲

ア 法令の適用

メタノール自動車用燃料について使用される第 4 類の危険物のうち、メタノール等を取扱う給油取扱所については、危令第 28 条の 2 から同条 28 条の 2 の 3 までの特例を定めていない事項については、危令第 17 条第 1 項から第 3 項までの基準が適用になるものであること。

イ メタノール等の燃料

◇ 11 給油取扱所

(7) 危令第 17 条第 4 項に規定する「メタノール」とはメタノール 100% (M100) をいい、「これを含有するもの」にはメタノール 85% と特殊なガソリン成分 15% の混合物 (M85) のほか、メタノールが含まれる他の自動車用燃料が該当するものである。

(4) 第 4 類の危険物のうちメタノールを含有するものには、メタノール自動車の燃料として用いられるもののみでなく、メタノール自動車以外の自動車等の燃料として用いられるものも含まれるものである。その例として、第 1 石油類 (非水溶性) に該当するガソリン専用のガソリン代替メタノール含有燃料 (HEC21) (第 1 石油類 (非水溶性) 50%、メタノール 50%) がある。

ウ エタノール等の燃料

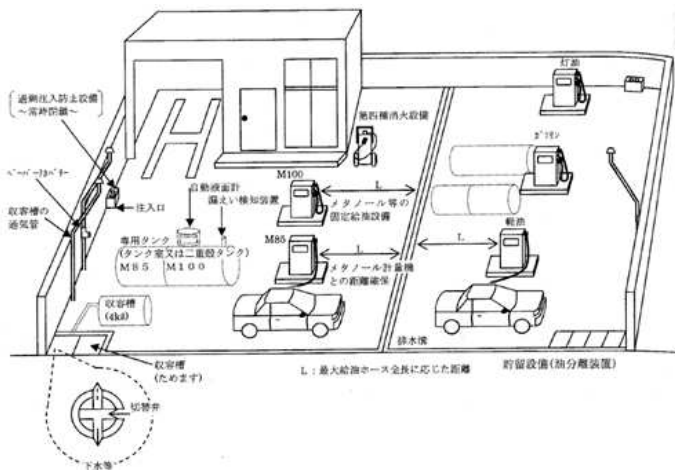
(7) 危令第 17 条第 4 項に規定するエタノールを含有するものとは、エタノールを含有する第 4 類の危険物の総称であること。

(4) エタノール 100% を E100 といい、「これを含有するもの」にはエタノール 10% とガソリン成分 90% の混合物 (E10) のほか、エタノール 3% 含有ガソリン (E3) についても、エタノールを含有するものに含まれるものであること。

(4) バイオエタノールの一種である ETBE (エチルターシャリブチルエーテル) をガソリンに混合したものは、危令第 17 条第 4 項に規定するエタノールを含有するものには含まれないこと。

(4) エタノールを含有するものうち、「揮発油等の品質の確保等に関する法律 (昭和 51 年法律第 88 号)」に規定する規格に適合し、販売されるものについては、当該法律において揮発油と位置付けられるが、改正政令及び改正省令により、当該揮発油を取扱う給油取扱所については、令第 17 条第 4 項に規定する位置、構造及び設備の技術上の基準が適用されるものであること。

(2) メタノール等の給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準に係る運用事項



ガソリン等とメタノール等を取扱う給油取扱所の設置例

ア メタノール等を取扱う専用タンク

(7) メタノール等を取扱う地下貯蔵タンクは、タンク室又は二重殻タンク構造によることとし、直接埋設方式 (二重殻タンクを除く。) 及び危険物の漏れ防止構造は認められないものである。

(4) メタノールを取扱う専用タンクには、危険物の量を自動的に表示する装置を設けることとし、計量口を設けることはできないものである。

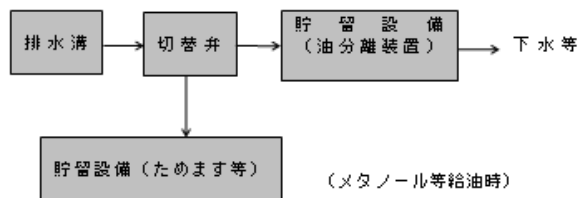
(4) 地下に設ける専用タンクは、メタノールと灯油が混合することを防止する必要から、灯油と

同一の中仕切りタンクに貯蔵しないよう指導すること。★

イ 給油空地等の収容設備等

排水溝、切替弁、貯留設備 (油分離装置、ためます等) を設ける方法があるが、切替弁、油分離装置及びためます等については、次の構造及び機能等を有するものであること。

なお、メタノール等のみを取扱う給油取扱所についても、メタノール等以外の危険物を取扱う場合 (オイル交換等) があるため、油分離装置を設けるよう指導すること。★



(7) 切替弁

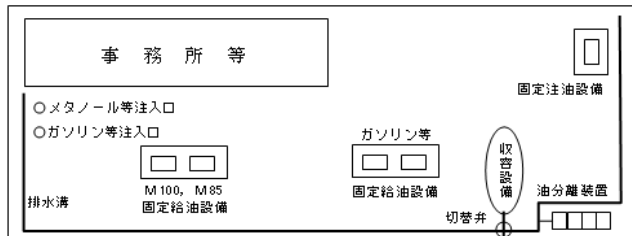
- a 流れ方向が表示されるものであること。
- b 操作しやすい位置に設けられたピット内に設置すること。

(4) 油分離装置

4(6)ウ(7) a 及び b (メタノール等のみを取扱う給油取扱所に設ける油分離装置については、b を除く。) によるものとする。

(4) ためます等

ためますのほか、地盤面に埋設された鋼製又は FRP のタンク等があるが、いずれも危令第 4 条の 51 に規定する数量以上のメタノール等が収容できる容量を有するものとする。



給油空地等の周囲に排水溝等を設ける場合 (注入口に係る排水溝等と兼用) の例

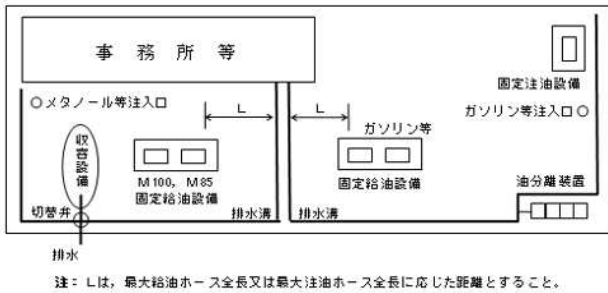
(4) その他

給油空地のうちメタノール等を取扱う部分 (以下「メタノール等の給油空地」という。) とメタノール等以外の危険物を取扱う部分及び注油空地 (以下「その他の給油空地等」という。) とにそれぞれ専用の排水溝を設ける場合には、メタノール等の給油空地に係る排水溝に切替弁及びためます等を設けるとともに、その他の給油空地等に係る排水溝に油分離装置を設けることで足りるものとする。

この場合、メタノール等の固定給油設備及びメタノール等以外の固定給油設備等はそれぞれの排水溝から次表の距離を確保すること。(次図参照)

最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長	距離
3m以下	4m以上
3mを超え 4m以下	5m以上
4mを超え 5m以下	6m以上

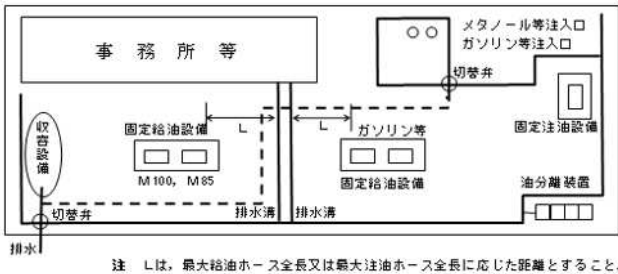
※ 最大給油ホース全長及び最大注油ホース全長とは、それぞれ危令第 17 条第 1 項第 12 号イ及び第 13 号ロに定めるものであること。



メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水等と兼用）の例

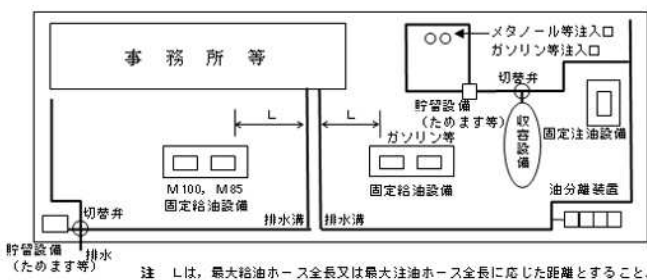
ウ 専用タンクの注入口の周囲の収容設備等

- (7) 注入口の周囲の排水溝は、メタノール等の専用タンクの注入口のみの周囲に設けること。ただし、当該排水溝に油分離装置を接続する場合には、メタノール等の専用タンクの注入口及びメタノール等以外の危険物の専用タンクの注入口の周囲に排水溝を設けることができる。（次図参照）



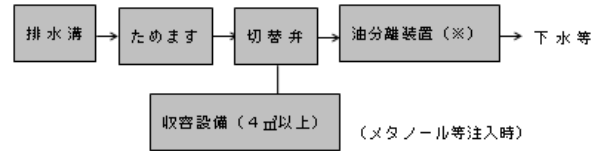
メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水口等を兼用）の例

- (1) 注入口の周囲の排水溝は、移動タンク貯蔵所からのメタノール等の注入時に、当該注入口又は移動タンク貯蔵所の注入ホース若しくは吐出口からメタノール等が漏れた場合、漏れたメタノール等を収容できるように設けること。（次図参照）



メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝等を別に設置）の例

- (7) 排水溝、切替弁及び4立方m以上の収容設備の接続及び油分離装置は、次のとおりとする。
 なお、切替弁の手前にためますを設けるよう指導すること。★



※ メタノール等の専用タンクの注入口のみの周囲に排水溝を設ける場合は設置を要しない。

- (I) 切替弁
 a 流れ方向が表示されているものであること。
 b 操作しやすい位置に設けられたピット内に設置すること。
 (II) 収容設備は、次のとおりとする。
 a 地盤面下に埋設された鋼製又はFRP製のタンク等とすること。
 b 通気管及び収容設備内の危険物等をくみ上げるためのマンホールその他の設備を設けること。
 (III) その他
 a 危令第17条第2項第11号の上部を有する屋内給油取扱所においては、危則第25条の10第2号の設備を排水溝及び収容設備とみなすことができる。
 b 注入口の周囲に設ける排水溝、切替弁及び収容設備は、前イの給油空地等の周囲に設ける排水溝、切替弁及びためます等と兼ねることができる。（(3)ウ(II)図参照）

エ 専用タンク等の開口部

メタノール等を取扱う専用タンク又は簡易タンクに設ける注入口及び通気管以外の開口部（マンホール、点検口等）にあっては、施錠する等通常開放できない構造とすること。

オ メタノール検知装置

(7) メタノールを取扱う専用タンクをタンク室に設置する場合には、専用タンクの周囲に設けるメタノールの漏れを検知することができる装置（以下「メタノール検知装置」という。）には、メタノールの蒸気を検知することができる装置又はメタノールの水溶液を検知する装置があること。

(1) メタノールを取扱う専用タンクをタンク室に設置する場合であって、専用タンクの周囲に液体の危険物の漏れを検査するための管を設ける場合には、当該管にメタノール検知装置を取り付けることができる。

カ 専用タンクの注入口の弁及び過剰注入防止設備

メタノールを取扱う専用タンクの注入口に設けられる危険物の過剰注入を自動的に防止する設備により、注入口が緊結されていないときに当該注入口が閉鎖状態となり、注入時にホースを結合した場合に開放状態（スタンバイ状態）とすることができる構造のものは、当該注入口には弁を設けないことができる。

キ 専用タンク等の通気管

(7) 専用タンクに設ける通気管は「◇3 製造所」5(21)オ(カ)の例によること。

(1) メタノールを取扱う専用タンクの通気管には、可燃性蒸気を回収する設備を設けるよう指導する。

なお、メタノールを取扱う専用タンクの通気管に可燃性蒸気回収設備を設ける場合は、当該メタノールを注入することとなる移動タンク貯蔵所にも可燃性蒸気回収設備を設けるよう指導する。★

ク 給油ホース等の材質

固定給油設備のポンプ、配管、パッキン及び給油ホース等は、メタノール等に対して侵されないものとする必要があること。

すなわち、メタノールを使用する場合は、耐アルコール性を有するEPゴム、ブチルゴム、クロロブレンゴム、ハイパロンゴム等が適しており、メタノールを含有するものを使用する場合には、耐アルコール性及び耐油性を有するニトリルゴム、フッ素ゴム、ハイパロンゴム等が適している。

◇ 11 給油取扱所

なお、金属では、鉛、亜鉛、アルミニウム等は腐食され、ゴム類はシリコンゴム、ネオプレンゴム等は膨潤劣化するので、使用することはできないものである。

ケ 消火設備

メタノールを取扱う給油取扱所に第 4 種の消火設備（大型泡消火器）を設ける場合には、水溶性液体用泡消火薬剤を用いた消火器を設置するよう指導する。★

コ 警報設備

メタノールを取扱う給油取扱所には、メタノールの火災が確認しにくいことから、炎感知器を有する自動火災報知設備を設置するよう指導する。★

(3) エタノール等の給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準に係る運用事項

ア エタノール等を取扱う専用タンク

専用タンクの注入口の周囲に設ける排水溝、切替弁及び漏れた危険物を収容する容量 4 立方メートル以上の設備の設置等については、次のとおりとすること。

(ア) 専用タンクの注入口の周囲に設ける排水溝、切替弁及び漏れた危険物を収容する容量 4 立方メートル以上の設備（以下「収容設備等」という。）は、前記(2)イ及びウの例によること。

(イ) 規則第 28 条の 2 第 3 項第 1 号のただし書きに規定する「専用タンクの注入口からエタノールを含有するものが漏れた場合において危険物が給油空地及び注油空地以外の部分に流出するおそれのない場合」とは、専用タンクの注入口からエタノールを含有するものが 4,000 リットル漏れた場合において、当該危険物に含まれるエタノール量を当該給油取扱所に設置される油分離装置の収容量で除した値が 0.6 未満となる場合であること（例えば、E10 を取扱う給油取扱所に設置される油分離装置の収容量が 1,200 リットルの場合、4,000 リットルの当該危険物に含まれるエタノール量 400 リットルを油分離装置の収容量 1,200 リットルで除した値は約 0.3 (<0.6) となることから、収容設備等の設置は要しないものであること。)

イ エタノール検知装置

(ア) E3及びE10を取扱う給油取扱所は、規則第28条の2第3項第2号及び第28条の2の2第3項第2号の規定（規則第23条の3第2号に規定する設備のうち、専用タンクの周囲に4箇所以上設ける管により液体の危険物の漏れを検知する設備（以下「エタノール検知装置」という。）により当該専用タンクから漏れた危険物を検知することが困難な場合）に該当しないものであること。

(イ) E10よりも多量にエタノールを含有するガソリンを取扱う給油取扱所にあつては、個別に確認のうえ判断すること。

(ウ) エタノール検知装置にエタノールの漏れを検知することができる装置を設けた給油取扱所は、危険物に含まれるエタノール量に関わらず、当該規定に該当しないものであること。

ウ エタノールを含有するもののうち、E3及びE10を取扱う給油取扱所に設置する消火設備については、次のとおりとすること。ただし、E10よりも多量にエタノールを含有するガソリンを取扱う給油取扱所にあつては、個別に確認のうえ判断すること。

(ア) E3及びE10を取扱う給油取扱所に泡を放射する消火器を設置する場合、当該消火器の泡消火薬剤は、耐アルコール型のものとする。

(イ) E10 を取扱う給油取扱所に設置する第 3 種の固定式の泡消火設備にたん白泡消火薬剤を用いる場合にあつては、耐アルコール型のものとする。

(4) メタノール等の給油取扱所取扱いの技術上の基準に関する事項

ア 切替弁の操作

(ア) 切替弁の操作により排水溝が前記(2)イのためます等又はウの収容設備（以下「収容設備等」という。）に接続されていることを確認した後に、メタノール等を自動車等に給油し、又は移動貯蔵タ

ンク及び容器から専用タンク若しくは簡易タンクに注入すること。

(イ) メタノール等を自動車等に給油し、又は車両に固定されたタンク及び容器から専用タンク若しくは簡易タンクに注入した場合には、メタノール等の漏れないことを確認した後に、切替弁の操作を行うこと。

イ 収容設備等からの危険物等のくみ上げ

漏れたメタノール等を確実に収容するため、随時、収容設備等を確認し、危険物又は雨水等（以下「危険物等」という。）が滞留している場合には、当該危険物等をくみ上げておくこと。

ウ 移動貯蔵タンクからの注入

メタノールを移動貯蔵タンクから給油取扱所の専用タンクに注入する場合には、移動貯蔵タンク内が常に爆発範囲となるため、当該移動貯蔵タンクの注入口を開放した状態で行わないこと。

なお、移動貯蔵タンクには複動式の安全装置が設けられているため、注入口を開放しなくてもタンクの変形、注入時間の遅延等は起こらないものであること。

(5) エタノール等の給油取扱所取扱いの技術上の基準に関する事項

エタノール等を取扱う給油取扱所におけるエタノール等の取扱いの技術上の基準の運用については、前記(4)の例によること。

(6) その他

ア エタノール等を貯蔵し、又は取扱う設備・機器等については、腐食等劣化の状況に留意して日常点検及び定期点検を実施するとともに、異常がみられたとき等には、速やかに修理・交換等を行うこと。特に、エタノール等と直接接するゴム製又はコルク製のパッキン類、強化プラスチック製の地下貯蔵タンクや配管については、念入りに点検を実施し安全性の確認を行うこと。

イ 改正危令及び改正危則の施行（平成 24 年 1 月 11 日）に伴い、既設の E3 を取扱う給油取扱所は新たに令第 17 条第 4 項の給油取扱所に変更となるが、立入検査等を活用し、当該給油取扱所の施設状況を把握した上で、区分の変更による位置、構造及び設備の基準等について、変更後のものに適合させること。

ウ ガソリンとメタノール又はエタノールを混合してメタノール又はエタノールを含有するものを製造する行為について、給油取扱所において行うことは認められないものであること。

12 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（危則第 28 条の 2 の 4、28 条の 2 の 5、28 条の 2 の 6、28 条の 2 の 7）

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所については、次によること。（平成 10 年 3 月 13 日消防危第 25 号）

(1) 定義

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油取扱所」という。）は、固定給油設備等により顧客に自ら自動車若しくは原動機付自転車（以下「自動車等」という。）に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせることができる給油取扱所であること。この場合において、自動二輪車は自動車に含まれるものであること。また、当該給油取扱所では、顧客にガソリンを容器に詰め替えさせること及び灯油又は軽油をタンクローリーに注入させることは行えないものであること。

(2) セルフ給油取扱所（屋外）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、危則第 28 条の 2 の 5 の規定によるほか、次によること。

ア セルフ給油取扱所の表示

セルフ給油取扱所である旨の表示方法は、「セルフ」「セルフサービス」等の記載、看板の掲示等により行うことで支障ない。また、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる営業形態の給油取扱所にあつては、当該時間帯等にはその旨を表示すること。

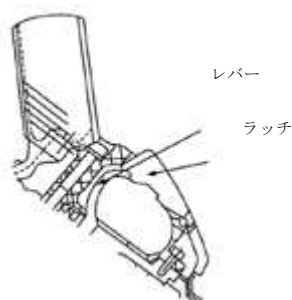
なお、表示の方法等は、次によることとし、

- (7) 看板等による場合は、4(17)による。
- (i) 移動式の看板等による場合は、敷地内の給油等に支障がない位置に掲出場所を確保して行う。
- (g) 表示の位置例
- 顧客が通常進入する入口付近の見やすい箇所
 - 容易に視認できるサインポール、看板、防火塀、建築物外壁、キャノピー支柱等の見やすい箇所
- (I) 表示方法の例
- 防火塀、壁、地盤等にペイント等で直接表示する方法
 - キャノピー、防火塀等に固定した看板を掲出する方法
 - 着脱又は覆い等が可能な看板、電光掲示板等による方法

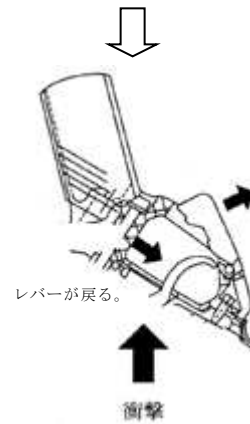
イ 顧客用固定給油設備

- (7) 給油ノズルには手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたもの（ラッチオープンノズル）及び手動開閉装置を開放状態で固定できないもの（非ラッチオープンノズル）の二種類があるが、固定する装置を備えたものにあつては、次のaからcによること。

- 給油開始時のノズル制御装置
構造等の例としては、次のものがある。
- (a) 手動起動方式（使用者が給油ノズルをノズル掛けから外してからポンプを手動で起動するもの）
- 満量停止制御装置の作動等により、給油ノズルの危険物の供給が停止された場合に、手動開閉装置が開放状態であっても自動的にポンプを停止し、又はノズルの弁を閉鎖（給油停止）するもので、当該手動開閉装置を一旦閉鎖するまで給油を開始することができない構造としたもの。
 - 給油ノズルをノズル掛けに戻すとラッチの固定は機械的に解除（給油停止）される構造であること。
なお、ラッチの固定解除は確実に行われるもの（解除が不完全な場合は、ノズル掛けに戻せない等）とし、又は解除が不完全なままノズル掛けに戻された場合には、ポンプが再び起動した場合にあつても手動開閉装置を一旦閉鎖するまで給油できない構造とすること。
- (b) 自動起動方式（給油ノズルをノズル掛けから外すとポンプが自動的に起動するもの）
- 前(a)1)、2)に示す構造のもの
 - 給油ノズルをノズル掛けから外したとき（制御卓で給油許可（ポンプ起動）を行ったとき）に、直ちに危険物の供給が開始（計量開始）された場合は、これを異常と判断し、自動的にポンプを停止する構造としたもの
なお、給油ノズルは、手動で開閉することができる弁が設けられたものであり、弁を閉鎖した状態において危険物が漏れない構造であること。
- 脱落時停止制御装置
構造等の例としては、次のものがある。
- (a) 給油ノズルに落下等の衝撃が加わった場合に、ラッチの固定が解除され給油を停止する構造としたもの。



【ノズルレバーがラッチに掛かったまま脱落】



【衝撃でラッチが開放されノズルレバーが戻る】

脱落時停止制御装置の作動例

- (b) 給油ノズルが給油口から離脱したことを感知した場合に、ラッチの固定が解除され給油を停止する構造としたもの
なお、給油ノズルは、給油口から容易に脱着しない給油口に差し込まれるノズルの部分に、らせん状の脱落防止装置等を備えた構造とするよう指導する。★

- 給油ノズルに設ける可燃性蒸気回収装置
給油ノズルに設ける可燃性蒸気回収装置の具体的な例としては、給油ノズルに付帯する配管から可燃性蒸気を吸引した後、専用タンクの気層部への回収による処理、燃焼による処理又は高所放出による処理を行うことができる構造を有するものがある。燃焼処理、高所放出等を行うものにあつては、火災予防上適切な位置及び構造を有する必要があること。

- なお、この場合において、可燃性蒸気回収装置の性能は、給油口の周囲に放出される可燃性蒸気の濃度が、当該危険物の燃焼下限値未満（ガソリンの場合は、1.4%未満）となること。
- バランス式可燃性蒸気回収装置

給油ノズルに付帯するペローズ（蛇腹部分）の先端を給油口に密着させることにより、給油による燃料タンク内の蒸気圧力の上昇を利用して、給油口から放出される蒸気をペローズに接続する回収配管内に導き、専用タンク内等に回収する構造としたものである。

なお、ペローズの先端部が給油口から外れた場合に、回収された蒸気が逆流して放出されないことがない構造（給油口に密着していないと給油できないもの、逆流防止措置を講じたもの等）であること。

- アシスト式（吸引式）可燃性蒸気回収装置
給油ノズルに付帯する蒸気吸入口から、ポンプ機器等により強制的に蒸気を吸引して回収配管内に導き、専用タンク内等に回収する構造としたもの。

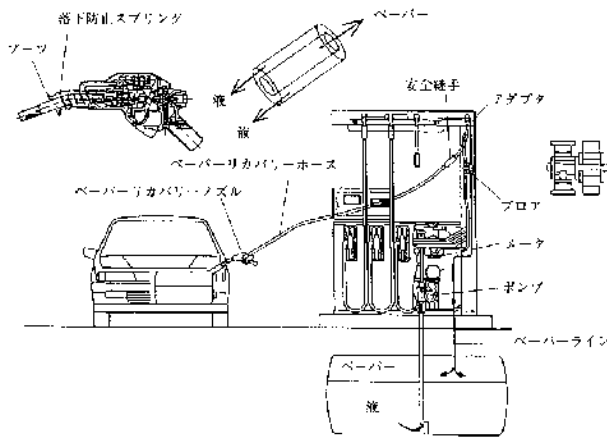
なお、放出蒸気と一緒に給油口周囲の空気を吸引することから、過剰吸引（加圧）により専用タンク等に影響を与えないものとするとともに、蒸気回収用ポンプ機器等に電気設備を用いる場合には、防爆構造のものとする等の措置が講じられていること。

上記によるほか、次により指導する。★

- 可燃性蒸気の回収の配管（固定給油設備の本体に並びに給油ホース若しくは給油ノズルに付随する部分を除く。）は、通気管と同様の材質、構造とすること。
- 可燃性蒸気の回収は、原則として専用タンク内の気相部に回収するものとし、燃焼処理又は高所放出処理は行わないこと。

◇ 11 給油取扱所

なお、専用タンク内の気相部への回収が困難な場合等で高所放出による処理を行う場合は、放出部の位置及び構造は、通気管の先端部の例によること。



(送油管及び蒸気回収管に取付けられたプロアが給油時に働き、蒸気を回収するもの。)

可燃性蒸気回収装置の構造例

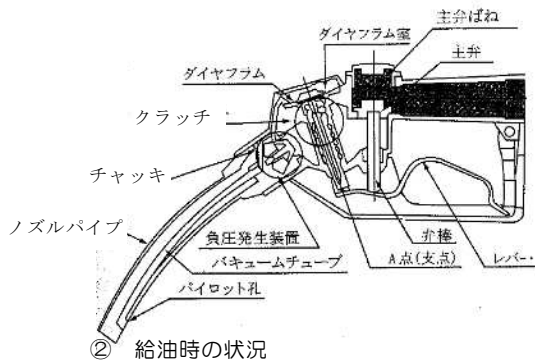
(イ) 満量停止制御装置

給油ノズルの手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものにあつては、固定する装置により設定できる全ての吐出量において給油を行った場合に機能すること。また、手動開閉装置を開放状態で固定できないものにあつては、15L 毎分程度（軽油専用で吐出量が毎分 60L を超える吐出量のものにあつては、毎分 25L 程度）以上の吐出量で給油を行った場合に機能するものであること。

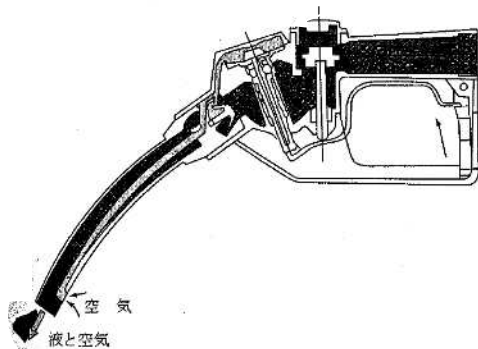
なお、当該装置が機能した場合には、給油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び給油を開始することができない構造であること。

【構造図】

① 給油前の状態及び各部の名称

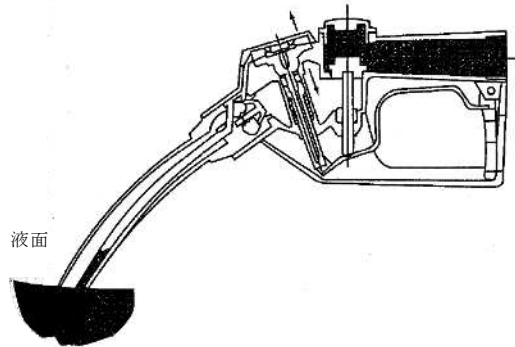


② 給油時の状況



- (1) レバーを引き上げるとクラッチがロックされていることから、A点を支点として弁棒を押し上げて主弁が開く。
- (2) 液は主弁を通過しチャッキ弁を押して流出される。
- (3) この時、負圧発生装置より負圧が発生するが、パイロット孔より空気が補給されるため、ダイヤフラム室への負圧は高くない。

③ オートストップ機構作動後の状況



- (1) 液面が上昇しパイロット孔を塞ぐと、空気の補給がなくなり負圧は急激に高まる。
- (2) ダイアフラム室のダイヤフラムは負圧によって上方へ移動しクラッチのロックが解除されレバーは支点を失う。
- (3) 主弁のバネの力により主弁が閉じ、液の流れは止まる。
- (4) レバーを元の位置に戻すと、給油前の状態に戻り、次の給油に備える。

満量停止制御装置の構造例

(イ) 給油ホース（緊急離脱カブラー）

給油ホースは、著しい引張力（2,000 ニュートン以下）が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする。構造等の例（緊急離脱カブラーをホースの途中に設置するもの）としては、次のものがある。

緊急離脱カブラーは、通常の使用時における荷重等では分離しないが、自動車等の給油口に給油ノズルを差したまま発進した場合等には安全に分離し、分離した部分の双方（固定給油設備側及び給油ノズル側）を弁により閉止する構造のものであること。

なお、緊急離脱カブラーを効果的に機能させるためには、当該カブラーの離脱直前の引張力が作用しても、ホースの他の部分が破断することなく、かつ、固定給油設備が当該引張力によって転倒しないよう堅固に固定しておくこと。

(I) 誤給油防止制御装置

誤給油防止制御装置は、ハイオクガソリン及びレギュラーガソリン相互、又は軽油及びプレミアム軽油相互については対象外であること。

構造等の例としては、次のものがあること。

a コンタミ（Contamination：混入汚染）防止装置によるもの

給油ノズルに、燃料タンク内の可燃性蒸気を測定（吸引）して油種を判定する装置を設け、給油ノズルの油種と一致した場合にのみ、給油を開始することができる構造としたものである。

b 油種別ポンプ起動によるもの

次のいずれかの方法により、顧客が要請した油種の給油ポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合にのみ、給油

を開始することができる構造としたものであること。

- (a) 監視者が、顧客の要請油種をインターホン等を用いて確認し、制御卓で油種を設定するものであること。
 (b) 顧客が自ら固定給油設備で油種を設定するもの

この場合、顧客側のインターホン端末及び油種設定装置は、給油に支障のない位置（同一アイランド上など）に設置すること。

c その他

ガソリン又は軽油いずれかの油種のみを取扱う顧客用固定給油設備（一の車両停止位置において、異なる油種の給油ができないものに限る。）は、誤給油を有効に防止できる構造を有しているとみなす。

(f) 定量・定時間制御装置

定量・定時間制御装置の設定は危険物保安監督者の特別な操作により変更が可能となるものとし、顧客又は監視者の操作により容易に変更されるものでないこと。

なお、給油量についてはガソリンを 100L 以下、軽油を 200L 以下とし、給油時間については 4 分を標準とすること。ただし、大型トラック専用の給油取扱所に設置するものについては、給油取扱所の実態に見合った設定量及び給油時間とする。（平成 12 年 2 月 1 日消防危険第 12 号）

構造等の例としては、次のものがあること。

a 制御装置

次の制御機構等により、固定給油設備の 1 操作あたりの連続した給油量又は給油時間が設定値に達したときに、自動的に給油ポンプを停止させる機能を有する構造としたものであること。

- (a) 固定給油設備に組み込んだマイコンによるもの（上限値は、当該マイコンで設定する。）
 (b) POS と固定給油設備を連動させたもの（上限値は、POS 本体で設定する。）

b 設定を容易に変更できない構造等

前 a のマイコン又は POS により上限値を設定（変更）する場合に、暗証番号の入力、専用キー、カードの使用等、特別な操作を行わなければ設定変更できない機能を有する構造としたものであること。

(h) 感震自動停止制御装置

地震を感知する感震器は、震度階級「5 強」の衝撃又は震動を感知した場合に作動するものであること。感震器は、顧客用固定給油設備又は事務所のいずれにも設置することができるものであること。

なお、既存の感震器にあつては、感知精度が同等程度であれば使用して差し支えないものであること。

構造例としては次のものがある。

顧客用固定給油設備又は事務所等に感震器を設置し、当該感震器が震度階級「5 強」の衝撃又は震動を感知した場合に、給油ポンプを停止させる等により、危険物の供給を自動的に停止させる機能を有する構造としたものがあること。

ウ 顧客用固定注油設備

(7) 注油ノズル

注油ノズルは、手動開閉装置を開放状態で固定できないもの（非ラッチオープンノズル）とすること。

(i) 満量停止制御装置

自動的に停止する構造は、毎分 15L 程度以上の吐出量で注油を行った場合に機能するものであること。

なお、当該装置が機能した場合には、注油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び注油を開始することができない構造であること。

(j) 定量・定時間制御装置

定量・定時間制御の設定は、危険物保安監督者の特別な操作により変更が可能となるものとし、顧客又は監視者の操作により容易に変更されるものでないこと。

なお、注油量及び注油時間の上限をそれぞれ 100L 以下及び 6 分以内に設定するよう指導する。★

(I) 感震自動停止制御装置

地震を感知する感震器は、震度階級「5 強」の衝撃又は震動を感知した場合に作動するものであること。感震器は、顧客用固定注油設備又は事務所のいずれにも設置することができるものであること。

エ 固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンク（以下「固定給油設備等」という。）の衝突防止措置等

衝突防止措置等の措置は、対象を顧客自ら用いる設備に限るものでないこと。

(7) 衝突防止措置

a 構造等の例としては、次のものがある。

(a) 共通基準

1) 車両の進入・退出方向に対し固定給油設備等からの緩衝空間が確保されるよう、ガードポール、アイランド等を設置するもの

2) 運転者の不注意、操作ミス等による固定給油設備等への衝突を防止する機能を有するもの（衝突を安全に防止するための構造、強度は要しない。）

3) ガードポール又はアイランドを設置する場合は、緩衝空間を考慮し、当該固定給油設備等と十分な距離を確保して設置するよう指導する。★

4) 大型トラック等が利用する固定給油設備等の衝突防止措置は、ガードポール、十分な高さかつ緩衝空間を確保したアイランド又は防護壁等とするよう指導する。★

(b) ガードポール等によるもの

固定給油設備等の進入側及び退出側に、金属製のパイプ等を設置するもの。この場合、固定給油設備等は、必ずしもアイランド上に設置することを要しない。（詳細は屋内給油取扱所の衝突防止装置参照）

(c) アイランドによるもの

1) 固定給油設備等を鉄筋コンクリート製のアイランド上に設置するもの

2) アイランド等は、高さ 15cm 程度以上で、車両の前進・後退時等に固定給油設備等から突出しているホース機器等に接触しない幅と、車輪がアイランド端に接触した場合でも固定給油設備等に衝突しない長さ（奥行き）を有するもの。（詳細は屋内給油取扱所の衝突防止装置参照）

b 懸垂式の固定給油設備等は、衝突防止装置を要しないものであること。

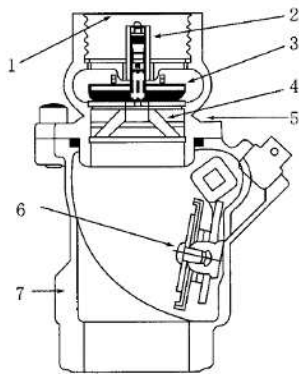
c 5(2)エに示す一方開放型屋内給油取扱所における衝突防止措置その他の既存の措置で同等の機能を有するものは、当該衝突防止措置等によることができる。

(i) 転倒時の漏えい拡散防止措置

a 構造等の例としては、次のものがある。

(a) 立ち上がり配管遮断弁

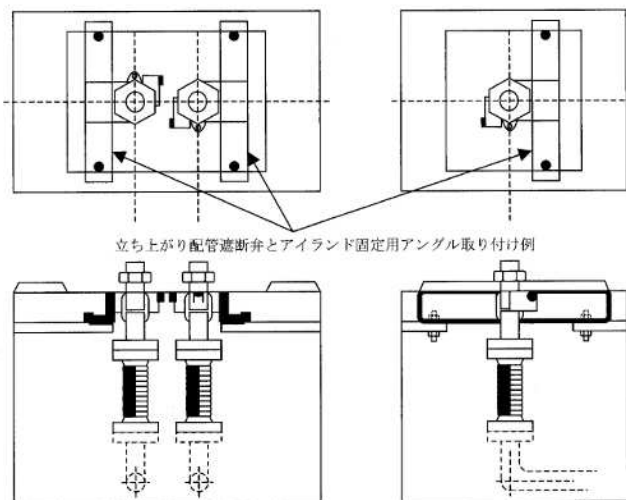
1) 当該遮断弁は、一定の応力を受けた場合に脆弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断することにより、危険物の漏えいを防止する構造のものとする。



- | | |
|---|-------------------------------|
| 1 | 吐出部 |
| 2 | 熱圧力膨張弁 熱膨張による圧力上昇を逃がす。 |
| 3 | 二次側遮断弁 固定給油設備側からの危険物の流出を防止する。 |
| 4 | 燃料流路 |
| 5 | 破断部 |
| 6 | 一次側遮断弁 地下タンク側からの危険物の流出を防止する。 |
| 7 | 本体構造 |

立ち上がり配管遮断弁の構造例

2) 立ち当該遮断弁は、車両衝突等の応力が脆弱部に的確に伝わるよう、固定給油設備等の本体及び基礎部に堅固に取り付けること。



立ち上がり配管遮断弁とアイランド固定用アングル取り付け例

立ち上がり配管遮断弁の取り付け例

- (b) 逆止弁
逆止弁は、転倒時にも機能する構造のものとし、固定給油設備等の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管との間に設置すること。
- b 懸垂式の固定給油設備等は、転倒時の漏えい拡散防止措置を要しないものであること。
- c 危則第 25 条の 2 第 2 号トに規定する油中ポンプに接続されたホース機器に取り付けられた遮断弁が、固定給油設備等及びこれに接続する配管の両方を遮断できる構造である場合には、当該遮断弁によること。

オ 固定給油設備等及びその周辺への表示

(7) 顧客用固定給油設備等である旨の表示

顧客用固定給油設備等である旨の表示の方法は、固定給油設備又は固定注油設備、アイランドに設置されている支柱等への、「セルフ

「セルフサービス」等の記載、看板の掲示等により行うことで支障ない。また、一部の時間帯に限って顧客に自ら給油等をさせる固定給油設備等においては、当該時間帯等にはその旨を、それ以外の時間帯等には従業者が給油等をする旨を表示すること。

なお、表示の位置等は、顧客用固定給油設備等のほか、次によること。

- a 表示の位置は、顧客用固定給油設備等のほか、アイランドに設置されている支柱等とすることができる。
- b 表示方法は、前 a の位置に直接記載し、又は看板の掲示等により行うことができる。

(f) 自動車等の停車位置等の表示

自動車等の停止位置として長さ 5m、幅 2m 程度の枠を、灯油又は軽油の容器の置き場所として 2m 四方程度の枠を、地盤面等にペイント等により表示すること。

なお、自動車等の停車位置又は容器の置き場所の枠は、給油空地又は注油空地からそれぞれはみ出さないこと。

(g) 使用方法・油種等の表示（平成 13 年 8 月 13 日消防危第 95 号）

使用方法の表示は、給油開始から終了までの一連の機器の操作を示すとともに、「火気厳禁」、「給油中エンジン停止」、「ガソリンの容器への注入禁止」、「静電気除去」等保安上必要な事項を併せて記載すること。

なお、懸垂式の固定給油設備等においては、近傍の壁面等に記載すること。

危険物の品目の表示として、文字、文字の地（背景）又は給油ホース、ノズルカバー、ノズル受け等危険物の品目に対応した設備の部分に彩色する場合には、危則第 28 条の 2 の 5 第 5 号口の「色」欄に定めた色とすること。この場合の彩色には、無彩色（白、黒又は灰色をいう。）は含まないものであること。従って、これらの部分以外の部分については、彩色の制限の対象とはならないものであること。また、エンジン清浄剤等を添加した軽油を別品目として販売する場合において、これを軽油の範囲で区別するときには、文字に「プレミアム軽油」を、色に黄緑を用いることができる。

なお、使用方法及び危険物の品目については、必要に応じて英語の併記等を行うよう指導する。

★



◎ 事故の未然防止のために

- 給油前に必ず自動車のドア・窓をお開けください。
- 静電気除去のため、作業前には必ず自動車の金属部分に触れてください。
- 給油作業は必ず一人で行ってください。
- 給油口付近にはお子様が近づかないように注意してください。
- その他、ガソリンスタンド内に掲示されている注意事項を守ってください。

(I) 顧客用以外の固定給油設備等の表示

- a 表示の場所
固定給油設備等には、顧客自らが用いることができない固定給油設備等である旨を見やすい箇所に表示すること。

- b 表示の内容
「フルサービス」、「従業員専用」等の記載、看板の掲示等により行うこと。

カ 制御卓、その他の設備

(7) 制御卓の位置

全ての顧客用固定給油設備等における使用状況を直接視認できるとは、給油される自動車等がない場合において顧客用固定給油設備等における使用状況を目視できることをいうものであり、壁等による死角となる部分がないこと。この場合、制御卓から全ての顧客用固定給油設備等における使用状況を直接視認できなくても、制御卓付近で監視者が立ち上がったたり、体を横に動かしたりすることにより確認できる場合、壁又は柱等により視認をさえぎらなければかわらないものであること。（平成 16 年 1 月 8 日 県内質疑）

なお、コンビニエンスストア等が併設されている給油取扱所において、制御卓が設置されている場所にレジを設置し監視者がレジ業務を兼ねることは、顧客自らによる給油作業等の監視・制御及び顧客に対する必要な指示が行えることが確保されていれば認められることができる。（平成 10 年 10 月 13 日消防第 90 号）

上記によるほか、次により指導する。★

- a 制御卓を設置する室は、危則第 25 条の 4 第 1 項第 1 号の 2 に規定する用途として取扱うものであり、給油空地内等に制御卓を設置したコントロールブース室を設けないこと。
- b 一の制御卓で 1 人の監視者が全ての顧客用固定給油設備等を監視できる視野の範囲は、概ね 180°以内を目安とすること。
- c 一の制御卓から最遠の顧客用固定給油設備等までの視認距離は、概ね 20m 程度を目安とすること。

(f) 監視設備

監視設備としては、モニターカメラ及びディスプレイ等が考えられる。また、視認を常時可能とすると、必要な時点において顧客用固定給油設備等の使用状況を即座に映し出すことができるものをいう。

上記によるほか、次により指導する。★

- a モニターカメラは、顧客用固定給油設備等の使用状況を有効に確認できる位置（例えば、キャノピー下部、支柱、建物外壁等）に設けること。
- b 監視設備の性能は、自動車等の給油口や運搬容器の注入口に給油ノズルが差し込まれた状態、又は顧客の作業等が確認できるものであること。

(g) 制御卓の制御装置等

制御装置には、給油等許可スイッチ及び許可解除のスイッチ並びに顧客用固定給油設備等の使用状態等の表示装置が必要であること。

なお、顧客用固定給油設備等を、顧客が要請した油種のポンプだけを起動し、顧客が当該油種の給油ノズルを使用した場合に給油等を開始することができる構造としたもので、制御卓で油種設定をする構造のものにあっては、油種設定のスイッチを併せて設置すること。

(h) 供給一斉停止制御装置（緊急停止スイッチ）

火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所とは、給油空地等に所在する従業員等においても速やかに操作することができるものであり、給油取扱所の事務所の給油空地に面する外壁等がある。

なお、制御卓以外の場所に設ける制御装置には、緊急停止スイッチである旨を表示するよう指導する。★

(i) 会話装置及び放送機器

a 会話装置

顧客と容易に会話することができる装置としては、インターホンがあり、インターホンの顧客側の端末は、顧客用固定給油設備等の近くに設置し、懸垂式の顧客用固定給油設備等にあっては近傍の壁面等に設置すること。

b 放送機器

(a) 機器の設置については次によること。

- 1) スピーカーの設置位置は、音響効果を妨げる障害物がない場所とすること。
- 2) スピーカーは、顧客がいる全ての場所に指示ができるように設置し、有効な音量、音質が確保されるようにすること。

(b) 放送機器の機能を有する既設の有線放送設備を顧客の給油作業等について必要な指示を行う放送機器として用いることができる。ただし、有線放送等よりも指示の放送が優先されるものであること。（平成 10 年 10 月 13 日消防第 90 号）

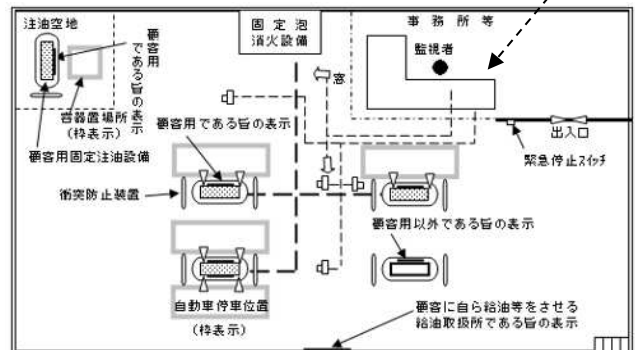
(j) 固定消火設備制御装置（起動スイッチ）

制御卓には、固定消火設備の起動装置を設置すること。起動スイッチは透明な蓋で覆う等により、不用意に操作されないものであるとともに、火災時には、速やかに操作することができるものであること。

(k) 制御卓の複数設置

制御卓は、顧客用固定給油設備等を分担することにより複数設置することができる。この場合、全ての制御卓に全ての固定給油設備等への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設置すること。

- ・モニター画面
- ・給油許可・解除スイッチ
- ・油種別ポンプ 起動スイッチ
- ・油種設定スイッチ
- ・緊急停止スイッチ
- ・放送機器及びインターホン
- ・消火設備起動スイッチなど



凡例

- : 固定給油設備等 (顧客用)
- : 固定給油設備等 (顧客用以外)
- : 監視カメラ
- ▽ : 泡放出口
- ◀ : スピーカー

セルフ給油取扱所の設置例

キ その他

(7) 危険物の規制に関する規則第 40 条の 3 の 10 第 3 号イにおいて、「顧客の給油作業等を直視等により適切に監視すること」と規定されている。

また、令和 2 年 3 月 27 日付け消防第 87 号では、「可搬式の制御機器を用いて給油許可等を行う場合の顧客の給油作業等の監視は、固定給油設備や給油空地等の近傍から行うこと」とされている。

このことについて、次の a から d までの要件を満たす場合は、可搬式の制御機器を用いて給油許可を行う場合の顧客自らによる給油作業の監視は、固定給油設備や給油空地等の近傍以外の場所（給油取扱所の敷地内に限る。）から

◇ 11 給油取扱所

行うこととして差し支えない。

(令和6年9月24日消防危第279号)

- a 次の機能を有する監視制御装置を設けること。
- (a) 次の事項を検知して継続的に監視するとともに、その旨の信号を制御卓及び可搬式の制御機器へ発信する機能
- 1) 自動車又は原動機付自転車の停車
 - 2) 給油ノズルを固定給油設備から取る動作
 - 3) 給油ノズルが給油口に挿入される動作
 - 4) 給油を行う動作
 - 5) 給油ノズルを固定給油設備に戻す動作
- (b) 次の異常を検知し、その信号を制御卓及び可搬式の制御機器へ発信する機能
- 1) 自動車又は原動機付自転車が適正な位置に停車されないこと。
 - 2) 給油ノズルが給油口に挿入された動作に至った後、自動車又は原動機付自転車から顧客が離れること。
 - 3) 固定給油設備の付近に2人以上の顧客が確認されること。
 - 4) 固定給油設備の付近に火気があること。
 - 5) 固定給油設備の付近に携行缶及びポリタンクがあること。
- b 制御卓及び可搬式の制御機器は、次の機能を有すること。
- (a) 固定給油設備周辺のカメラ映像を表示できる機能（複数の固定給油設備がある場合は、各固定給油設備のカメラ映像を切り替えて表示できる機能）
- (b) a(a)1)又はa(a)2)から5)までのいずれかの動作を検知した場合は、画面表示により従業員に報知する機能
- (c) a(b)1)から5)までのいずれかの異常を検知した場合は、画面表示及び警報音により従業員に報知し、又は給油を停止する機能
- c 固定給油設備の近傍や事務所出入口等の適切な場所に消火器を設置すること。なおこの消火器は、第5種の消火設備として設置するものと兼用して差し支えない。
- d 次の場合に従業員がとるべき措置に関する事項を予防規程に明記するとともに、適切に対応することができる体制等（従業員の配置、掲示物等による顧客への周知等）を整備すること。
- (a) 装置及び機器等に異常や故障が発生した場合
- (b) 顧客からの呼び出しがあった場合
- (c) 事故が発生した場合

- (i) 顧客用固定給油設備のアイランド上にプライベートカード自動販売機を設置する場合は、可燃性蒸気滞留範囲外であれば、設置することができるものであること。

なお、この場合、危令第17条第1項第21号に掲げる製造所の電気設備の例によること。

(平成16年1月8日県内質疑)

13 航空機給油取扱所

建築物の屋上に航空機給油取扱所を設置する場合の基準及び安全対策等は次によること。

(1) 設置基準等

- ア 航空機給油取扱所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造である建築物の屋上に設置すること。
- イ 航空機給油取扱所として規制を受ける部分は、建築物全体ではなく、給油設備、航空機に直接給油するための空地、配管、その他危険物関連機器等であること。
- ウ 危険物を貯蔵し、又は取扱うタンク（以下「危険物タンク」という。）は屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所又は地下タンク貯蔵所として許可するものとし、ポンプ機器はこれらの許可施設に附属する設備として取扱うこと。
- エ 危険物の大量流出を防止するため、ポンプ機器及び危険物タンク（指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取扱うタンクを含む。）は2階以上の階に設置しないこと。

オ 貯蔵し、又は取扱う危険物は、JIS K 2209の航空タービン燃料油1号（Jet A-1）であること。

カ 航空機給油取扱所の許可数量については、建築物の屋上で航空機に給油する場合の1日の最大取扱量により算定すること。

キ 上記キによる取扱量が指定数量の5分の1以上指定数量未満となる場合は、条例に基づく少量危険物貯蔵取扱所としての基準が適用されるものであること。

(2) 設備基準

ア 給油設備は、危令第26条第3項第1号口の規定による給油配管（燃料を移送するための配管をいう。）及び当該給油配管の先端部に接続するホース機器とすること。

イ 屋上で大量の危険物の流出を防止するため、給油ノズルには手動開閉装置を開放状態で固定する装置（ラッチオープンノズル）を設けないこと。

ウ 配管は、危政令第9条第1項第21号の規定の例によるほか、次によること。

(f) 配管から危険物が流出した場合において、危険物及び可燃性蒸気の建築物への流入を防止するため、以下のいずれかの措置を講ずること。

a さや管又はこれに類する構造物（パイプシャフト等）の中に配管を設置する。

b 屋外に配管を設置するとともに、建築物の開口部及びその上部の外壁部分への設置を避ける。

(g) 点検が容易でない場所に設ける配管及び建築物外に設置された危険物タンクと建築物との連絡部分に設ける配管の接合は、溶接その他危険物の流出のおそれがないと認められる方法によること。

(h) 配管が建築物の主要構造部を貫通する場合は、その貫通部分に配管の接合部分を設けないこと。

(i) 配管には、見易い箇所に取扱う危険物の物品名を表示すること。

なお、当該表示については、屋内に設けられる配管にあっては、点検のために設けられた開口部にある配管ごとに、屋外にある配管にあっては、見易い箇所に1箇所以上表示すること。

(j) 屋上に電磁弁を設ける等により、給油量を管理し、必要以上の危険物が屋上に送油されないための措置を講ずること。

(k) ポンプ吐出側直近部分の配管に逆止弁を設ける等により、配管内の危険物がポンプ機器付近で大量に流出することを防止するための措置を講ずること。

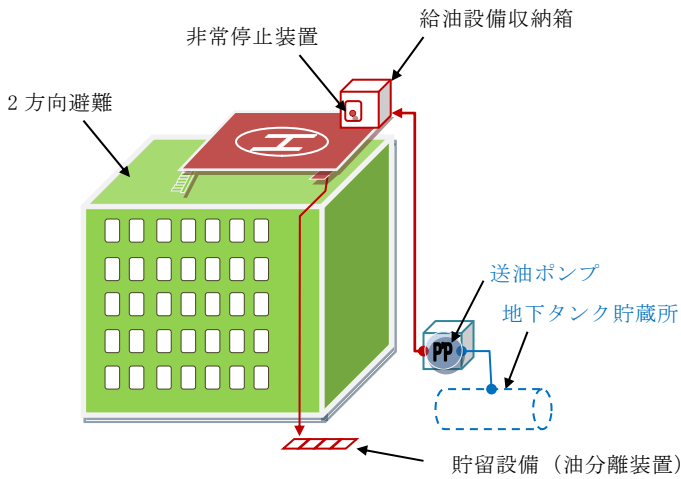
エ ポンプ機器を停止する等により危険物タンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設けること。また、当該緊急停止装置は、火災その他の災害に際し、速やかに操作することができる箇所に設けること。

オ 航空機に給油するための空地（以下「給油空地」という。）に漏れた危険物は危令第26条第3項第3号口の規定に関わらず給油空地外の防火上安全な地盤面等に設けた貯留設備に収容すること。

カ 上記貯留設備の危険物を収容することのできる容量は、想定される最大漏洩量（1回の最大給油量）以上で、雨水を有効に分離できるものとする。

キ 屋上に設ける消火設備については、危政令第20条の基準によるほか、第3種の消火設備を設置することが望ましいこと。

なお、泡又は粉末消火設備を設置する場合は、施行令第13条の規定により設置する消防用設備として危険物規制範囲外にも適用できるよう配慮すること。



- (3) 給油体制
給油は、火災その他の災害が発生した際に危険物の移送の緊急停止、初期消火、通報等の必要な対応が速やかに実施できるよう適切な体制で行うこと。
- (4) 予防規程
災害その他の非常の場合に取るべき措置として、危険物の移送の緊急停止、初期消火、通報等に関する事項を定めること。
- (5) 避難経路
屋上からの避難経路については、複数設置することが望ましいこと。

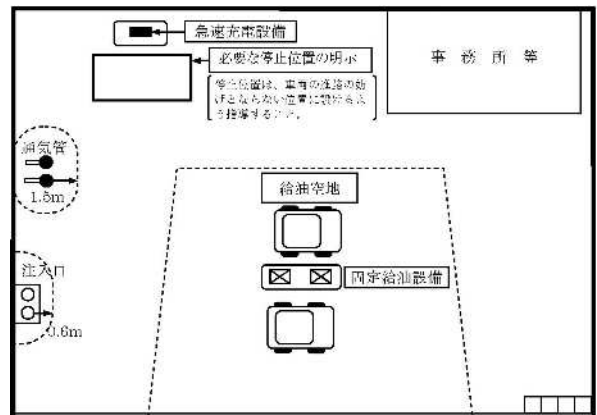
14 給油取扱所に設置される充電設備等

- (1) 急速充電設備の定義について（平成 24 年 3 月 16 日消防危第 77 号、令和 5 年 2 月 21 日消防予第 59 号）
急速充電設備とは、電気自動車等にコネクタを用いて充電する設備（全出力 20 キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のものは、充電ポストを含む。（火気省令第 3 条第 20 号）
- (2) 急速充電設備の安全対策について
急速充電設備は、以下に掲げる措置が講じられた構造とすること。（火気省令第 3 条）
ア 筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。
イ 床、壁、支柱等に堅固に固定すること。
ウ 雨水等の浸入防止措置を講ずること。
エ 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
オ 急速充電設備と電気自動車とが確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
カ 急速充電設備と電気自動車との接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
キ 漏電、地絡又は制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
ク 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
ケ 異常な高温とならない措置及び異常な高温となった場合における急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
コ 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
サ 接続部の落下防止を講ずること。ただし、接続部に十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。
シ 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、濡れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速

充電設備を自動的に停止させること。

- ス 充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電できる機能を有するものにあつては、出力切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
 - セ 分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。
 - ソ 急速充電設備のうち CHAdeMO（チャデモ）協議会が規格認定した製品は、工からすまでに係る添付図書を省略することができる。
 - ※ 参考：CHAdeMO方式の特徴として、現在市販の電気自動車には ECU（Electric Control Unit）が搭載され、急速充電設備との間で信号制御し適正電流値で常時充電状況監視機能等の安全対策が施されている。
- (3) 急速充電設備を給油取扱所に設置する場合の安全対策について

- 前記(2)に掲げる安全対策を講じた急速充電設備を給油取扱所に設置する場合には、以下に掲げる安全対策を講ずること。
- ア 次の(イ)から(ロ)以外の場所は、規則第 25 条の 5 第 2 項 第 5 号イ(1)の「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」として取り扱って差し支えないこと。（図 1～図 4 参照）（令和 5 年 12 月 6 日消防危第 324 号）
- イ 懸垂式以外の固定給油設備にあっては、固定給油設備の端面から水平方向 6m までで、基礎又は地盤面からの高さ 60cm までの範囲、かつ固定給油設備の周囲 60cm までの範囲
- ロ 懸垂式の固定給油設備にあっては、固定給油設備のホース機器の引出口から地盤面に下ろした垂線（当該引出口が可動式のものにあつては、可動範囲の全ての部分から地盤面に下ろした垂線とする。）から水平方向 6m までで、地盤面からの高さ 60cm までの範囲、かつ固定給油設備の端面から水平方向 60cm までで、地盤面までの範囲
- ハ 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲 1.5m までの範囲



給油取扱所における急速充電設備の設置例

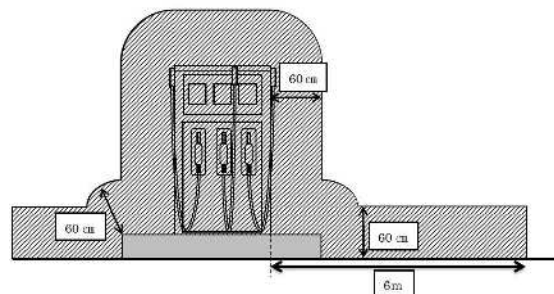


図 1 固定給油設備の周囲

◇ 11 給油取扱所

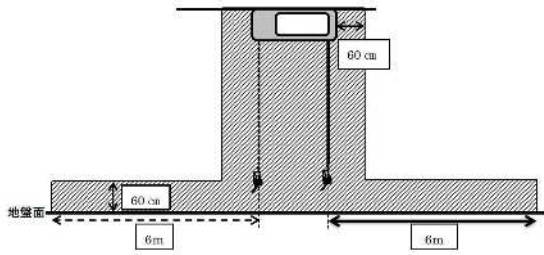


図2 懸垂式の固定給油設備の周囲

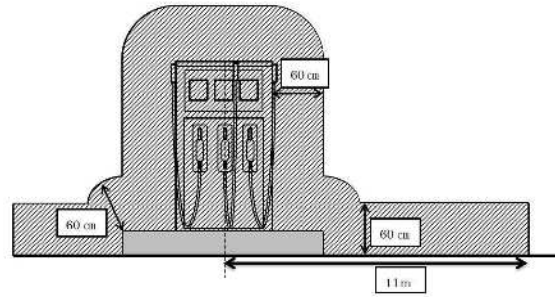


図1 固定給油設備の周囲

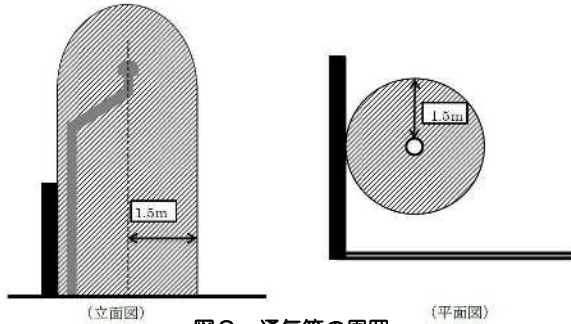


図3 通気管の周囲

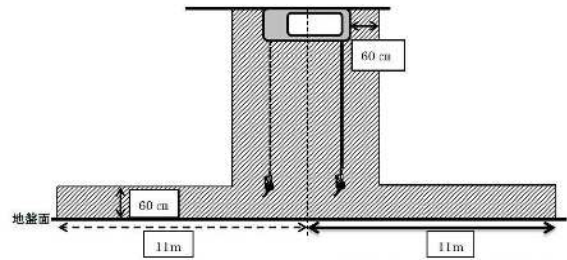


図2 固定給油設備の周囲

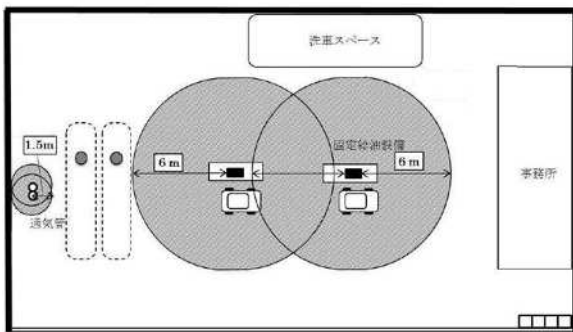


図4 給油取扱所（平面図）

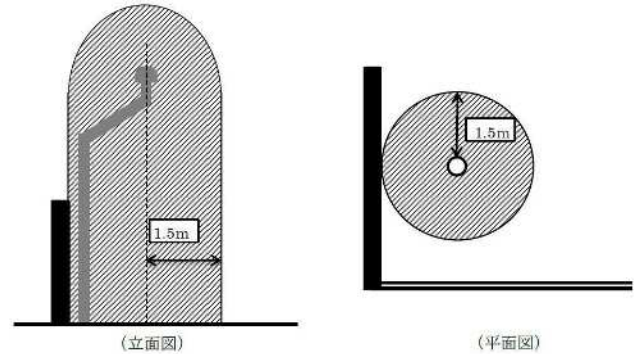


図3 通気管の周囲

イ 次の(ア)から(カ)以外の場所は、規則第25条の5第2項第5号ハただし書きの「危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」として取り扱って差し支えないこと（図1～図4参照）。

- (ア) 懸垂式以外の固定給油設備にあっては、周囲60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向11mまでで、基礎又は地盤面からの高さ60cmまでの範囲
- (イ) 懸垂式の固定給油設備にあっては、固定給油設備の端面から水平方向60cmまでで、地盤面までの範囲、かつ固定給油設備のホース機器の中心から地盤面に垂線を下ろし、その交点から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向11mまでで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲
- (ロ) 専用タンク等のマンホールの中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向14mまでで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲
- (ハ) 専用タンクへの注入口の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向16mまでで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲
- (ニ) 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲1.5mまでの範囲
- (ホ) 屋内給油取扱所（一方又は二方のみ開放されたものに限る。）の敷地の範囲

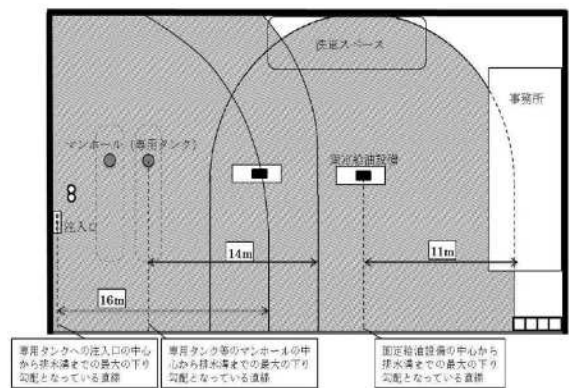


図4 給油取扱所（平面図）

- ウ 見やすい位置に急速充電設備の標識を設けること。★
 - エ 自動車等の衝突防止措置を講じること。★
 - オ 電気自動車の停止位置は、電気自動車がかみ出さない大きさの枠をペイント等で表示すること。★
 - カ 電気火災に有効な消火器等を近くに設置すること。★
- (4) その他

急速充電設備の適切な監視、緊急遮断装置の操作方法等について、従業員への教育を徹底すること。

(令和5年12月6日消防危第324号)

15 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において給油の許可の判断に資する情報を従業員へ提供するAIシステムの導入に係る留意事項について（令和5年5月15日消防危第124号）

- (1) AIシステムによる給油許可監視の支援について
 情報提供型 AI システムとしてガイドライン（Ver.1）4「AIシステムの試験方法」又はこれと同等以上の方法により信頼性評価が実施されたものについて、セルフ給油取扱所に導入することは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第40条の3の10に抵触するものではないこと。
- (2) ガイドライン（Ver.1）においては、情報提供型 AI システムを導入するセルフ給油取扱所について、次の要件を満たすことが求められていること。
 ア AIシステムによる監視の対象となる給油レーンにおいては、停車枠を捉えることができるカメラを設置し、給油を行う顧客及び給油の対象となる車両を監視できること。
 イ セルフ給油取扱所の体制は次によること。
 (ア) 必ず従業員が給油許可監視を実施する体制が確保されていること。
 (イ) AIシステムによる監視の対象となる給油レーンを利用する顧客に対し、給油レーンへの標示、ポスターの掲示、固定給油設備の画面表示又は音声案内等の方法により、AIによる監視の事実が周知されていること。
 (ウ) AIシステムが正常な情報を従業員に提供できない状態にあるときは、従業員がその状態を認識し、直ちにAIシステムの使用を停止できる体制となっていること。
- (3) 導入時の手続きについて
 ア AIシステムの導入に伴って、新たに監視カメラ等の機器を設置するなど、セルフ給油取扱所の位置、構造又は設備に変更を生じるときは、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第11条第1項に基づく変更許可を要すること。
 イ AIシステムを導入したセルフ給油取扱所は、監視カメラ等の機器やそのソフトウェアが相互に密接に関連しつつ一体となってセルフ給油取扱所の施設を構成するものであるため、AIシステムの維持管理や更改に伴う監視カメラ等の機器やソフトウェアの変更工事について、「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」（平成14年3月29日付け消防危第49号。以下「第49号通知」という。）別添第3のNo.116「セルフ給油所の監視機器・放送機器・分電盤・照明器具」欄の「取替」若しくは「補修」に該当するか又は「改造」に該当するかの別が明確に判断できない場合は、同欄における「○」又は「△」の有無にかかわらず、原則として資料の提出等を求めること。
 また、第49号通知2（2）アからエに掲げる要件を踏まえ、当該変更が法第10条第4項の基準の内容と関係が生じないものであること又は保安上の問題を生じさせないものであることが判断できる場合は、同通知の「軽微な変更工事」として取り扱うこととされたいこと。
 ただし、次のアからウに該当する場合は、保安上の問題を生じさせるものではないと考えられることから、資料の提出等を要せずに「軽微な変更工事」として取り扱うこととされたいこと。
 (ア) 監視カメラ等の機器の位置及び構成に変更がないこと。
 (イ) 上記（1）の評価結果が引き続き有効であること。
 (ウ) 上記（2）の要件に係る変更がないこと。
 ウ 上記（2）イ（イ）については、必要に応じ、予防規程に定めることが望ましいものであること。

16 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る運用について（令和2年3月27日消防危第87号）

- (1) 可搬式の制御機器を設けたセルフスタンドにおける位置、構造及び設備に係る技術上の基準（規則第28条の2の5第7号関係）
 ア 可搬式の制御機器を用いて給油許可を行うことができる場所の範囲は、各給油取扱所のレイアウト等を考慮の上、従業員が適切に監視等を行うことができる範囲となるように設定させることが適当であるため、位置に応じて当該機器の給油許可機能を適切に作動させ、又は停止させるためのビーコン等の機器を配置すること。
 イ 可搬式の制御機器の給油停止機能及び一斉停止機能は、火災その他災害に際して速やかに作動させること等が必要であることから、上記アの範囲を含め、給油空地、注油空地及びその周辺の屋外において作動させることができるようにすること。
- (2) 可搬式の制御機器を設けたセルフスタンドにおける取扱いの技術上の基準（規則第40条の3の10第3号イ関係）
 可搬式の制御機器の給油許可等を行う場合の顧客の給油作業等の監視は、固定給油設備や給油空地等の近傍から行うこと。
- (3) 予防規程等に関する事項
 下記に関する事項及びそれを踏まえた運営体制について、予防規程又はその関連文書に明記すること。
 ア 可搬式の制御機器は、「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について」（平成30年8月20日付け消防危第154号）の1に掲げる規格等に適合するものとし、肩掛け紐付きカバーやアームバンド等の落下防止措置を講ずること。
 イ 火災等の災害発生時においては、一斉停止や緊急通報等の応急対応以外での可搬式の制御機器の仕様は中止し、安全が確保されるまでの間は使用しないこと。
 ウ 火災発生時に初期消火を迅速に実施できるよう、固定給油設備等の近傍や事務所出口等の適切な場所に消火器を配置すること。
 エ 火災等の災害発生時における応急対応を含め、可搬式の制御機器による給油許可を行う上で必要な教育・訓練を実施すること。
- (4) 可搬式の制御機器を設置する場合の手続きに関する事項
 可搬式の制御装置を用いて給油許可等を行う場合には、使用する制御機器の機能（給油許可の制御機能及び停止機能等）に係る位置、構造及び設備の技術上の基準への適合性を確認する必要があることから、消防法第11条第1項に基づく変更許可を要するものであること。
 なお、機器の更新等に係る手続きについては、「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」（平成14年3月29日付け消防危第49号）に基づき適用されたい。